

松江市原子力災害広域避難計画

平成 2 6 年 3 月

松 江 市

松江市原子力災害広域避難計画 目次

序章 総則

第1節 計画の目的	序-1
第2節 計画の想定	序-1
第3節 計画の作成及び修正	序-1
第4節 計画の周知徹底	序-1
第5節 計画作成の経緯	序-2

第1章 原子力災害対策の基本事項

第1節 原子力災害に対応するための防護措置	1-1
第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲（PAZとUPZ）	1-3
第3節 防護措置の実施基準	1-5
1. 緊急事態区分（EAL）：放射性物質の大量放出前	1-5
2. 防護措置の実施を判断する基準（OIL）：放射性物質の大量放出後	1-11

第2章 住民等の広域避難

第1節 住民避難における市の方針	2-1
1. 広域避難の策定方針	2-1
2. 防護措置の早期実施及び段階的避難	2-2
3. 要配慮者等対応	2-2
4. 広域避難に係る体制整備	2-3
5. 避難が長期化した場合の対応	2-4
6. 複合災害への対応方針	2-4
第2節 住民への情報連絡	2-7
1. 住民への情報提供	2-7
2. 住民広報にあたって留意する事項	2-8
第3節 事故発生から広域避難までの流れ	2-10
1. PAZの住民等の行動の流れ	2-11
2. UPZの住民等の行動の流れ	2-12
第4節 広域避難のルール	2-14
1. 住民（一般）の広域避難	2-15
2. 住民（要配慮者）の広域避難	2-18
3. 学校・幼稚園・保育所（園）の避難	2-23
4. 汚染スクリーニング及び除染	2-25
5. 安定ヨウ素剤の配布及び服用	2-25
第5節 地区別避難先等（詳細は添付資料1参照）	2-29
1. PAZ地区別避難先（概要）	2-29
2. UPZ地区別避難先（概要）	2-30
第6節 避難所への入所及び避難生活の確立	2-35
1. 避難所（広域福祉避難所を含む）到着段階	2-35
2. 避難生活の確立段階	2-36

第3章 広域避難に係る体制

第1節 市の広域避難に係る体制	3-1
1. 緊急事態区分等に基づく市の体制	3-1
2. 体制ごとの組織と業務	3-6
3. 支所・地区災害対策本部への応援職員の派遣（現地災害対策本部への移行）	3-14
第2節 避難先自治体の避難者受け入れに係る体制と主な業務	3-17
1. 情報連絡体制	3-18
2. 避難先自治体への職員派遣	3-18
3. 避難経由所の運営	3-18
4. 避難所の運営	3-20
5. 広域福祉避難所の運営	3-22

【添付資料】

- 添付資料1 地区別避難先等一覧（詳細）
- 添付資料2 社会福祉施設（入所施設）における「原子力災害にかかる避難計画」作成ガイドライン（平成24年10月 島根県健康福祉部）
- 添付資料3 病院における「原子力災害にかかる避難計画」作成ガイドライン（平成24年11月 島根県健康福祉部医療政策課）

序章

総則

序章 総 則

第 1 節 計画の目的

本計画は、中国電力（株）島根原子力発電所（以下、「原子力発電所」という。）における重大事故等に起因する原子力災害の発生若しくは発生するおそれがある場合に備え、松江市地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）の原子力災害対策編に基づき、市域を越える広域的な避難措置（以下、「広域避難」という。）に必要となるルールや体制等を定めるものであり、あらかじめ松江市民及び避難先自治体、国、県などの防災関係機関等に周知を図るとともに必要な対策を準備することなどにより、広域避難等の防護措置が円滑に実施できる体制を構築することを目的とする。

第 2 節 計画の想定

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故に起因する原子力災害を教訓に、松江市全域を本計画の対象とし、原子力発電所の事故の進展及び原子力災害の拡大に応じ各地区に対し段階的に避難指示がなされることを想定する。

第 3 節 計画の作成及び修正

本計画は、地域防災計画（原子力災害対策編）及び「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」（以下、「島根県広域避難計画」という。）に基づき、国、県、避難先自治体及び関係機関の協力のもと作成したものである。

本計画は必要に応じて修正することとするが、島根県及び出雲市、安来市、雲南市（以下、「周辺 3 市」という）の避難計画との整合性や避難先自治体の受け入れ体制に関わる修正事項が生じた場合には、島根県や周辺 3 市並びに避難先自治体に対し必要に応じて協議を行うこととする。

また、避難先自治体の避難所が使用不可となるなど、様々な条件が変わることが想定されることから、避難先施設の状況について、島根県を通じて定期的に避難先自治体に確認することとする。

なお、原子力防災訓練等を通じて、継続的に計画の実効性を高めていく。

第 4 節 計画の周知徹底

市は、原子力災害発生の際の対応や、広域避難を実施する際の避難先に関する事項等をわかりやすくまとめたパンフレットを作成するなど、市民に対し本計画の周知を図ることとする。

また、関係行政機関、関係公共機関その他関係機関等に対しても、本計画の周知を図ることとする。

第5節 計画作成の経緯

平成23年3月11日に東京電力（株）福島第一原子力発電所において重大な事故が発生し、大量の放射性物質が放出された結果、周辺住民に対し長期間の避難を強いることとなった。同規模の原子力災害が松江市で発生したと仮定すると、住民の大半が市外へ避難しなければならないことになる。

本市ではこうした事態への対応を重要な行政課題と位置づけ、平成23年5月に「原子力災害対策検討プロジェクト会議」を立ち上げ、福島原子力災害対応等を参考に全市民が避難すると仮定した際に考えられる課題や問題点を抽出し、島根県と協力して福島県の被災自治体に対する状況調査を実施するなど、国の検討に先立ち住民の安心・安全を確保するために必要な検討を続けてきた。

また、島根県においても、立地自治体である本市のほか、発電所から30km圏域にかかる鳥取県や5市（周辺3市、米子市及び境港市）、原子力防災関係機関とともに、平成23年5月に「原子力防災連絡会議」を設置し、広域避難体制の整備に係る検討を行い、避難先自治体と協議した上で、平成24年11月に島根県下関係市（松江市、周辺3市）に係る島根県広域避難計画を策定したところである。その後、市は更に避難先である県内11市町、広島県及び同県内5市町、岡山県及び同県内13市町と具体的な事項について協議を継続してきた。

一方、防災基本計画原子力災害対策編の改正（平成24年9月）や、原子力規制委員会による原子力災害対策指針の決定（平成24年10月）を受け、本市として原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲が全市に拡大することを盛り込んだ地域防災計画（原子力災害対策編）を平成25年3月に改定した。

本計画は、地域防災計画（原子力災害対策編）をもとに、原子力災害対策検討プロジェクト会議にて検討した事項や、避難先自治体との個別の調整事項等を踏まえ策定したものである。

第 1 章

原子力災害対策の基本事項

第 1 章 原子力災害対策の基本事項

第 1 節 原子力災害に対応するための防護措置

原子力災害から身を守るため、原子力発電所で発生した事故の状況や環境の放射線量を踏まえ、国、県、市からの指示により、住民は以下の各種防護措置を実施する。

(1) 避難¹及び一時移転

あらかじめ定められた避難先への避難を実施する防護措置であり、原子力発電所の事故の状況や環境の放射線量により以下の 2 とおりが原子力災害対策指針において規定されている。

① 避難

空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれがある地点から速やかに離れるため緊急に実施する。

② 一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（一週間程度）の内に当該地域から離れるため実施する。

(2) 屋内退避

自宅や公共施設内などの屋内に退避することで、呼吸等による放射性物質の体内への取り込みを抑制するとともに、屋外の放射性物質からの放射線の強さを壁の遮へい効果や距離により低減を図る防護措置。一般的に、コンクリート建物の方が、壁等による遮へい効果や建屋の気密性が比較的高く効果的とされている。

屋内退避は、避難の指示が行われるまで被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転の実施が困難な場合に実施する。また、原子力発電所から放射性物質が放出されていない段階においても、発電所の事故が急変した際への対応等のために実施する場合がある。

なお、長期間の屋内退避は生活に支障が出るため、原子力発電所の事故の進展や放射性物質の放出状況などを踏まえ、適切に屋内退避措置の緩和・解除や避難若しくは一時移転を実施する。

(3) 安定ヨウ素剤の予防服用

放射線を出さない安定ヨウ素剤をあらかじめ服用し、事故によって原子力発電所から放出された放射性ヨウ素が甲状腺へ集積し内部被ばくすることを防ぐ防護措置。主に屋外の活動

¹ 本市においては、市外への避難を「広域避難」と定義しており、避難を実施するという意味の「避難」と用語の使用を分けている。

を要する広域避難や一時移転、屋内退避と併用する。

(4) 汚染スクリーニング及び除染

汚染スクリーニングは、放射性物質が皮膚や衣類等に付着することによる外部被ばくや、呼吸及び経口摂取（口から摂取すること）による内部被ばくの低減、汚染の拡大防止を目的として実施する。専用の放射線測定器によって住民の身体や物品等に付着した放射性物質の汚染程度を把握して一定以上の放射性物質が検出された際は除染（放射性物質を取り除くこと）を行う。

(5) 飲食物の摂取制限

放射性物質により直接汚染される野外で生育された食品（例：家庭菜園で作った野菜や該当地域の牧草を食べた牛の乳など）の放射性物質の濃度測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置。飲食物の摂取制限を実施した際、必要に応じて摂取制限が措置されている区域に対し、代替となる放射性物質により汚染されていない飲食物を提供するための体制を構築する。

第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲（PAZとUPZ）

松江市では市内全域を原子力災害対策を重点的に実施すべき区域としており、更に原子力発電所からの距離に応じてPAZ（予防的防護措置を準備する区域：Precautionary Action Zone）とUPZ（緊急防護措置を準備する区域：Urgent Protective action Planning Zone）に2区分し、それぞれに原子力災害に対する防護措置の実施方法を定めている。

なお、原子力発電所で事故が発生した場合、松江市全域において即座に広域避難などの防護措置が指示されるのではなく、事故の規模や放射性物質の拡散状況を踏まえ、一定の地区単位²で防護措置等の指示が行われる。

（１） PAZ ※原子力発電所から概ね半径5kmの区域（表1-1、図1-1参照）

原子力発電所の事故が急速に進展する場合において、放射線被ばくによる確定的影響³を回避するため、原子力発電所の状況に応じて放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に広域避難等の防護措置を準備及び実施する区域。

（２） UPZ ※松江市においてはPAZ以外の市内全域

確率的影響⁴を最小限に抑えるため、下記のとおり防護措置を実施する区域。

① 放射性物質放出前

PAZ住民の避難状況や原子力発電所の事故の規模、時間的余裕等に応じて放射性物質放出前の広域避難等の防護措置を検討、実施する。

② 放射性物質放出後

環境に放出された放射性物質の量を測定し、一定基準以上の放射線量が測定された地区から順次、広域避難や食物摂取制限などを実施する。

² 広域避難等の防護措置の指示は公民館・支所単位で行われる。ただし島根、生馬、古江については地区内でPAZとUPZと分かれているため異なる時機に指示がなされるが、地区のコミュニティ維持の観点から避難先は同一とする。なお、同じ公民館区であっても、避難先自治体の受け入れ可能人数等により、避難先が複数の隣接自治体に分かれる地区もある。

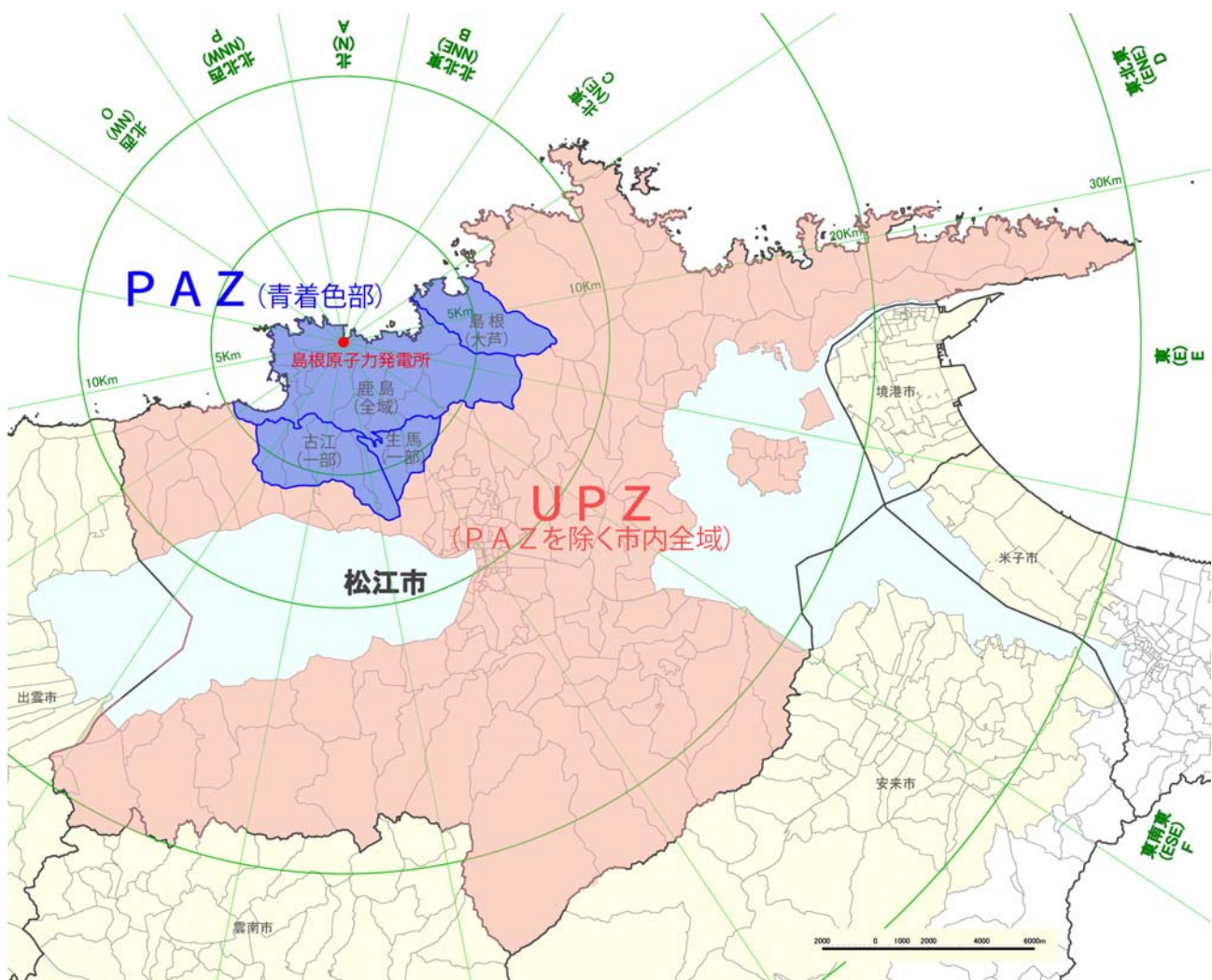
³ 確定的影響：一定量以上の放射線を受けると必ず影響が現れる現象であり、脱毛や白内障などの症状が発生するとされる。受けた放射線の量が多くなるほど影響度（症状）も大きい。

⁴ 確率的影響：一定量の放射線を受けたとしても必ずしも影響が現れるわけではなく、放射線を受ける量が多くなるほど影響（ガンや白血病など）が現れる確率が高まる現象。ただし、受ける量が多くなっても症状が大きくなるわけではないとされている。

表 1-1 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（松江市）
P A Z	鹿島地区、島根地区の一部（島根町大芦）、生馬地区の一部（上佐陀町、下佐陀町、西生馬町）、古江地区の一部（古志町、西谷町、荘成町、 <u>東長江町の一部※</u> 、 <u>西長江町の一部※</u> ） <u>※東長江町の一部と西長江町の一部とは、市道古志大野線より北側の区域をいう。</u>
U P Z	P A Zを除く全地区

図 1-1 P A Z 及び U P Z の区域



第3節 防護措置の実施基準

原子力発電所で事故が発生した際は、住民の無用な被ばくを避けるよう、初期段階から原子力発電所の状況や放射性物質の拡散（原子力災害の発生）状況などを把握するとともに、その状況に応じ適切に広域避難等の防護措置を準備又は実施しなければならない。原子力規制委員会は、このように事故や原子力災害の状況に応じ段階的な対応ができるよう、原子力発電所の事故状況を住民に放射線の影響が及ぶおそれが高いかどうかという観点で判定する「緊急事態区分（EAL：Emergency Action Level）」や、原子力災害発生時における放射線量に応じた防護措置の実施基準である「防護措置の実施を判断する基準（OIL：Operational Intervention Level）」を定めている⁵。なお、この基準を基に住民が実施すべき防護措置についての判断を国が行い、県や市に対し指示等を行うこととなる。

1. 緊急事態区分（EAL）：放射性物質の大量放出前（表1-2 参照）

（1）警戒事態（EAL1）

住民への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所において事故等の異常事象の発生又はそのおそれがあるため、国、県、市などの防災関係機関が情報収集や防護措置実施準備のための災害体制を敷く段階。住民に対し注意喚起のための情報提供を行う。また、PAZの要配慮者⁶（「要配慮者」とは従前の「災害時要援護者」と同義）に対してはこの段階で広域避難の準備を促す。

（2）施設敷地緊急事態（EAL2）

原子力発電所において住民に放射線による影響をもたらす可能性のある事故等が生じたため、PAZにおいて緊急時に備えた避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。PAZの施設敷地緊急事態要避難者⁷に対しては基本的にこの段階で広域避難指示を行う。

（3）全面緊急事態（EAL3）

原子力発電所において住民に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態であり、PAZの住民は速やかに広域避難を実施する。また、UPZの住民は、屋内退避を実施しながら避難準備を行う。なお、PAZ住民の避難状況や原子力発電所の事故の規模等に応じ、UPZの住民についても予防的な広域避難の検討、実施を行う。

⁵ 緊急事態区分（EAL）の詳細については中国電力株式会社、防護措置の実施を判断する基準（OIL）の詳細については、原子力規制委員会において継続して検討が続けられており、随時本避難計画に反映する。

⁶ 【要配慮者】市地域防災計画に規定する高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすい者をいう。（参考1-1 参照）

⁷ 【施設敷地緊急事態要避難者】避難行動要支援者（参考1-1 参照）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者や、副作用発生の恐れがあるなど安定ヨウ素剤を服用することが不適切な者をいう。ここでいう「避難の実施に通常以上の時間がかかる」場合とは、例えば入院患者のように避難先が同等の設備・体制を有する病院等に限定され、その移動手段として特別な車両等を要するような、他の住民に比べ避難の実施に時間を要する方を想定している。（家族や周辺住民等の支援により避難ができる者などは該当しない。）（参考1-1 参照）

表 1-2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて
(原子力災害対策指針(平成25年9月5日全部改正)より抜粋、一部加筆)

1) 沸騰型原子炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉施設(原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)

警戒事態を判断するEAL (EAL 1)	防護措置の概要
①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ④原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑤全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑦使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑧原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑩重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑪燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑫島根県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑬島根県において、大津波警報が発令された場合。 ⑭オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑮当該原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ⑯その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	情報収集や防護措置実施準備のための災害体制を敷く段階。 PAZ内の避難の準備に時間を要する要配慮者について避難等の準備を開始。

施設敷地緊急事態を判断するEAL（EAL2）	防護措置の概要
①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ②原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る）による注水ができないこと。 ③原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。 ④全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子炉規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。 ⑤非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。 ⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑧原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑩火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑪原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑫原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑬燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑭原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑮その他原子力施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PALの住民は避難等の防護措置の準備を開始。 PALの施設敷地緊急事態要避難者は準備が整いしだい広域避難を開始する。

全面緊急事態を判断するEAL（EAL3）	防護措置の概要
①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止ができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。 ⑦全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑧炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。 ⑩使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑫燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合。（事業所外運搬に係る場合を除く） ⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Zの住民は迅速に避難等の防護措置を実施する段階。準備が整いしだい速やかに広域避難を実施。 U P Zの住民は屋内退避を実施しながら避難準備を行う。なお、放射性物質が放出されていない段階でも、P A Z住民の避難状況や原子力発電所の事故の規模や時間的推移等に応じて広域避難指示が行われることがある。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づき防護措置を実施する。

2) 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く）

警戒事態を判断するEAL（EAL1）	防護措置の概要
① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 島根県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑦ 島根県において、大津波警報が発令された場合。 ⑧ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑨ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑩ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	情報収集や防護措置実施準備のための災害体制を敷く段階。 PAZ内の避難の準備に時間を要する要配慮者などの避難等の準備を開始。

施設敷地緊急事態を判断するEAL（EAL2）	防護措置の概要
① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子炉規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。 ② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑧ その他原子力施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	全住民に警戒情報を伝達するとともに、PAZの住民は避難等の防護措置の準備を開始。 PAZの施設敷地緊急事態要避難者は準備が整いしだい広域避難を開始する。

全面緊急事態を判断するEAL（EAL3）	防護措置の概要
①全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。 ②全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ③使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑤原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合。（事業所外運搬に係る場合を除く） ⑥その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Zの住民は迅速に避難等の防護措置を実施する段階。準備が整いしだい速やかに広域避難を実施。 U P Zの住民は屋内退避を実施しながら避難準備を行う。なお、放射性物質が放出されていない段階でも、P A Z住民の避難状況や原子力発電所の事故の規模や時間的推移等に応じて広域避難指示が行われることがある。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づき防護措置を実施する。

2. 防護措置の実施を判断する基準（O I L）：放射性物質の大量放出後（表1-3 参照）

原子力発電所の放射性物質を閉じ込める機能が喪失し、放射性物質が異常な水準で環境に放出された段階で用いられる判断基準である。（放射性物質は風向風速等の気象条件によって拡散する地域にばらつきがあるため即時市内全域に拡散することは無いが、事故の急速な進展や気象の不確定性を考慮して屋内退避を実施しつつ避難指示に備える）

放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国及び県、市は放射線量を測定する緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置の実施を判断する基準（O I L）に照らして、各地区毎に広域避難や一時移転、食物摂取制限、安定ヨウ素剤の服用指示など必要な措置の判断を行い実施することとなる。

表 1-3 O I L と防護措置について（原子力災害対策指針（平成25年9月5日全部改正）より抜粋、一部加筆）

		基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
防護措置の実施を判断する基準（O I L）	緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h ※地上1m で計測した場合の空間放射線量率	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
		O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm （皮膚から数 cm での検出器の計数率） β 線：13,000cpm 【1ヶ月後の値】 （皮膚から数 cm での検出器の計数率）	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
	早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h ※地上1m で計測した場合の空間放射線量率	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
	飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ※地上1m で計測した場合の空間放射線量率	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
		O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	飲食物に、放射性ヨウ素や放射性セシウムなどの放射性核種がどれだけ含まれているか測定する。	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものは摂取制限を実施

【参考 1-1 要配慮者、避難行動要支援者、施設敷地緊急事態要避難者について】

要配慮者

高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすい者をいう。

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。（社会福祉施設入所者及び長期入院患者等を含む）

施設敷地緊急事態要避難者（PAZ）

避難行動要支援者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者をいう。

副作用発生の恐れがあるなど安定ヨウ素剤を服用することが不適切な者（安定ヨウ素剤服用不適切者）

【要配慮者】

災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすい者の総称。原子力災害の広域避難にあたっては、避難のタイミングや避難施設の選定など、きめ細やかな対応を行うため、要配慮者のなかで避難行動要支援者、施設敷地緊急事態要避難者という特別な配慮が必要な者を定め、それぞれの対応について本避難計画に定めている。また、松江市広域避難計画においては、在宅の要配慮者、社会福祉施設入所者、病院の入院患者、外国人、観光客に関して、広域避難にあたっての留意事項、ルールを定めている。なお、避難にあたり支援を必要としない方でも、特段の理由により設備が整った広域福祉避難所※に入所する必要がある場合があることに留意する。

※（広域福祉避難所）

社会福祉施設入所者や避難生活に配慮が必要な避難行動要支援者、施設敷地緊急事態要避難者などの要配慮者については、生活環境に特段の配慮が必要であるため、避難先として多目的トイレや冷暖房設備などが整備された施設を「広域福祉避難所」として設定する。

【避難行動要支援者】

災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の実施のためには支援が必要な者をいう。避難実施時に支援が必要な方であることから、避難行動要支援者は避難所の設備面で特別な配慮が必要と想定しており、基本的に広域福祉避難所に入所することとしている。ただ、全ての避難行動要支援者が避難所の設備面で特別な配慮が必要であるわけではないことに留意が必要である。

【施設敷地緊急事態要避難者】

PAZの避難行動要支援者のなかで、避難実施時に搬送手段、受け入れ体制を整えた上でないと健康リスクが高まり避難が難しい者をいう。また、PAZにおいては全面緊急事態において安定ヨウ素剤を服用して避難を実施することとされているため、副作用が発生する可能性があるなど、安定ヨウ素剤を服用することが不適切な者についても施設敷地緊急事態要避難者としている（広域福祉避難所へは入所しない）。なお、上図に記載の「避難の実施に通常以上の時間がかかる」場合とは、例えば入院患者のように避難先が同等の設備・体制を有する病院等に限定され、その移動手段として特別な車両等を要するような、他の住民に比べ避難の実施に時間を要するケースを想定している。従って、避難行動要支援者であっても家族や周辺住民等の支援により、他の住民と一緒に避難ができる者などは該当しない。

第2章

■ 住民等の広域避難

第2章 住民等の広域避難

第1節 住民避難における市の方針

原子力災害とは放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所の外に放出されることによる災害であり、事故の発生から原子力災害（放射性物質の放出）に至るまでに時間的な余裕¹があることや、放射線の影響を五感では感じるができないことなど、自然災害とは異なる特殊性を踏まえ、住民の無用な被ばくを防止するための防災対策が必要となる。

東京電力（株）福島第一原子力発電所事故による原子力災害においては、避難先の確保など避難を実施するための体制が整わない中で広範囲の自治体に対し広域避難指示が行われ、大変な混乱を生じさせた²。このことから、二度とこのような事態が生じないよう、広域避難に係る体制やルール等を定めた計画をあらかじめ作成し、円滑に実施できるよう住民に周知しておくことが重要である。

以上を踏まえ、以下のとおり広域避難計画の策定及び防護措置の実施に係る方針を策定し、住民の安心・安全を確保することとする。

1. 広域避難計画の策定方針

（1）全住民の広域避難実施を想定

原子力発電所の事故の状態や気象条件などにより原子力災害の規模や放射性物質の拡散方位等に不確実性があることを踏まえ、最終的に市内全域の住民が広域避難を行うことを想定する。

（2）一定の地区単位毎の避難先等の設定

地域コミュニティの維持を目的に、一定の地区単位で避難先を設定する。これは、避難実施時の避難者に対する避難誘導及び支援、また避難先における避難所生活の早期確立にあたって、支所・地区災害対策本部を中心とした地域コミュニティが重要な役割を果たすためである。

避難先の設定については、地区の人口と避難先自治体の受け入れ可能人数、発電所からの距離等を考慮して設定する。また、市街地の渋滞を避けるため、出来る限り市街地を通行しないよう避難の方向についても考慮する。

¹ この時間的な余裕は、事故の態様によって異なり、不確実性はあるものの、原子力発電所の状況を継続して把握できれば、概ね正確に想定することができる。なお、原子力発電所の状況を把握するための設備が使用不可になった際、若しくはその可能性がある場合は、事故の発生原因等の状況証拠等から安全側に時間的余裕を想定することが必要である。

² 福島の原子力災害においては、国が避難先を定めずに広域の避難指示を出したために、大多数の方が行くあても無く自家用車避難した。その結果、大渋滞が発生し、ようやくたどり着いた避難所も満員で収容できず避難所を転々とせざるを得なかったなど大きな混乱が生じた。また、避難先において地域のコミュニティが分断されたために、避難生活におけるストレス等の心的障害発生や、安否確認や避難所運営に大変な支障をきたす原因となったと言われている。このような混乱や問題が生じた大きな理由のひとつには、大規模な原子力災害の発生を想定した広域な避難計画などが定められていなかったことにあると考える。

（３）避難のルールの設定

「どこの地区が」、「どこに集合し（バスによる集団避難の集合場所）」、「どの道路を通過（避難ルート）」、「どこに避難するか（避難先市町と目的地）」を一定の地区単位で定める。

（４）様々な防護措置を考慮

広域避難は最終的な防護措置と考えており、住民の安全を確保しつつ住民が無用な被ばくを受けないという目的を達成する観点から、屋内への退避や飲食物の摂取制限など様々な防護措置を実施する。

２． 防護措置の早期実施及び段階的避難

（１）防護措置の早期実施

広域避難等の防護措置を早期に実施できるよう、原子力発電所の事故の状況を踏まえ、放射性物質の大量放出までに時間的な余裕がある段階から、住民の避難準備に必要な時間を確保するため、避難準備情報などを早期かつ適切に発出する。

（２）発電所近隣地域を優先とした防護措置

原子力発電所に近い地域の避難措置を優先して実施することとする。また、その外側の地域においても原子力発電所に近い地域の避難状況や原子力発電所の事故の状況を踏まえ、段階的な広域避難を検討・実施する。

３． 要配慮者等対応

要配慮者³（「要配慮者」とは、従前の「災害時要援護者」と同義）の対応は市として最優先に取り組む事項とし、市の「災害時 地域で見守り・助け合い事業」⁴等を活用して避難行動要支援者⁵に対する避難の際の支援を行うとともに、避難先においては避難先自治体の協力のもと、可能な限り多目的トイレや冷暖房設備が整っている避難所に収容する。

なお、在宅の要配慮者、社会福祉施設入所者、入院患者、外国人、一時滞在者及び学校・幼稚園・保育所（園）については本章「第４節 広域避難のルール」にて具体的な避難方法を示すが、下記事項についても配慮することとする。

（１）乳幼児、妊産婦等の優先避難

特に放射線の影響を受けやすいと言われている、乳幼児や妊産婦の避難等の防護措置を早

³ 【要配慮者】市地域防災計画に規定する高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすい者をいう。

⁴ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみで暮らしている方、障がいのある方など災害が起きた時に手助けを必要とする方に対して、支所・地区災害対策本部、近所の方など地域が連携して避難支援をしていく制度。

⁵ 【避難行動要支援者】要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。なお、本計画においては、避難先において特に配慮が必要な者と位置づけ、バリアフリー設備や冷暖房設備等が整った広域福祉避難所へ入所することとしている。

期かつ優先的に実施する。また、在校時の生徒、児童、園児等については、保護者へ安全に引き渡すことを目的とし、早めの対応を行うこととする。

（２）高齢者、障がい者、傷病者等の広域避難

高齢者、障がい者、傷病者（入院患者）、社会福祉施設入所者等の要配慮者のうち、避難準備に時間を要する方が十分な避難準備ができるよう、早期に避難準備情報を広報する。

また、施設敷地緊急事態要避難者⁶は早期に避難準備を行うとともに、市と連携し健康状態等に配慮した搬送・受け入れ体制を構築した上で避難を実施する。

4. 広域避難に係る体制整備

（１）広域避難に係る体制

原子力発電所で事故が発生し、原子力災害に至る可能性が生じた場合に備え、全市民が円滑に避難を実施するため、国、県、避難先自治体、原子力防災関係機関と緊密な連携がとれるようあらかじめ体制を構築する。また、市としては事態の進展に応じ大規模自然災害発生時と同様な松江市災害対策本部や支所・地区災害対策本部等を中心とした体制をとる。また、早期の広域避難実施や臨機の対応が求められる場合に備え、市営交通としての即応性や柔軟性を活かし、松江市交通局保有バス車両を最大限に活用できる体制を構築することとする。

（２）避難誘導・交通規制体制の確立

避難を円滑に実施するため、島根県及び島根県警察本部は、道路管理者や他県の警察本部等と連携し、あらかじめ広域避難実施時における交通規制計画や避難誘導体制、また緊急車両が通行する緊急交通路についても検討を実施している。広域避難実施時には避難ルートの被災状況を確認し、交通規制計画と避難誘導体制を再確認してから実施する。

（３）避難者の支援体制の整備

島根県は、避難時における食料・飲料水支援、給油、救護、トイレ等の住民支援が円滑に実施できるよう、避難ルート沿線での支援ポイントの設定や物資の集積・支援等の体制について、国や県、避難ルート沿いの自治体等と連携して整備する。なお、高齢者、障がい者などの要配慮者や女性への配慮に留意する。

（４）地域の防災力の向上及び活用

広域避難実施時においては、市や関係機関のみでは対応が困難であるため、避難者の自助

⁶ 【施設敷地緊急事態要避難者】P A Z の避難行動要支援者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者や、副作用発生の恐れがあるなど安定ヨウ素剤を服用することが不適切な者をいう。ここでいう「避難の実施に通常以上の時間がかかる」場合とは、例えば入院患者のように避難先が同等の設備・体制を有する病院等に限定され、その移動手段として特別な車両等を要するような、他の住民に比べ避難の実施に時間を要する方を想定している。（家族や周辺住民等の支援により避難ができる者などは該当しない。）

と住民同士の共助⁷が必要であり、地域住民と行政等の防災関係機関が適切にその役割を果たしていくことが重要となる。平素より自主防災組織の結成促進など地域の防災力の向上を図り、地域の安心・安全につながるよう地区の防災力を活用した原子力災害体制を構築する。

(5) 避難先での避難者対応業務

避難初期段階においては主に避難先自治体が避難者対応業務を実施することとしており、島根県、松江市と避難先自治体が緊密に連携できるよう、あらかじめ避難者の受け入れ手順や運営方法等の基本的事項を定める。

5. 避難が長期化した場合の対応

避難が長期化すると見込まれる場合、国、島根県、市は、避難者が避難先から賃貸住宅、仮設住宅へできるだけ早期に移転できるようにする。また、これらの事項を国、島根県、市は連携をとりながら早期に調整を進め、避難後概ね6ヶ月以内に移転を完了させる。(重度の要配慮者は概ね1ヶ月以内に移転できるようにする)

6. 複合災害への対応方針

自然災害と原子力災害が複合的に発生した場合を想定し、特に実施しなければならないことや、優先しなければならない事項について、あらかじめ定めておくことは、実災害時に迅速な判断及び対応を行うために重要である。よって、以下に基本的な方針について定める。

(1) 人命最優先の対応

発災直後は瞬時に市民の命を奪うこともある地震や津波への対応を優先することとし、市民一人ひとりが適切に身を守ることができるよう人命を最優先とした対応を行う。

また、広域避難が必要となった場合にも、激しい余震や津波の第2波、3波の可能性がある、避難途中で被災する可能性が高くなると想定される地域には、無理に広域避難を実施せず、地震による倒壊や津波の被害を受けない指定避難所や自宅等で屋内退避を実施する。

(2) 避難先自治体への受け入れ可否の確認及び代替の避難先の設定

広域避難の実施前には島根県を通じて避難先自治体に対し受け入れ可否の確認を行うこととしているが、避難先自治体においても災害が発生し受け入れができない場合には、代替の避難先を速やかに定め、当該自治体に避難する地域に伝達する。(予備避難先は鳥取県を候補地としているが、収容施設が足りない場合は、更に広域に受け入れ要請を実施する。)

⁷ 「自助」とは、家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には情報に基づき自ら避難するなど、自分で身を守る事を言う。「共助」とは、地域の要配慮者の避難に協力したり、地域の方々と災害対応を行うなど、地区や近隣の住民と助け合うことを言う。なお、市や消防・警察等による救助活動や支援物資の提供などの公的支援を「公助」といい、これら自助・共助・公助の災害対応力を高め、互いに密接な連携をとっていくことが、災害時に被害を最小限にし、早期の復旧復興を果たしていくために重要である。

(3) 広域避難に必要な施設等の確認及び再設定

複合災害発生時には、市内施設の被災状況を速やかに確認するとともに、原子力災害対応を行うために必要な施設の被災状況を基に、必要に応じて本計画の変更及び住民周知を速やかに行う。

避難ルートの被災状況の把握については、高速道路、国道、県道の道路管理者と連携して実施する。なお、避難ルートが通行不可となった場合は、各道路管理者の協力を得て、島根県及び島根県警察本部等関係者と避難ルートの再調整を行い、迂回や避難ルートの再設定や、道路補修までの屋内退避実施など状況に応じた対応を行う。

【参考 2-1 複合災害に対する市の考え方】

福島第一原子力発電所の事故は平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する地震若しくは津波の襲来に起因するものであり、島根原子力発電所においては福島第一原発事故を踏まえた安全対策を継続して実施しているものの、地震や津波等による事故が発生するような複合災害を原子力防災対策においても想定しておくことは、市として市民の安心・安全を確保するために重要な事項である。

原子力発電所に被害を与えるほどの地震や津波は、市全域に対しても甚大な被害を与えると想定される。しかし、地震は余震を含めて発生後即座に、津波は数分から数時間おいて生命にも影響する危険が襲来するのに対し、原子力災害は原子力発電所における事故の発生から放射性物質の放出に至るまでに比較的時間的な余裕がある。このように、複合災害は、各災害の危険度と危険が襲来するタイミングが異なることから、適切にそれぞれの災害に対応できるよう、優先順位を考慮した災害対応を行うことが求められ、その際は、各自然災害や原子力災害の対応の方法を定めた各種地域防災計画に従って対応を行うべきである。

ただ、自然災害の発生により原子力災害対応の支障となることも想定されるため、自然災害と原子力災害が複合的に発生した場合において、特に実施しなければならないことや、優先しなければならない事項について、あらかじめ定めておくことは、実災害時に迅速な判断及び対応を行うために必要であり、これを基に実際発生した災害の態様など時々の状況に応じて臨機応変に対応しなければならない。

なお、原子力災害対応において複合災害として想定すべき主な自然災害は、福島第一原発事故を踏まえ現時点で地震と津波とするが、原子力発電所に対して重大な影響を与える自然災害が認められ、当該自然災害の発生により市内の原子力防災対策に影響を及ぼすものであれば検討する。

第2節 住民への情報連絡

原子力災害は自然災害とは異なり五感では感知できないため、住民が適切に原子力災害の状況に応じた行動が出来るよう、原子力発電所の事故の状況や原子力災害に至る可能性の有無や、原子力災害発生時における放射性物質の放出の状況や各地の放射線量などを住民に迅速かつ確実に伝えることが重要となる。原子力災害時における住民広報の実施にあたっての連絡体制や留意すべき事項は下記の通り。

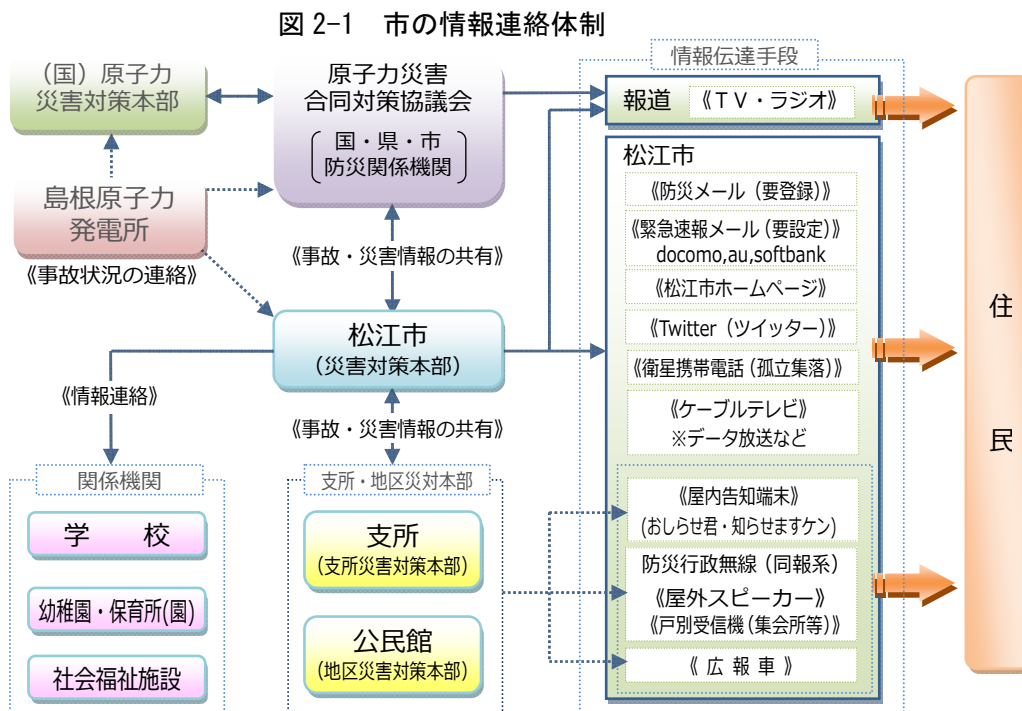
1. 住民への情報提供

(1) 迅速な情報提供

市は、原子力発電所からの事故等に関する情報や、国や島根県から避難指示など住民及び関係機関に対して連絡すべき情報などがある場合は、住民広報や関係機関を通じた情報連絡を速やかに行う。

(2) 複数の情報伝達手段

地震や津波の発生などの複合災害時により一部情報伝達手段に機能不全が生じた際や、各情報伝達手段の長所短所を補完しあうことができるよう、市は図 2-1 に示す複数の情報伝達手段を確保し、適切に組み合わせて広報を実施する。



※屋外スピーカーで放送した内容は電話で再確認可能（0120-131-715）

（３）関係機関に対する情報連絡

市が情報連絡を実施すべき関係機関（学校、幼稚園、保育所（園）、社会福祉施設等）に対し、必要な情報が確実に伝わる体制を整える。

（４）住民問い合わせ窓口の設置

国、県及び関係機関等と連携し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するとともに、住民のニーズに応えるための、情報の収集・整理・発信を行う。また、障がい者に対する問い合わせ窓口も本庁舎に設置することとする。

２．住民広報にあたって留意する事項

（１）事故発生初期における注意喚起

事故発生初期の広報は、市民に対する注意喚起を早期に達成するため、屋外スピーカー、広報車、屋内告知端末（おしらせ君、島根地区は知らせますケン）、防災メール、緊急速報メールなど、住民が受動的に受け取ることができる情報伝達手段を特に重点的に使用し、幅広い地域で複数回の広報を行う。

（２）住民広報作成時の留意点

住民広報の内容については、放射線が五感に感じないことや、事故の状況を住民が直接知ることができないことを踏まえ、簡潔かつわかりやすく情報を伝えるよう努めなければならない。広報文の作成にあたっては、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備して活用する。

（３）住民広報のタイミング

住民の不安を抑制し、適切な防護措置の実施に資するため、事故や原子力災害の状況が変化した場合や災害体制を敷いた際など住民広報のタイミングをあらかじめ定めておく。また住民に対し、定期広報のタイミングや、特に重要な事態が発生した場合は即時住民広報を行うことなどを、広報実施に併せて周知することが重要である。

【住民広報のタイミング（例）】

- 警戒事態が発生した場合
- 特定の事象に至った場合（施設敷地緊急事態（原災法１０条相当）、全面緊急事態（原災法１５条相当）など）
- 国、県、市などが特別の体制をとった場合（災害対策本部設置等）
- 事故や災害の状況等に大きな変化があった場合
- 住民避難、屋内待避、避難準備等を連絡する場合
- 放射性物質が放出された場合
- モニタリングの状況がまとまった場合
- その他情報提供が必要な場合（事故状況の変化が無く広報の間があいた場合など）

(4) 住民広報すべき情報

住民広報すべき情報の内容については、下記内容を基本として必要事項を広報する。なお、事故の進展可能性を踏まえ、広域避難などの防護措置が必要となるまでの推計時間を住民に伝えることは、住民の不安や混乱を抑制するとともに、住民が避難準備を完了すべき時間や地域の災害活動等に充てる時間の把握のために必要な情報となるため、特に重視して広報することとする。なお、事故の進展は不確定要素があることも、同時に住民に伝達しなければならない。

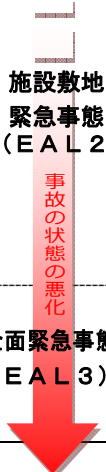
【住民広報すべき情報（基本的な項目）】

- 事故等が発生した原子力発電所名
- 現時点における健康影響の有無
- 避難などの行動をとる必要の有無、住民がとるべき具体的な行動
- 行政の対応状況
- 今後の見通し（事故や原子力災害の進展予測等）
- その他必要な事項（複合災害発生時の場合は被害状況等）
- 次の定期広報を行う時間 など

第3節 事故発生から広域避難までの流れ

市は、原子力発電所で事故が発生した段階から国や県、中国電力(株)と情報の共有を行い、又は県と協力して立入調査を実施するなど、原子力発電所の事故の進展や原子力災害の状況を把握し、その状況に応じて住民が適切に情報収集、避難準備、屋内退避や広域避難等の防護対策が実施できるよう、市が利用できるあらゆる手段により市民に対する情報提供及び指示を行う。(表2-1 参照)

表2-1 緊急事態区分等に応じた住民への情報提供及び防護措置に関する指示の内容

緊急事態区分	P A Z	U P Z
事故発生 警戒事態 (EAL1)	○住民への注意喚起 ○施設敷地緊急事態要避難者及びその他の要配慮者への避難準備情報 ○学校・幼稚園等においては保護者に対し迎えを要請	○住民への注意喚起
 施設敷地緊急事態 (EAL2)	○住民は避難準備 (並行して屋内退避指示) ○施設敷地緊急事態要避難者は避難実施 ○学校・幼稚園等はP A Z外に設定された緊急退避所 ⁸ へ避難実施	○住民は屋内退避準備(早めの帰宅等) ○要配慮者への避難準備情報 ○学校・幼稚園等においては保護者に対し迎えを要請
全面緊急事態 (EAL3)	○住民は広域避難を実施 (避難実施時に安定ヨウ素剤の服用)	○市全域で屋内退避を実施。避難準備を行う。 (原子力発電所の状況やP A Zの避難状況を踏まえ、P A Z周辺地域から段階的避難を行うことも検討)
原子力災害の発生 防護措置の実施を判断する基準 (OIL)	○住民は広域避難を継続実施 ○必要に応じ警戒区域(立入制限区域)を設定	○500 μ Sv/hを超えた地域は避難を実施 ○20 μ Sv/hを超えた地域は、食物摂取制限と共に、1週間以内に一時移転を実施 ○必要に応じ警戒区域(立入制限区域)を設定

※1 μ Sv/h=0.001mSv/h=0.000001Sv/h。

原子力発電所における事故発生から広域避難実施までの住民が実施すべき行動は、緊急事態区分(EAL)や防護措置の実施を判断する基準(OIL)⁹に従うものとする。なお、P A Zの方が早い段階で防護措置が必要となることに留意しなければならない。市の情報提供及び指示に基づき、P A ZとU P Zそれぞれの住民が実施すべき行動の流れは以下のとおり。

⁸ 【緊急退避所】生徒・児童等の安全を確保し、保護者へ引き渡すためP A Z外に設定する避難所(総合体育館とし、予備をくにびきメッセとする)。保護者は避難準備を整えた後、緊急退避所まで迎え、そのまま広域避難を行う。

⁹ 「緊急事態区分(EAL)」や「防護措置の実施を判断する基準(OIL)」については、第1章第3節「防護措置の実施基準」参照

1. P A Zの住民等の行動の流れ

(1) 警戒事態（E A L 1）

この段階において市は、全市民に対して注意喚起情報などの原子力発電所の事故に関する情報を、P A Zの要避難者に対して避難準備¹⁰を行うよう広報する。

住民は、市が発信する注意喚起情報などの原子力発電所の事故に関する情報を入手した後は、継続して発出される情報に注意する。

P A Zの施設敷地緊急事態要避難者は必要な搬送手段や避難先施設の確保など市と連携して避難準備を行う。また、避難行動要支援者は避難支援等関係者¹¹に連絡をとるなど、連携して避難準備を行う。

P A Zの学校や幼稚園・保育所（園）については、学校等にて保護者に対し生徒等の引き渡しを行う。市外からの観光客など一時滞在者については早期の帰宅を促す。

(2) 施設敷地緊急事態（E A L 2）

この段階において市はP A Zに居住する住民に対して避難準備情報を、P A Zの施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示を発出する。

住民は長期間の避難生活となることも想定した避難準備を行うとともに、避難指示が発出された際に速やかに対応が可能となるよう備える（外出はできる限り控える）。

施設敷地緊急事態要避難者については準備が整い次第、地区毎又は施設ごとに定められた避難先（避難先施設）に広域避難を実施する。

学校や幼稚園・保育所（園）等については、緊急退避所（総合体育館、予備はくにびきメッセ）に避難を開始する。保護者は避難準備を整えてから迎えを行うこととし、緊急退避所にて生徒等を引き受ける。（避難の実施方法は、本章第4節「広域避難のルール」参照）

(3) 全面緊急事態（E A L 3）

この段階において、市はP A Zの住民（施設敷地緊急事態において避難指示を行っている住民を含む）に対して避難指示及び安定ヨウ素剤服用指示を発出する。

住民は避難準備が整い次第、安定ヨウ素剤を服用したうえで地区毎に定められた避難先に広域避難を実施する。（広域避難の実施方法は、本章第4節「広域避難のルール」参照）

¹⁰ 避難所では避難物資の支給が行われるが、早期に支給できないことも想定し、避難準備にあたっては、貴重品や非常食品、常備薬、最低限の衣類（下着、放射性物質が付着した場合に備え上着の着替えなど）、簡易毛布など、非常持ち出し品を準備する。また、避難にあたっては放射性物質による汚染を避けるため皮膚の露出を可能な限り無くすような服装（長袖の上着、長ズボン、帽子、手袋、マスク等を身につけるなど）とする。（参考2-2 非常持ち出し品の準備について）

¹¹ 【避難支援等関係者】消防機関（消防本部、消防署、消防団）、警察機関（警察本部、警察署）、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織など避難行動要支援者の避難支援に携わる関係者。

2. U P Zの住民等の行動の流れ

(1) 警戒事態（E A L 1）

この段階において市は、全市民に対して注意喚起情報などの原子力発電所の事故に関する情報を広報する。

住民は、市が発信する注意喚起情報などの原子力発電所の事故に関する情報を入手した後は、継続して発出される情報に注意する。

(2) 施設敷地緊急事態（E A L 2）

この段階において市はU P Zの全住民等に対して屋内退避の準備を行うよう広報する。

住民は注意喚起情報などの原子力発電所の事故に関する情報を入手した後は、継続して発出される情報に注意する。

要配慮者については、屋内退避の準備を行うほか、長期間の避難生活となることも想定した避難準備を実施する。また、避難行動要支援者は避難支援等関係者に連絡をとるなど、連携して避難準備を行う。

学校や幼稚園・保育所（園）等については、学校等にて保護者に対し生徒等の引き渡しを行う。一時滞在者については早めの帰宅を促す。

(3) 全面緊急事態（E A L 3）

この段階において市はU P Zの全住民等に対し屋内退避指示及び避難準備情報を発出する。

住民は長期間の避難生活となることも想定した避難準備を行うとともに、屋内退避を実施し避難指示が発出された際に速やかに対応が可能となるよう備える。

(4) 原子力災害発生後（防護措置の実施を判断する基準（O I L）による防護措置実施）

市は、避難や一時移転、屋内退避、飲食物摂取制限、安定ヨウ素剤の服用など、放射線量を踏まえて各地区毎に決定される防護対策について、随時指示及び情報提供を実施する。

住民は居住する地区に対して発出された指示、情報等に従って広域避難等の防護措置を実施する。なお、広域避難にあたっては、地区毎に定められた避難先に避難する。（防護措置の内容については第1章第1節「原子力災害に対応するための防護措置」参照。広域避難の実施方法は、本章第4節「広域避難のルール」参照）

【防護措置の実施を判断する基準（O I L）】※主なもの

○500 μ Sv/h を超えた地域は避難を実施

○20 μ Sv/h を超えた地域は、食物摂取制限と共に、1週間以内に一時移転を実施

○原子力発電所の状況や環境放射線量等に応じて、P A Z近傍から段階的な広域避難を検討、実施する。

【参考 2-2 非常持ち出し品の準備について】

避難所では避難物資の支給が行われるが、早期に支給できないことも想定し、避難準備にあたっては、貴重品や非常食品、常備薬、最低限の衣類（下着、放射性物質が付着した場合に備え上着の着替えなど）、簡易毛布など、非常持ち出し品を準備する。また、避難にあたっては放射性物質による汚染を避けるため皮膚の露出を可能な限り無くすような服装（長袖の上着、長ズボン、帽子、手袋、マスク等を身につけるなど）とする。持参物の量は、自家用車による避難であればトランク等の容量によるが、バス避難による避難の場合、座席の足下や膝上に乗せられる程度の量とする。なお、持参物は、常備薬など避難先において早期に確保が難しい特殊なものを優先する。ペット（家庭動物）については長期の避難を想定し連れて行くこととしているが、エサなどの世話は自身で行う。なお、ペットの居住スペースは、避難先自治体の指示を受ける。

非常持ち出し品

**持ち出し品を
欲張りすぎると
避難が大変です。**

目安は男性で15kg、女性で
10kg程度です。

貴重品

現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、健康保険証、印鑑、クレジットカード・キャッシュカード類、10円硬貨、テレホンカードなど

ラジオ

予備電池も忘れずに

非常食品

乾パン、缶詰など火を
通さなくても食べられる
物やミネラルウォーターなど

懐中電灯

予備電池も忘れずに

応急医薬品

ばんそうこう、傷薬、包帯、抗生物質、病人やお年寄りの常備薬など

衣類

下着、上着、タオル、紙おむつなど

洗面用具など

歯ブラシ、せっけん、生理用品など

非常備蓄品

非常備蓄品は、災害復旧までの数日間(最低3日分)自ら生活できるように準備しておくものです。

食品

米(缶詰やレトルトのごはんなども便利)、缶詰、菓子類、梅干や調味料など

水

飲料水は1人1日3リットルを目安に。沸かしてから飲む

燃料

卓上コンロ、固形燃料、予備ボンベなど

高齢者や乳幼児用食品も用意 粉ミルクや離乳食、流動食、おかゆなど

非常持出品チェックリスト

品 名	備 考
☐ 現金	
☐ 預金通帳	
☐ 証書類	
☐ 印鑑	
☐ 健康保険証	
☐ 免許証	
☐ クレジットカード	
☐ キャッシュカード	
☐ 10円硬貨	
☐ テレホンカード	
☐ 常備薬	
☐ 消毒液	
☐ 傷薬	
☐ 水	
☐ インスタント食品	
☐ 缶詰	
☐ 万能ナイフ	
☐ 懐中電灯	
☐ 携帯ラジオ	
☐ ライター	
☐ レジャーシート	
☐ 布バケツ	
☐ 裁縫道具	
☐ 毛布	
☐ ウエットティッシュ	
☐ 生理用品	
☐ 衣類	
☐ 軍手	
☐ 洗面用具	
☐ 雨具、マスク等	
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	

原子力災害発生時には、肌や衣服に放射性物質が付着するのを防ぐため、雨具やマスク、軍手等を着用することが有効です。

第4節 広域避難のルール

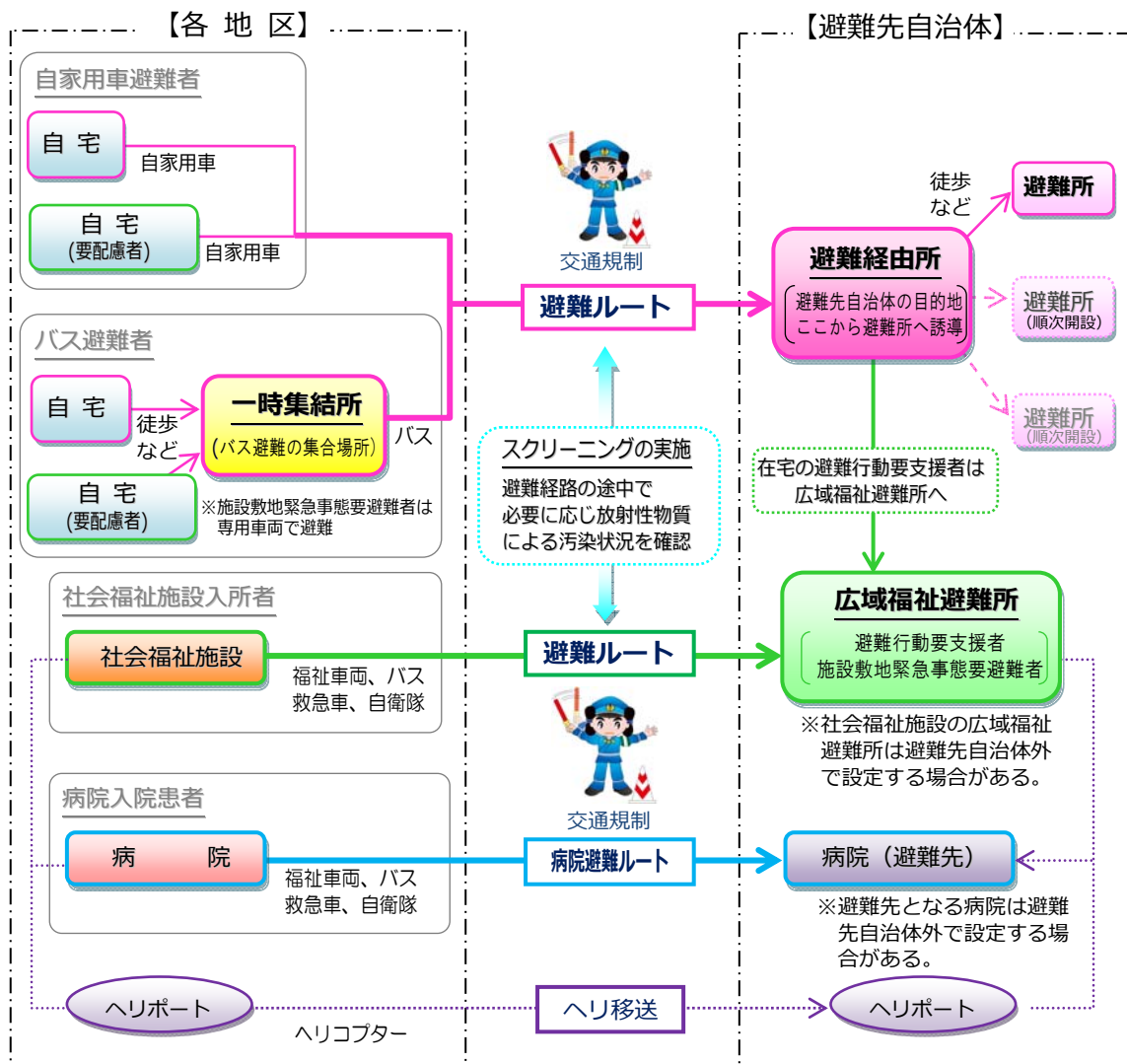
広域避難については、大半の住民が自家用車により避難することを想定しているが、自家用車による避難が困難な住民については、行政が準備するバス等により避難する。

自家用車による避難は、避難先自治体の目的地となる「避難経由所」を目指して移動し、ここで最終的な到着地である避難所に案内されることになる。一方、バスによる避難は、地区毎に指定している「一時集結所」に集まり、ここからバスで「避難経由所」に移動し、避難所へ案内されることとなる。

広域避難の際には、状況により安定ヨウ素剤を服用するほか、各避難ルートの中でスクリーニング（放射性物質が身体や衣服等に付着していないかを調べる）を行い、一定基準以上の放射性物質の付着が認められた場合は除染（放射性物質を取り除く処置）が行われる。

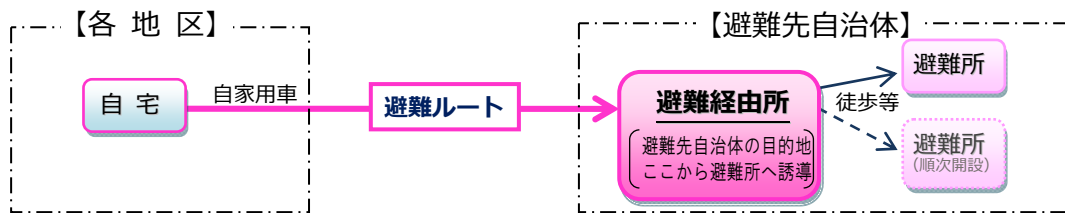
なお、社会福祉施設入所者については広域福祉避難所へ、病院の入院患者についてはUPZ圏外に設定される避難先となる病院へ直接避難する。

図2-2 広域避難のルールのイメージ



1. 住民（一般）の広域避難

（1）自家用車による広域避難（自ら避難が可能な方）



① 避難方法

自家用車による避難が可能な方は、各地区毎に定められた避難ルート¹²を通して、避難先自治体の目的地（施設）となる避難経由所¹³に向かう。なお、渋滞の抑制や避難先での駐車場確保の観点から、原則乗り合わせる。

環境中に放射性物質が浮遊している状況下では、車内への外気侵入防止（窓を開けず内気循環とする）など放射性物質を可能な限り取り込まない対応を行いながら避難することとし、安定ヨウ素剤服用指示があれば安定ヨウ素剤を服用してから避難を行う。

② 避難経由所から避難所への誘導

避難経由所到着後、駐車場誘導員の指示に従い駐車を行った後、避難所説明要員の指示に従い、開設済みの避難所へ移動する。

なお、避難途中に健康状態が悪くなったなど応急の処置が必要であれば、駐車場誘導員若しくは避難所説明要員へ伝え、病院の行き方や休息場所について指示を受ける。

③ 市が定めた避難先以外に避難する際の留意事項

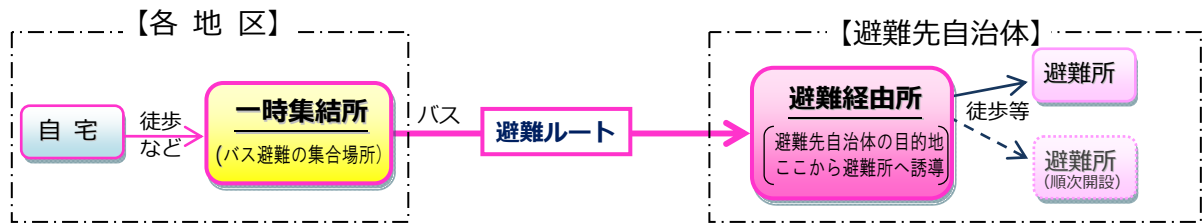
自家用車避難の場合、親戚知人宅等、市が定めた避難先以外に避難することも想定されるが、避難のタイミングは市の避難指示によるものとし、避難完了後は安否確認のため所在地を市に連絡する（連絡先については災害発生時に報道機関等を通じて広報する）。

また、避難措置が行われている際は広域に交通規制が実施されているので、避難ルートはあらかじめ市が定めた避難ルート⁹を基本として市外へ避難した後に、各自の避難先に向かう。

¹² 【避難ルート】避難車両による渋滞や混乱の緩和を目的とし、警察等が適切な交通規制・誘導を行うことを可能とするため、各地区から避難先までの避難ルートを設定する。避難ルートの設定にあたっては、地震や津波による複合災害の発生も想定し、可能な限り代替のルートも設定するようにしている。広域避難の実施中は避難ルートの交通を優先するので、避難ルート以外を通行することは不測の時間を要することに注意が必要である。

¹³ 【避難経由所】多くの住民が自家用車利用を基本とする広域避難を実施することを前提とし、多くの駐車スペースを持ち、避難先に不慣れた住民にとっても比較的わかりやすい大規模な施設を「避難経由所」として設定する。なお、避難経由所を設定し、到着した避難者を順次開設する収容可能な避難所へ誘導することにより、避難所が満員になることによる避難者のたらい回しを避けることができる。

(2) バス等による集団での広域避難



① 避難方法

自家用車による避難が難しく、自ら若しくは他の支援により移動が可能な方は、各地区毎に定められた、バス等によって避難するための集合場所となる一時集結所¹⁴に徒歩等によって集結し、県が確保したバス等による避難手段により、避難先自治体の避難経由所へ広域避難を実施する。（市はバスの運転手に対し避難ルートと避難経由所をあらかじめ指示する）

環境中に放射性物質が浮遊している状況下では、バス車内への外気侵入防止（窓を開けず内気循環とする）など放射性物質を可能な限り取り込まない対応を行いながら実施することとし、安定ヨウ素剤服用指示があれば安定ヨウ素剤の服用を行ってから避難を行う。

② 一時集結所の開設及び運営

一時集結所の開設にあたっての手順や対応要員、市災害対策本部や支所・地区災害対策本部との連絡手段をあらかじめ定めておく。

一時集結所の運営については、市職員を含む支所・地区災害対策本部要員によるものとし、受付や避難者の把握（名簿作成）、バス乗車の誘導などを行う。

③ 避難手段

集団避難におけるバス等の避難手段は、県が国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら一時集結所や学校など必要な場所に手配する。

J Rや船舶等の避難手段を確保できた場合には積極的に活用する¹⁵こととし、一時集結所から駅や港までのピストン輸送や避難先の駅等からの移動方法の確保（シャトルバス等）など状況に応じて住民輸送方法を決定する。

¹⁴ 【一時集結所】一時集結所は、原子力災害時に自家用車避難を行うことが困難な住民が、バス等によって集団避難を行うために参集する場所であり、各々に支所・地区災害対策本部員（市の職員等）が配置され、避難者の受け付けや、待機・乗車誘導、安定ヨウ素剤の配布などを行う場所である。なお、一時集結所は広域避難のための集合場所であるため、地震等の被害により開設できないときには必ずしも施設の解錠は必要無いが、近辺の道路状況や危険箇所の確認を行い、危険箇所等があれば参集にあたっての注意事項として住民に周知する必要がある。

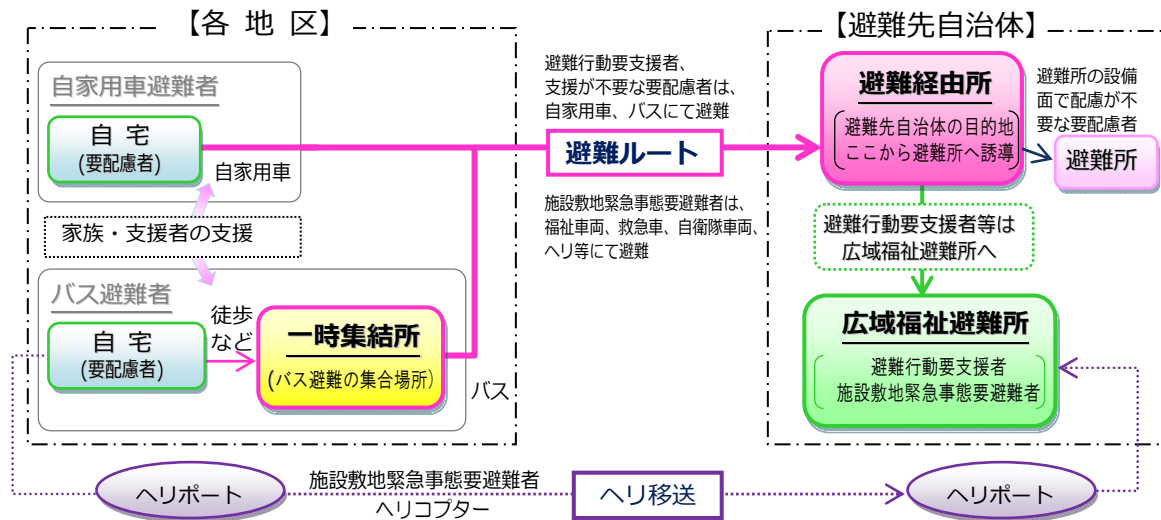
¹⁵ J Rや船舶などは、地震などの自然災害が発生した際に利用できない可能性が比較的高いと考えられることから、広域避難の際の基本的な避難手段とは位置づけていないが、利用できると判断され、確保できた場合は、可能な限り活用する方針としている。

④ 避難経由所から避難所への移動

自家用車避難と同様に、避難経由所到着後、駐車場誘導員の指示に従い駐停車を行った後、避難所説明要員から開設済みの避難所への位置や行き方などに関する説明、誘導を受け移動する。

2. 住民（要配慮者）の広域避難

（1）在宅の要配慮者の広域避難



① 避難方法、避難手段等

【避難行動要支援者】

自家用車、バス避難が可能な避難行動要支援者は、家族若しくは避難支援等関係者の支援のもと、前述「1. 住民（一般）の広域避難」に定められた方法により、自家用車若しくはバス等によって避難経由所へ避難する。なお、バス避難を行う避難行動要支援者で、広域避難指示に伴う一時集結所参集が速やかにできない方については、家族若しくは支援者等と共に一時集結所へ早めに移動し待機する。（一時集結所開設に関する情報に注意する）

【施設敷地緊急事態要避難者】

自家用車、バス等による避難が難しい施設敷地緊急事態要避難者は、市、支所・地区災害対策本部に支援要請を行い、屋内待避を継続して救助を待つ。施設敷地緊急事態要避難者を搬送する避難手段は、状態に応じてヘリや自衛隊車両、救急車などを使用する。

【その他在宅の要配慮者】

避難にあたり支援が不要な要配慮者については、前述「1. 住民（一般）の広域避難」に定められた方法により、自家用車若しくはバス等によって避難する。

② 避難経由所から広域福祉避難所への移動

【避難行動要支援者】

避難生活に配慮が必要な避難行動要支援者は避難経由所に到着後、自身若しくは同乗職員又は支援者が、避難所説明要員に対し要配慮者が乗車していることを告げ、避難行

動要支援者や施設敷地緊急事態要避難者が入所するために開設された広域福祉避難所¹⁶の位置や行き方等に関する説明、誘導を受け移動する。なお、避難行動要支援者であっても避難所の設備面で特段の配慮が必要が無い方は一般の避難所に入所する。

【施設敷地緊急事態要避難者】

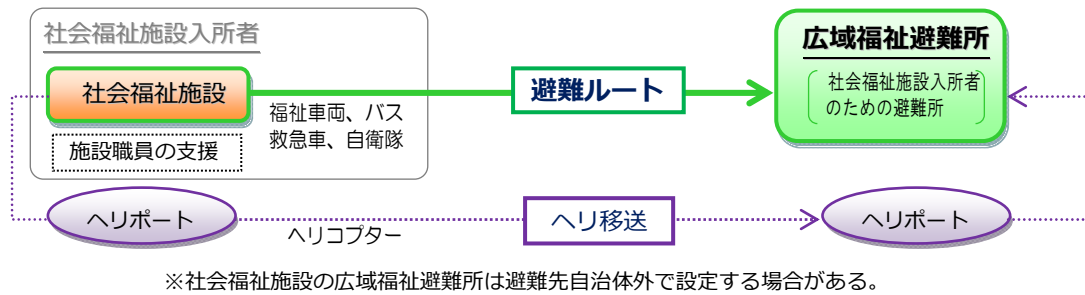
施設敷地緊急事態要避難者は避難経由所に到着後、搬送した者が避難所説明要員に対し施設敷地緊急事態要避難者が乗車していることを告げ、受け入れ体制が整った広域福祉避難所¹⁷の位置や行き方等に関する説明、誘導を受け移動する。なお、症状に応じた資材が必要など特別な受け入れ体制を整える必要がある施設敷地緊急事態要避難者については、避難先自治体と調整の上、避難経由所を経由せず受け入れ体制を整えた広域福祉避難所へ直接避難を行う。

【その他在宅の要配慮者】

避難所の設備面で配慮が不要な要配慮者については、基本的には一般の避難所に入所することとするが、配慮が必要な要配慮者は広域福祉避難所に入所する。

¹⁶ 【広域福祉避難所】社会福祉施設入所者や避難生活に配慮が必要な避難行動要支援者、施設敷地緊急事態要避難者などの要配慮者については、生活環境に特段の配慮が必要であるため、避難先として多目的トイレや冷暖房設備などが整備された施設を「広域福祉避難所」として設定する。在宅の要配慮者は一般住民と同様に避難経由所にて広域福祉避難所へ誘導されるが、社会福祉施設については、症状が重い要配慮者が多く、前もって施設職員が広域福祉避難所で受け入れ準備を行うことが望ましいことから、あらかじめ施設毎に広域福祉避難所を割り当てることとしている。

(2) 社会福祉施設入所者の広域避難



① 避難方法

島根県作成のガイドライン¹⁸に基づき各社会福祉施設にて定められた避難計画に従って広域福祉避難所へ直接広域避難を行う。なお、避難ルートは一般住民避難の場合のルートと同様とするが、ヘリコプターで搬送する際には広域福祉避難所近隣のヘリポートまで搬送することとする。(あらかじめ避難先周辺のヘリポートを確認しておく)

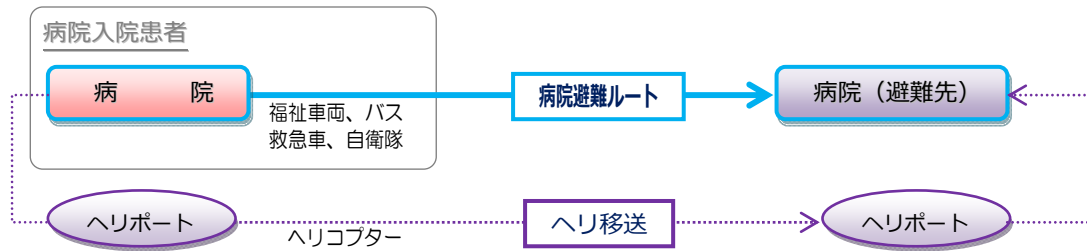
なお、避難に伴うリスクを軽減するために、広域福祉避難所での受け入れ準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから広域避難を実施する。

② 避難手段

福祉車両、バス、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる避難手段の他は、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら各施設に手配する。

¹⁸ 【社会福祉施設の避難計画】『社会福祉施設（入所施設）における「原子力災害にかかる避難計画」作成ガイドライン（平成24年10月島根県健康福祉部健康福祉総務課作成）』（添付資料2）に基づき各社会福祉施設においては避難計画を作成する。なお、社会福祉施設の避難先施設となる広域福祉避難所については別途示すこととしている。

(3) 病院の入院患者



※避難先となる病院は避難先自治体外で設定する場合がある。

① 避難方法

島根県作成のガイドライン¹⁹に基づき各病院で定められた避難計画に従って避難する。なお、避難ルートは島根県が示すルートに従うこととする。

病院入院患者については、病院の機能や病床の種別など様々であり、入院患者の状況も異なることから、スムーズに避難先が確保できるよう、あらかじめ島根県が定める避難先となる病院群から、病院の機能や病床種別に応じた避難先病院（島根原子力発電所から30km圏外に設置する病院）を選定し避難を行う。なお、避難に伴うリスクを軽減するために、避難先となる病院での受け入れ準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから広域避難を実施する。

② 避難手段

福祉車両、バス、ヘリコプター等の避難手段については、各病院が自ら確保できる避難手段の他は、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら各病院に手配する。

(4) 外国人の広域避難

① 外国人への情報提供

島根県及び市は、外国人に対して、発電所における事故の状況、避難準備や広域避難等の指示が正確に伝わるよう、適切に情報提供を行う。

情報発信にあたっては、しまね国際センター（災害時多言語支援センター）や民間国際交流団体等と連携し、やさしい日本語や外国語などによる情報提供に努めるなど配慮する。

② 避難方法

避難方法は、「1. 住民（一般）の広域避難体制」、「2. 住民（要配慮者）の広域避難

¹⁹ 【病院の避難計画】『病院における「原子力災害にかかる避難計画」作成ガイドライン（平成24年11月島根県健康福祉部医療政策課作成）』（添付資料3）に基づき各病院においては避難計画を作成する。なお、病院の避難先施設は、島根県が示すこととしている。

体制（１）～（３）」と同様に行う。

避難対応にあたっては、対応要員と言語が理解できないことにより意思疎通ができないことも想定されるため、他の住民の協力を受けるなど柔軟に対応できるようにしなければならない。

（５）観光客等一時滞在者の広域避難

① 情報提供及び早期帰宅の呼びかけ

島根県及び市は、観光客等一時滞在者に対して、発電所において事故が発生し、原子力災害に至る可能性がわずかにでも認められる段階で、速やかに報道機関、観光施設、観光関連団体、公共交通機関等、市が利用できる情報伝達手段により情報の周知を行うと共に、自家用車若しくは公共交通手段によって早期に帰宅するよう求める。

② 避難方法

公共交通手段が停止した際など、独自で避難することができない方については、観光施設より近隣の一時集結所に集結してもらい、本計画に定める避難先に一旦避難してもらう。

③ 松江しんじ湖温泉及び玉造温泉の対応

松江しんじ湖温泉及び玉造温泉は宿泊者数が多いため、初期段階から公共交通手段の運行状況を確認したうえで、ＪＲ松江駅、出雲空港等へのシャトルバス等の配備を行うなど、重点的な対応を実施する。

3. 学校・幼稚園・保育所（園）の避難

（1）避難方法

学校・幼稚園・保育所（園）（以下、「学校等」という。）においては、生徒、児童、園児等（以下、「生徒等」という。）を保護者に安全に引き渡すことを目的とし、各学校等において定めた原子力災害時対応マニュアル²⁰に従い対応することとする。なお、あらかじめ学校等がとる対応について保護者へ説明しておくことが必要である。学校等の避難体制について、基本的な流れを以下に示す。

① P A Zの学校等

【警戒事態】

P A Zの学校等については、警戒事態となり、市・県の指示があった時点から保護者に迎えに来てもらい生徒等を直接引き渡す。その後自宅に待機してもらい、市が発出する情報に注意するよう促す。

【施設敷地緊急事態～全面緊急事態】

事故が進展し、施設敷地緊急事態となった時点若しくは同事態となることが見込まれる場合、学校に残っている生徒等はP A Z外の「緊急退避所²¹」として開設される松江市総合体育館（予備は「くにびきメッセ」とする）へ、市が優先的に確保したバスによって退避することとし、保護者には避難の準備を整えてから迎えに来てもらう。なお、全面緊急事態となった場合若しくは同事態となる可能性が高い場合は、迎えに来た保護者と生徒等はそのまま避難先に避難する。施設敷地緊急事態の状態が続くことが想定される場合は緊急退避所にて待機することを基本とする。

【原子力災害の発生】

放射性物質の放出等により緊急退避所周辺の放射線量が上昇するなど、広域避難を実施する必要性が生じた場合は、基本的に各学校等がある地区毎に割り当てられた避難先に広域避難を実施し、避難先で生徒等を保護者へ引き渡す。

② U P Zの学校等

【警戒事態～施設敷地緊急事態】

U P Zの学校等については、施設敷地緊急事態となった時点から保護者に迎えに来てもらうなど、確実に保護者への引き渡しが可能で方法で帰宅させる²²。なお、警戒事態に

²⁰ 島根県教育庁が作成する「学校危機管理の手引き」等に基づき、各学校等においては原子力災害時対応マニュアルを作成する。

²¹ 【緊急退避所】P A Z内の生徒等を出来るだけ早くP A Z（5 km）圏外に退避させることを第一の目標とし、バス等の避難手段によってピストン輸送が可能であり、保護者への引き渡しが行いやすい大規模施設を緊急退避所として開設し、そこで保護者へ引き渡しを行うこととしている。（P2-26 「参考2-3 IV」参照）

²² U P Zの学校等において、P A Zに自宅がある生徒等については施設敷地緊急事態となった時点から学校等で待機させ、保護者には避難の準備を整えてから迎えに来てもらう。なお、P A Zの学校と同様に、全面緊急事態と

においては特別な行動を行う必要は無いが、原子力発電所の事故が早期に進展することが見込まれる場合は、警戒事態の段階から保護者への引き渡しを行うこととする。

【全面緊急事態】

全面緊急事態となった場合、各学校等において屋内退避を実施するとともに、基本的に保護者による迎えは継続する。ただし、全面緊急事態発生時より、PAZの広域避難が実施されること、その状況によりUPZにおいても段階的避難が検討、実施される可能性があること、原子力発電所の事故の状況が悪化し原子力災害に至る可能性が高い場合があることなどから、迎えの中止や生徒等の避難などについては、総合的に判断することが重要となる。

【原子力災害の発生】

放射性物質の放出等により各学校等周辺の放射線量が広域避難を実施する必要がある値まで上昇した場合は、基本的に各学校等がある地区毎に割り当てられた避難先に広域避難を実施し、避難先で生徒等を保護者へ引き渡す。

(2) 防護措置実施の判断

原子力発電所の事故や原子力災害の状況については随時、市災害対策本部から情報連絡を行うとともに、各学校等が実施すべき防護措置についても同本部から指示を行う。

図 2-3 PAZ 学校等の緊急避難について



なるか、その可能性が高ければ、保護者と生徒等はそのまゝ避難先に避難してもらうこととする。施設敷地緊急事態の状態が続くことが想定される場合は緊急退避所に移動し待機することを基本とし、状況に応じて一時帰宅も検討する。

4. 汚染スクリーニング及び除染

原子力発電所から放射性物質が放出された後に避難した住民を対象として、避難者の安心・安全の確保のため、30km圏外に設置された汚染スクリーニング場にて汚染スクリーニング（服や物品に付着した放射性物質の計測）を受ける。

計測を行う対象は、住民等の肌や衣服、避難車両、汚染の可能性のある持参物とし、基準以上の汚染が確認された場合は要員の指示に従って除染（放射性物質を拭き取るなどして除去すること）を実施する。

なお、汚染スクリーニングの具体的な方法、体制、場所、及び対象等については、原子力規制委員会が原子力災害対策指針等により示す考え方を基に島根県が検討する。

5. 安定ヨウ素剤の配布及び服用

原子力発電所の事故が深刻な事態になり放射性物質が放出された際に、広域避難の実施などの屋外での活動を行うにあたり安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することは、放射性ヨウ素による住民の無用な甲状腺被ばくを防ぐための手段のひとつである。

安定ヨウ素剤の住民への配布や服用については、原子力規制委員会が原子力災害対策指針等により示した考え方を基に、以下のとおり実施する。（より詳細な事項については、島根県作成の「緊急被ばく医療活動マニュアル」及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（地方公共団体用）（作成：原子力規制庁原子力防災課）」を参照）

（1）P A Z

P A Zの住民は、全面緊急事態（E A L 3）に至った場合において、避難を実施する際に、国若しくは県、市の指示のもと、速やかに安定ヨウ素剤を服用²³する（規定量については表2-2参照）。副作用の恐れがある等により安定ヨウ素剤を服用することが不適切な者や乳幼児は安定ヨウ素剤を服用せず施設敷地緊急事態（E A L 2）において避難を実施する。

① 緊急時の安定ヨウ素剤の配布体制

P A Zの住民に対する安定ヨウ素剤の配布場所は地区内に開設する一時集結所とし、市は警戒事態と判断された時点から要員の配置等、配布体制を整える。（一時集結所から遠方の住民に対しても迅速な配布が可能となるよう、車両等による安定ヨウ素剤の配布など、配布体制の拡充を検討する）

② 緊急時の安定ヨウ素剤の配布

P A Zにおける安定ヨウ素剤の配布時期は、基本的には施設敷地緊急事態となった時

²³ このような対応をおこなうためには、P A Zの住民に対して安定ヨウ素剤の事前配布を行うか、広域避難を実施する前まで速やかに安定ヨウ素剤を配布できる体制を整備する必要がある。事前配布については平常時に誤飲した際の副作用発生時が自己責任となるため、厳格な管理が必要となることに留意が必要である。（事前配布の方法等について島根県が検討中）

点とするが、原子力発電所の事故が早期に進展することが見込まれる場合は、警戒事態から配布体制が整い次第行うこととし、国若しくは県、市が指示する。なお、一時集結所周辺の混雑防止の観点から可能な限り徒歩によって安定ヨウ素剤を受け取りに来てもらうこととする。配布の際は住民に対し服用指示が無ければ絶対に服用しないよう徹底することが必要である。

③ 安定ヨウ素剤服用に関する注意事項の説明

緊急事態における安定ヨウ素剤の配布は迅速に行う必要があるため、必ず国等の指示に従って服用することを口頭で伝えるとともに、放射性ヨウ素の内部被ばく対策のみ効果があること、服用量の遵守、副作用が起こった場合の対処方法、服用不適切者の条件など、服用にあたっての注意事項をわかりやすく示した説明用紙を配布し周知する。

(2) U P Z

U P Zの住民は、原子力発電所の状況や、放射性物質の放出による環境の放射線量の上昇等に応じて、避難等の防護措置が行われる際に、国若しくは県、市の指示のもと、安定ヨウ素剤を服用する（規定量については表 2-2 参照）。

広域避難を実施するまでの間に安定ヨウ素剤を速やかに配布する体制及び方法を以下の通り定めることとする。

① 緊急時の安定ヨウ素剤の配布体制

U P Zの住民に対する安定ヨウ素剤の配布場所は地区内に開設する一時集結所とし、市は施設敷地緊急事態と判断された時点から要員の配置等、配布体制を整える。（一時集結所から遠方の住民に対しても迅速な配布が可能となるよう、車両等による安定ヨウ素剤の配布など、配布体制の拡充を検討する）

② 緊急時の安定ヨウ素剤の配布

U P Zにおける安定ヨウ素剤の配布については、U P Zの方が広範囲であり、配布に時間を要すると考えられることから、配布体制が整い次第配布する。

③ 安定ヨウ素剤服用に関する注意事項の説明

P A Zと同様の対応とする。

表 2-2 安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量

対 象 者	ヨウ素量	ヨウ化カリウム量	ヨウ化カリウム丸剤	安定ヨウ素剤内服液
生後1ヶ月未満	12.5mg	16.3mg		1ml
生後1ヶ月以上3歳未満	25mg	32.5mg		2ml
3歳以上小学6年生	38mg	50mg	1丸	3ml
中学1年生以上	76mg	100mg	2丸	6ml

【参考 2-3 広域避難におけるルールの設定方針等について】

I 避難ルートの設定方針

避難ルートの設定は、警察等による交通規制、避難誘導により、渋滞を緩和することを目的としている。避難ルートの選定にあたっては、島根県警察本部が策定する交通規制・避難誘導計画で定める幹線道路を中心とするルートを基本に、可能な限り複数選定した。避難ルート設定のポイントは下記のとおり。

- ・道路規格が高く、地震による被害を受けにくい幹線道路を中心とし、避難エリア毎に複数ルートを設定する。
- ・交通信号機の多いエリアはできるだけ通行させない避難ルートを設定する。
- ・高速自動車国道等は、松江市内からの外側に向けての片側路線を避難ルートとする。（内側に向けた路線は緊急交通路として利用）
- ・大橋川で南北に分断される地形となっている松江市内での渋滞を回避するため、松江市中心部の4橋（松江大橋、新大橋、宍道湖大橋、くにびき大橋）を極力通行しない避難ルートを設定する。

II 一時集結所の選定方針

一時集結所は、原子力災害時に自家用車避難を行うことが困難な住民が、バス等によって集団避難を行うために参集する場所であり、各々に市の職員等が配置され、避難者の受け付けや、待機・乗車誘導、安定ヨウ素剤の配布などを行う場所である。一時集結所の選定にあたって考慮する事項は下記のとおり。

【一時集結所の選定にあたって基本となる事項】

- ・公共的施設であり、一般的に住民に認知されている施設であること。
- ・施設の管理者が明確であること。
- ・大型バスの進入が可能であること。
- ・徒歩による参集を想定した配置であること。

【一時集結所の選定にあたって望ましい事項】

- ・屋内施設が付帯していること。
- ・集結した住民を収容する設備（トイレ等）、広さがあること。
- ・地域毎に特別な集結方法が極力生じないこと。

Ⅲ 避難経由所の設定

避難経由所は、避難先自治体へ広域避難を行うにあたっての目的地となるものであり、多くの駐車スペースを持ち、比較的わかりやすい大規模な施設を指定している。なお、避難経由所を設定することによるその他のメリットは下記のとおり。

【避難経由所設定のメリット】

- ・避難先に不慣れである避難者でも、可能な限りわかりやすい施設を目的地とすることで、避難者の混乱を軽減し、円滑な避難所収容を可能とする。
- ・避難経由所にて段階的に開設した避難所へ避難者を順次誘導することにより、避難者の「たらい回し」を避ける。
- ・避難経由所と避難者受け入れを実施している避難所に対応要員を重点的に投入することができ、運営面で受入自治体の負担を軽減できる。
- ・大きな駐車スペースを持つ避難経由所の設定により、避難車両の駐車スペースが確保でき、避難先自治体内の渋滞緩和を図ることができる。
- ・避難経由所は、避難者への情報提供や体調不良者のための対応など、一定のターミナル的な役割を果たすことが出来る。

Ⅳ 生徒、児童等の緊急退避所の設定について

生徒等（生徒、児童、園児等）が在校（園）時に災害が発生した場合は、生徒等を保護者へ安全に引き渡すことを最終的な目標としており、原則として保護者に各学校等まで生徒等を迎えにきてもらうこととしている。

ただしPAZについては、事故の進展に応じて早めの対応を行う場合があるため、保護者へ引き渡す十分な時間が無い場合を想定した避難体制を整備する必要があるが、生徒等を市外避難先へ広域避難させることは、バス等の避難手段が早期に確保できない恐れがあることや、広域避難先で生徒を引き渡すため生徒、保護者、教員に体力的、精神的負担をかけることになる。

そこで、PAZの生徒等を出来るだけ早くPAZ（5km）圏外に移動させることを第一の目標とし、保護者への引き渡しが行いやすい市内の5km圏外の大規模施設を「緊急退避所」として開設し、施設敷地緊急事態となった時点でバス等の避難手段により生徒等を緊急退避所へピストン輸送し、そこで保護者へ引き渡しを行うこととした。なお、収容規模や主要避難ルートへのアクセスのし易さを考慮し、緊急退避所を松江市総合体育館としている。

※松江市総合体育館は建て替えの計画が進められており（平成28年度末完成予定）、建て替えにあたっては防災設備の充実や放射線防護の観点から可能な限りの対応を行うこととする。（松江市総合体育館建て替え中の緊急退避所は、隣接のくにびきメッセを指定することとする。）

第5節 地区別避難先等

地区別の避難については、基本的に避難先自治体及び避難ルート、避難経由所を定めた島根県広域避難計画に従って行うが、地区毎のバス等による避難を行うための集合場所となる一時集結所や、避難先自治体に入ってから避難経由所までの詳細ルートは本計画にて示すこととする。なお、下表 2-3 及び表 2-4 は地区別避難先等一覧の概要であり、詳細な避難ルートについては添付資料 1 「地区別避難先等一覧（詳細）」のとおりである。

1. P A Z 地区別避難先（概要）

表 2-3 P A Z 地区別避難先等一覧（概要）

公民館区	町 丁 名	一時集結所	避難先	避難経由所
鹿 島 (恵曇・御津)	古 浦	古浦集会所	大田市	県立大田高等学校 (大田町大田イ 5 6 8 番地)
	恵曇・武代	恵曇老人福祉センター(恵曇公民館)		
	手結	手結集会所		
	片 句	片句集会所		
	御 津	御津公民館		
鹿 島 (佐太)	佐陀宮内	鹿島武道館	大田市	市立朝波小学校 (波根町 1 5 番地)
	佐陀本郷・武代	鹿島保健センター(佐太公民館)		
鹿 島 (講武)	上講武	上講武公民館	大田市	市立第一中学校 (大田町大田口 6 5 6 番地)
	名 分	鹿島武道館		
	南講武・北講武	講武公民館		
島 根	大 芦	大芦老人福祉センター	奥出雲町	横田公園 (稲原 2034-1)
生 馬	上佐陀町 下佐陀町 西生馬町	生馬小学校	大田市	市立長久小学校 (長久町長久イ 7 8 2 番地)
古 江	古志町	古江小学校	大田市	旧湯里小学校 (温泉津町湯里 1 6 5 5 番地)
	莊成町		大田市	旧温泉津小学校 (温泉津町小浜イ 2 8 0 番地 1)
	西谷町	古江小学校	大田市	市立温泉津中学校 (温泉津町福光イ 3 1 0 番地 1)
	西長江町 東長江町 ※市道古志大野線の 北側の区域	湖北中学校		

2. U P Z 地区別避難先（概要）

表 2-4 U P Z 地区別避難先等一覧（概要）

公民館区	町 丁 名	一時集結所	避難先	避難経由所
島 根	野波・多古 野井	野波保育所・野波高 齢者交流館	奥出雲町	三成公園 (三成 188)
	加賀	島根中学校	奥出雲町	横田公園 (稲原 2034-1)
生 馬	浜佐田町 薦津町	松江海洋センター	大田市	県立邇摩高等学校 (仁摩町仁万 9 0 7 番地)
	東生馬町	松江清心養護学校	大田市	市立長久小学校 (長久町長久イ 7 8 2 番地)
古 江	古曾志町	古江小学校	大田市	旧温泉津小学校 (温泉津町小浜イ 2 8 0 番地 1)
	打出町	湖北中学校	大田市	市立温泉津中学校 (温泉津町福光イ 3 1 0 番地 1)
	西長江町 東長江町 ※市道古志大野線の 南側の区域			
	西浜佐陀町	松江海洋センター		
城 西	千鳥町・堂形町	第一中学校	江津市	菰沢公園 (浅利町 242)
	砂子町 内中原町 片原町・末次町 芋町・西茶町 東茶町	内中原小学校	江津市	総合市民センター (江津町 1110-17)
	南平台・国屋町 中原町	第一中学校	江津市	中央公園（多目的広場） (嘉久志町 2052)
	外中原町	第一中学校	江津市	江津高等学校 (都野津町 293)
法 吉	黒田町	松江北高等学校	浜田市	国府海水浴場 (久代町国分町地内)
	比津町 比津が丘一丁目～ 5 丁目	法吉小学校	浜田市	県立浜田高校 (黒川町 3749)
	法吉町・春日町 西法吉町	城北小学校	浜田市	浜田市旭公園 (浜田市旭町今市地内)
城 北	法吉町・淞北台 うぐいす台	城北小学校	浜田市	県立浜田水産高校 (瀬戸ヶ島町 25-3) 瀬戸ヶ島埋立地 (瀬戸ヶ島町地内)
	大輪町 石橋町 北堀町 奥谷町 東奥谷町	島根大学教育学部 附属小学校 松江北高等学校	浜田市	島根県立大学 (野原町 2433 番地 2)

公民館区	町 丁 名	一時集結所	避難先	避難経由所
城 東	殿町・母衣町 末次本町 東本町 1丁目～5丁目 向島町・米子町 南田町	島根県民会館	浜田市	県立浜田商業高等学校 (熱田町 675)
	北田町 学園一丁目 西川津町 学園南一丁目 学園南二丁目	母衣小学校	浜田市	三隅港 (浜田港湾管理所) (浜田市三隅町岡見地内)
朝 日	伊勢宮町 御手船場町 朝日町・大正町 新雑賀町・津田町 西津田七丁目	中央小学校	浜田市	浜田市金城総合運動公園 (金城町七条イ 982 番地)
	西川津町 東朝日町 西津田一丁目 西津田六丁目	第三中学校		
白 潟	横浜町・幸町	県立美術館	邑南町	中野グランド (中野 991-1)
	袖師町・嫁島町	協同組合松江卸セ ンター会館		
	白瀉本町 八軒屋町 和多見町 寺町・天神町 魚町・灘町	松江市市民活動セ ンター (スティック ビル)	邑南町	邑南町青少年旅行村 (山田 443-2)
大 野	大野町	松江市総合医療専 門学校	飯南町	道の駅赤来高原フロンティアあ かぎ (飯南町下赤名 880-3)
	上大野町	大野小学校		
	魚瀬町	魚瀬世代間交流会館		
秋 鹿	秋鹿町	(南部) 秋鹿小学校 (北部) 旧中島小学校	川本町	悠邑ふるさと会館 (大字川本 3 3 2 - 1 5)
	大垣町・岡本町	上寄公民館 秋鹿小学校	美郷町	美郷町防災公園 (美郷町久保 2 2 番地 3)
雑 賀	雑賀町・本郷町 竪町・新町 栄町・松尾町 西津田七丁目 西津田八丁目 上乃木一丁目 上乃木二丁目 上乃木五丁目	雑賀小学校	益田市	万葉公園 (高津町イ 2 4 0 2 番地 1)

公民館区	町 丁 名	一時集結所	避難先	避難経由所
乃 木	上乃木一丁目～五丁目 浜乃木一丁目、二丁目	松江西高等学校	益田市	益田運動公園 (乙吉町イ 8 4 7 番地)
	浜乃木三丁目～六丁目	松江農林高等学校		
	上乃木九丁目 浜乃木七丁目、八丁目	松江商業高等学校		
	乃木福富町 田和山町	松江農林高等学校	津和野町	道の駅シルクウェイにちはら (津和野町池村 1997-4)
	西嫁島一丁目～三丁目		津和野町	道の駅なごみの里 (津和野町鷺原イ 256)
	乃白町	松江農林高等学校	吉賀町	六日市中学校 (吉賀町六日市 757)
朝 酌	西尾町・朝酌町 福富町	朝酌小学校	岡山県 玉野市	みやま公園 (田井 2 丁目 4 4 9 0) 【予備】 玉原総合運動公園 (玉原 3 丁目 8 0 0 - 4)
	大井町	大井公民館		
	大海崎町	大海崎公会堂		
本 庄	上本庄町	本庄公民館	岡山県 早島町	コンベックス岡山 (矢尾 770)
	上宇部尾町	上宇部尾公会堂	岡山県 倉敷市	水島緑地福田公園 (福田町古新田 866-23)
	新庄町・本庄町 邑生町・枕木町 野原町	本庄小学校		
	長海町・手角町	美保関体育館		
持 田	西持田町 東持田町・北陵町	持田小学校		
	川原町・坂本町 福原町	福原会館		
美保関	笠浦・千酌 北浦・菅浦 片江・下宇部尾	美保関体育館 (コミュニティバ ス等により巡回)		
	七類・諸喰 美保関・雲津 福浦・森山	美保関東保育所 (コミュニティバ ス等により巡回)		
川 津	西川津町※ ※近隣の一時集結所へ	国立大学法人島根 大学 松江東高等学校 第二中学校	岡山県 岡山市	岡山市サウスヴィレッジ (南区片岡 2 4 6 8) 岡山市消防教育訓練センター (中区桑野 1 1 6 - 3)
	菅田町 学園二丁目	国立大学法人島根 大学	岡山県 岡山市	御津スポーツパーク (北区御津高津 1 5 6 6)
	下東川津町 上東川津町	松江東高等学校 第二中学校	岡山県 岡山市	岡山リサーチパーク (北区芳賀、富吉地内)

公民館区	町 丁 名	一時集結所	避難先	避難経由所
大 庭	矢田町 古志原五丁目～七丁目	湖東中学校	岡山県 岡山市	正儀シーサイドスポーツ広場 (東区正儀5050)
	山代町	湖東中学校	岡山県 岡山市	瀬戸町総合運動公園 (東区瀬戸町南方1311)
	大草町	八雲立つ風土記の丘	岡山県 岡山市	古都南方スポーツ広場 (東区古都南方10)
	佐草町	大庭小学校		
	大庭町 平成町	大庭小学校	岡山県 岡山市	岡山県総合グラウンド (北区いずみ町2-1)
八 束	波入・入江 二子・寺津 亀尻・馬渡 遅江	八束中学校	岡山県 総社市	総社市スポーツセンター (総社市三輪1300) 【予備】 岡山県立大学 (総社市窪木111)
	江島	江島保育所		
竹 矢	八幡町・富士見町 馬潟町	竹矢小学校	岡山県 笠岡市	笠岡総合スポーツ公園 (笠岡市平成町63-2)
	矢田	矢田体育館	岡山県 浅口市	浅口市立天草公園 (鴨方町鴨方2244-2) 【予備】 浅口市立金光スポーツ公園 浅口市立三ツ山スポーツ公園
	竹矢	竹矢公民館	岡山県 矢掛町	矢掛町B&G海洋センター (西川面1307番地3) 【予備】 矢掛高等学校 矢掛中学校
	青葉台	矢田体育館	岡山県 里庄町	つばきの丘運動公園 (里見2392)
東出雲 (出雲郷)	春日・今宮 内馬・須田 意宇南一丁目～六丁目 意宇東一丁目～三丁目	出雲郷小学校	岡山県 新見市	岡山県立新見高等学校 (新見1394番地)
	出雲郷・錦浜	出雲郷小学校	岡山県 新見市	新見市立新見南中学校 (石蟹135)
	錦新町一丁目～四丁目	出雲郷小学校	岡山県 新見市	新見市立新見第一中学校 (高尾2364番地)
	錦新町五丁目～八丁目	出雲郷小学校	岡山県 新見市	新見公立大学・新見公立短期大学 (西方1263番地2)
東出雲 (揖屋)	揖屋 (藤谷・花水木、 星風地区を除く)	東出雲中学校	岡山県 高梁市	ききょう緑地グラウンド (落合町近似93-1) 【予備】有漢総合グラウンド
東出雲 (意東)	下意東 揖屋の一部 (藤谷・花水木、 星風地区)	意東小学校	岡山県 井原市	井原運動公園 (上出部町1671番地1) 【予備】芳井体育館 星の郷ふれあいセンター

公民館区	町 丁 名	一時集結所	避難先	避難経由所
東出雲 (上意東)	上意東	東出雲町介護予防 拠点施設(東出雲お ちらと村)	岡山県 吉備中央町	かもがわ総合スポーツ公園体育館 (上田東2360-3)
古志原	古志原一丁目~四丁目	松江工業高等学校	広島県 尾道市	東尾道市民スポーツ広場 (東尾道19番地3)
	古志原七丁目	松江工業高等学校	広島県 尾道市	河内市民スポーツ広場 (御調町丸門田1484)
	古志原五丁目、六丁目 上乃木五丁目~七丁目	松江工業高等学校	広島県 尾道市	向島運動公園 (向島町11098-289)
	八雲台一丁目、二丁目 一ノ谷町	松江南高等学校	広島県 尾道市	因島アメニティ公園 (因島大浜町64)
	上乃木八丁目~十丁目	松江南高等学校	広島県 尾道市	因島運動公園 (因島重井町4749)
津 田	東津田町	津田小学校 県立東部総合福祉 センター(いきいき プラザ島根)	広島県 福山市	竹ヶ端運動公園 (水呑町4748)
	西津田二丁目~六丁目 西津田九丁目、十丁目 古志原二丁目	総合文化センター (プラバホール) 津田小学校 県立東部総合福祉 センター(いきいき プラザ島根)		
宍 道	宍道・昭和 伊志見・昭和新田	宍道小学校	広島県 福山市	福山平成大学 (御幸町上岩成117-1)
	白石・佐々布	宍道小学校 坂口公民館		
	上来待・東来待 西来待	宍道健康センター		
忌 部	東忌部町 西忌部町	千本公会所 忌部小学校	広島県 神石高原町	帝釈峡スコラ高原(神石コスモド ーム駐車場) (神石郡神石高原町相渡2188)
八 雲	日吉	八雲小学校	広島県 庄原市	庄原工業団地 (庄原市是松町字是清) 【予備】 比和総合運動公園
	平原	松江市八雲平原地 区多目的研修施設		
	熊野	八雲小学校 松江市八雲郷土文 化保存伝習施設		
	西岩坂	八雲小学校 秋桑すこやか会館		
	東岩坂	八雲小学校 別所ほほえみ会館		
玉 湯	湯町・林	玉湯中学校	広島県 府中市	府中市中須グラウンド (中須町1462-1) 【予備】府中市立総合体育館
	布志名	玉湯中学校	広島県 府中市	府中市古府の森スポーツグラウ ンド(府中市府中町400-1)
	大谷	大谷小学校		
	玉造	玉作会館	広島県 府中市	上下運動公園 (上下町上下2400-1)

第6節 避難所への入所及び避難生活の確立

本計画においては、市内全域の住民が他の自治体へ広域避難を行うことを前提としており、避難先自治体の協力を得て、全市民を収容可能な避難所数をあらかじめ確保するとともに、広域避難実施の初期段階においては、避難所の開設や管理、避難者の誘導など、避難者の受け入れ業務を避難先自治体に対応してもらうこととしている。本市は、広域避難開始から避難者の送り出しに全力をあげるとともに、順次避難先自治体に職員を派遣し避難所の運営業務等について引き継ぎを受けることとなるため、島根県や避難先自治体との連携を密にすることが重要であり、受け入れの手順や運営の方法等については共通認識を持つ必要がある。本節においては、避難所入所段階から避難所生活の安定期までの基本的な事項を示す。

1. 避難所（広域福祉避難所を含む）到着段階

避難者は、原子力発電所で事故が発生してからの避難準備、広域避難により体力面、精神面において消耗していると考えられるため、避難所へ円滑に入所してもらうことを最優先する。

（1）避難所（広域福祉避難所を含む）での入所受付

避難所到着後、避難所担当職員が当該避難所の入所者数把握のため氏名、人数等の簡易的な受付を行った後、避難者は誘導に従い避難スペースの割り当ての指示を受け、生活スペースを確保する。この際、避難所担当職員は避難者の体調を確認し、体調不良を訴える避難者がいた場合は、救護スペースへの誘導、病院の案内（必要があれば救急要請）を行う。

（2）避難者登録、被災地住民登録票の作成

① 避難者登録等

避難者が落ち着いた後、避難所担当職員が巡回し、避難者名簿の作成のため避難者の氏名や住所等の聞き取りを行うとともに、将来の医療措置や損害補償の参考資料となる「被災地住民登録票」を世帯人数分配布するので、避難者毎に必要な事項を記載し各自又は世帯の代表者が保管する。（必要に応じて担当職員が確認する）

② 避難者登録の際の注意事項

避難者名簿は食料等の必要物資の把握や避難者の安否確認のための情報となるが、安否情報の公開にあたり支障がある場合は、避難所担当職員に伝えておく。

（3）必要な物資、支援等の要望

① 必要な物資等の要望

避難者は、避難者登録等を実施する際や避難所生活において、必要な物資や支援等の

要望を避難所担当職員に伝える。

② 要配慮者への支援

要配慮者のケアについては、在宅要配慮者については家族若しくは支援者が、社会福祉施設入所者については各施設職員が中心となっていくこととしている。ケア要員（交代要員も含む）や必要な資機材・物資（ベット、医薬品）の不足が想定されることから、島根県及び市は国や避難先自治体等に要請し、避難先地域や他地域から医療、福祉関係者、ボランティア等の応援要員や、資機材・物資の支援を迅速に確保・供給する体制を整える。

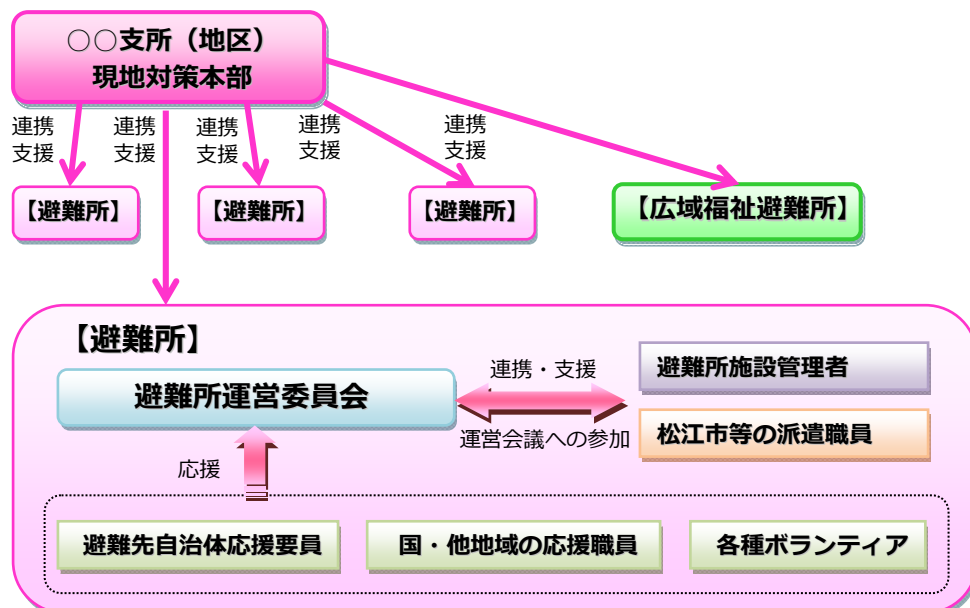
（避難生活に必要な物資について）

被災者の生活の維持のために必要な食料、飲料水、毛布等の生活に必要な物資は、避難初期段階においては避難先自治体が確保する物資を配布するが、本市や県が所有する備蓄品も活用するとともに、できるだけ早期に国が中心となり、関係機関や他地域から大量の食料や毛布等の物資が迅速且つ円滑に供給される体制を整えることとしている。

2. 避難生活の確立段階

避難所は、避難者に安心と安全を提供するとともに、避難者自らが互いに励まし合い、助け合いながら生活再建を始めるための拠点として機能することを目指すものである。避難所生活の初期段階においては、避難者の安心、安全確保を優先に、主に避難先自治体職員によって避難者支援を行うこととしているが、可能な限り避難者のニーズに応じ、避難所の生活環境をより向上させるため、支所・地区災害対策本部の〇〇支所（地区）現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）を早期に立ち上げるとともに、避難所毎に避難所運営委員会を設置し、避難者の自立的な避難所運営を可能とすることが必要となる。

図 2-4 避難所運営体制のイメージ



(1) 避難所開設初期に必要な事項

① 避難者の要望把握

避難所担当職員は避難者のニーズの聞き取りを継続し、物資等の不足があれば避難先自治体の対策本部に調達を依頼する。

② 避難所受け入れ時のルール設定

避難者が入所した段階は、細かい運営の方法等を避難者が自主的に定めることができない時期であるが、非常に混乱することが想定される時期でもあるため、避難者の安心、安全の確保のために最低限必要な事項をルール化して定めておくことが必要である。

なお、避難者へ食料、飲料水を配給する時刻や配給場所、手順等についてはあらかじめ定め、避難者に通知しておく。また、初期段階から十分な量を配給できない場合もあることが想定されるが、その際は準備状況等も逐次避難者に情報提供を行う。

【避難所開設初期に必要と考えられるルール（例）】

- 物資支給のルール
- 急病者発生時の連絡先、手順等
- 男女のプライバシーの確保に関する事項
(女性のみが利用できる部屋又は区画を設定するなど。)
- 防犯に関する事項(犯罪発生時の緊急連絡先、相談窓口、巡回等)
- 防火に関する事項(火気の管理、喫煙所の限定等)
- ペットに関する事。 (居住区域、立入制限に関する事など)
- 施設管理者からの要請に基づく避難所施設の利用に関する事項

※これで十分と言うことではなく早期に拡充が必要

③ 避難所の自治会等の単位での整理

避難所入所初期段階は、避難先職員の労力を集中的に投入して円滑な避難者受け入れを可能とするため、避難の目的地となる避難経由所に到着された方から段階的に開設する避難所へ誘導することとしており、必ずしも自治会単位等にはなっていない。避難所の運営を円滑にするためにも、避難者同士が日常からつながりのある自治会単位毎となっていることが望ましいので、避難が落ち着いた後できる限り速やかに、避難先自治体と現地対策本部の協力のもと、可能な範囲で住民を自治会単位等でまとめていくこととする。

(2) 避難所運営委員会の早期立ち上げ

① 避難所運営委員会の設立

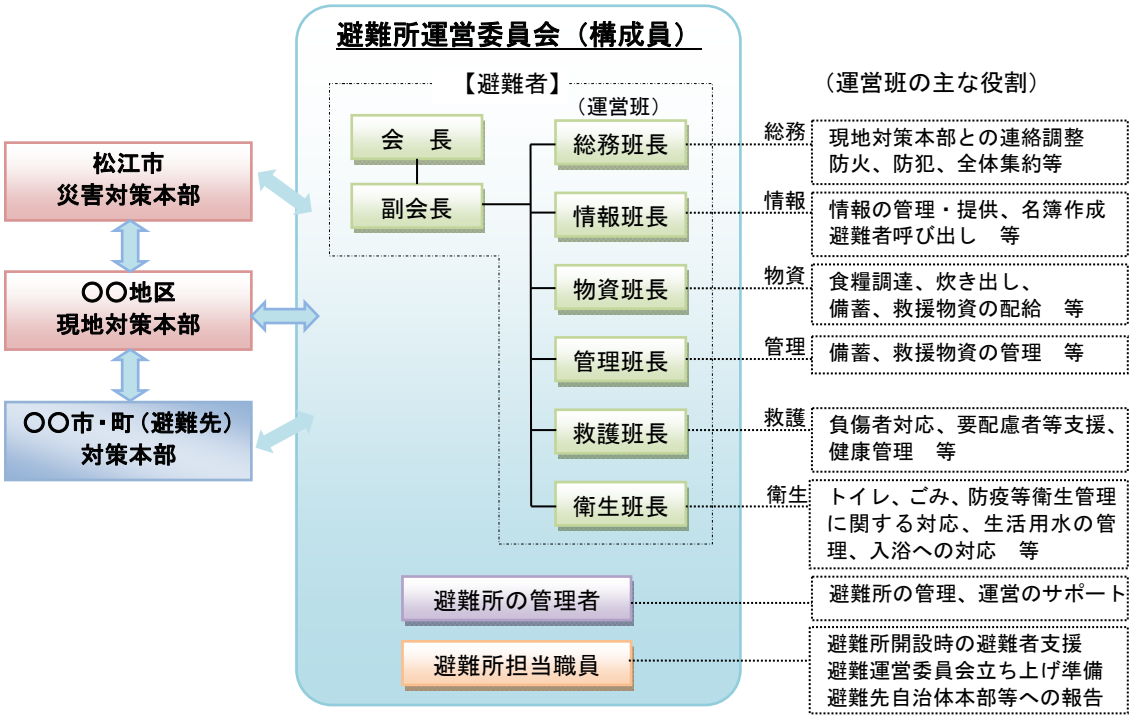
避難者のニーズに応じ、避難所の生活環境をより向上させるため、できる限り速やかに避難者の自立的な避難所運営を可能とするため、各避難所毎に避難所運営委員会を設立する。(図2-5 「避難所運営委員会の構成(例)」参照)

② 避難所運営委員会の業務

避難所運営委員会の構成や業務内容は「松江市避難所運営マニュアル（平成22年3月）」に従うこととする。また、避難所運営委員会は各避難先自治体毎に設置される地区の現地対策本部等と連携を取り、避難者の生活支援、避難所の生活環境の改善等、避難所運営に関する事項を執り行う。

避難所運営委員会には避難所運営委員会の業務を執行するため、各運営班を設置する。また、特定の方や男女間で業務負担が偏らないよう、交代で当番等の業務を行うなど避難者全員が避難所の運営にできる限りの協力を行うこととする。（「松江市避難所運営マニュアル（平成22年3月）」参照）

図 2-5 避難所運営委員会の構成（例）



【参考 2-4 広域避難を行う期間の想定】

広域避難を行う期間は、原子力発電所の事故の状況や、放射性物質による市域の汚染状況により継続されるものであり、災害まで進展せず数日程度の短期間で終わるものから福島原子力災害のように長期間のものが想定される。避難指示が行われる段階では広域避難を行う期間は不明であることから、広域避難の実施にあたっては、長期間の避難継続を前提とした避難所運営に関する備えを整えておくこととする。

【参考 2-5 避難所の自主運営の必要性】**(避難所生活の流れ)**

広域避難を実施して避難所に入所した初期段階においては、第一に避難者の安全を確保することが必要であるため、行政が主体となり食料の配布や、毛布等の物資を可能な限り早期かつ避難者に行き渡るよう調達するとともに、最低限の避難所生活に係るルールを設定することが求められる。しかし、避難所における生活は、他人との不慣れな共同生活を伴うことに加え、適切な施設管理を行わないことによる衛生状況の悪化や、慣れない生活での疲労やストレスが重なり健康を害することが多くなると言われており、長期間の避難所生活を想定すると、避難者のニーズに応じて生活環境を整え、向上させていくことが必要となるため、避難所運営を円滑に進めるための体制を早期に整えることも併せて必要となる。

このような問題を解決するためにも、自助、共助の精神のもと、避難者同士の公平性を保ち苦労を分かち合いながら、避難者が自主的に避難所の運営や生活環境の向上のための活動を行うことの重要性が、過去の大規模災害から明らかになっており、市としても避難所の運営については、適切な行政の支援のもと、自主運営を原則とすることとしている。

第3章

Ⅰ 広域避難に係る体制

第3章 広域避難に係る体制

第1節 市の広域避難に係る体制

1. 緊急事態区分等に基づく市の体制

原子力発電所で事故が発生した際の広域避難に係る市の体制は、地域防災計画に基づき、緊急事態区分（EAL）や防護措置の実施を判断する基準（OIL）等に従い、PAZとUPZそれぞれの地域によって定めている。

（1）原子力事故対策会議（設置場所：市役所本庁、鹿島・島根支所、生馬・古江公民館）

原子力発電所で事故や異常が発生した場合には、安全協定や関係法令に基づき本市に対して原子力発電所の事故等の情報に関する通報連絡がなされるため、本庁に原子力事故対策会議を設置し、それら情報を住民や関係機関に対し迅速かつ的確に広報・情報提供を行う。また、早期の避難措置が必要となるPAZを含む地区（鹿島・島根・生馬・古江）についても同様に原子力事故対策会議を設置（生馬、古江地区へは設置要請）し、避難準備に時間を要する要配慮者¹への避難準備情報の発出や、一時集結所の開設及び安定ヨウ素剤の配布準備を行う。なお、複合災害が発生した場合には、管内の被害状況の把握も行う。（自然災害の状況により災害対策本部等の設置を検討する）

原子力事故対策会議の設置基準は、以下のいずれかに該当する場合であって、防災安全部長が必要と判断したときに設置する。

【原子力事故対策会議の設置基準】

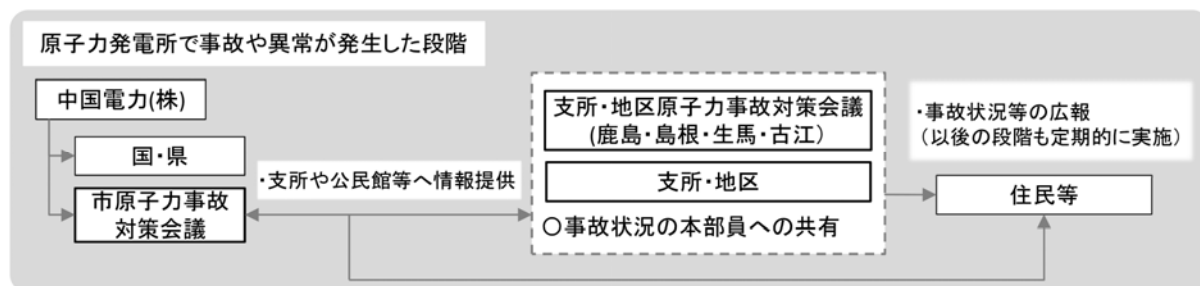
- ①島根県が管理するモニタリングポストで異常値（220 nGy/h）が測定された場合
- ②発電所から安全協定第10条の異常時における連絡があった場合
- ③緊急事態区分（EAL）のうち、「警戒事態」が発生した場合

※PAZ外の公民館、支所は、その後の進展による支所・地区災害対策本部の設置に備え、市からの情報を各本部員に対して共有する。

※島根県は、本市と同様の設置基準により県対策会議を設置する

※国は、警戒事態が発生した場合に、原子力規制委員会原子力事故警戒本部を設置する。

¹ 【要配慮者】市地域防災計画に規定する高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行客など災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすい者をいう。



(2) 災害対策本部（設置場所：市役所本庁、全支所、全公民館）

原子力発電所で大きな事故が発生した場合（施設敷地緊急事態または全面緊急事態）、または警戒事態の段階で施設敷地緊急事態に至ることが見込まれる場合は、その後の事故の進展によって避難指示が発出された場合に迅速な対応が行えるよう、市災害対策本部を設置するとともに、全ての支所・地区災害対策本部を設置（地区災害対策本部へは設置要請）する。

市災害対策本部では、国、県と連携し、住民広報や該当地区に開設する一時集結所の調整や、各地区に配備する避難車両の調整などを行う。

支所・地区災害対策本部では、自らの本部の要員を参集し、発電所の事故状況を共有するとともに、住民に対する広報や、一時集結所の開設、安定ヨウ素剤の周辺住民への配布を行う（PAZについては警戒事態段階から安定ヨウ素剤配布準備を実施）。なお、複合災害発生時には管内の被害状況の把握を行う。

PAZを含む地区は、施設敷地緊急事態の段階で施設敷地緊急事態要避難者²の避難指示、全面緊急事態の段階で住民への避難指示と安定ヨウ素剤の服用指示が発出されることとなるため、初期の避難対応は支所・地区災害対策本部にて行うが、早期に次項に定める現地災害対策本部へ体制を移行することを基本とする。

本市の災害対策本部の設置基準は、以下のいずれかに該当する場合、または市長が必要と判断したときに設置する。

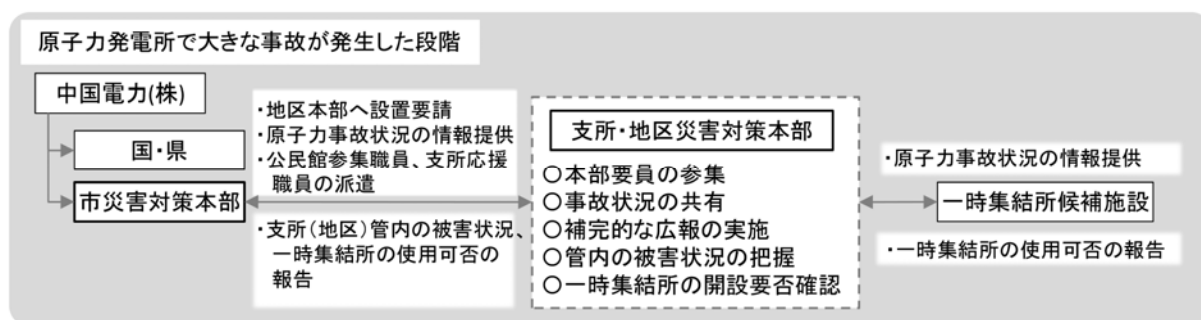
² 【施設敷地緊急事態要避難者】避難行動要支援者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者や、副作用発生の恐れがあるなど安定ヨウ素剤を服用することが不適切な者をいう。ここでいう「避難の実施に通常以上の時間がかかる」場合とは、例えば入院患者のように避難先が同等の設備・体制を有する病院等に限定され、その移動手段として特別な車両等を要するような、他の住民に比べ避難の実施に時間を要する方を想定している。（家族や周辺住民等の支援により避難ができる者などは該当しない。）

【災害対策本部の設置基準】

- ①緊急事態区分（EAL）のうち、「施設敷地緊急事態」または「全面緊急事態」が発生した場合。
- ②島根県が管理するモニタリングポストにおいて原災法第10条に定める基準以上の放射線量（ $5\mu\text{Sv/h}$ ）以上の放射線量が検出されたとき。

※島根県は、本市と概ね同様の設置基準により県災害対策本部を設置することとしている。

※国は、「施設敷地緊急事態」が発生した場合に「原子力規制委員会原子力事故（現地）対策本部」を、「全面緊急事態」が発生した場合に「原子力災害（現地）対策本部」をそれぞれ設置するとしている。またオフサイトセンターには、国、県、市などが相互の連絡・調整を行う現地事故対策連絡会議や合同対策協議会が設置される。（市からあらかじめ定めた職員を派遣する）



（３）現地災害対策本部（設置場所：広域避難を実施する全支所、全公民館）

現地災害対策本部は、特定の地区に住民避難が必要となった段階において、要員の拡充等による体制の充実を図るために設置する。また、避難実施状況等を踏まえ市職員は地区の災害対策本部の運営を引き継ぎ、市職員以外の支所・地区災害策本部要員（以下、「地区要員」という。）は順次避難を行う。

この段階においては、避難対象地区においては自家用車による避難が円滑に行われるよう、避難先や避難経路に関する広報と交通規制を実施するほか、バスなどの避難車両による避難が円滑に行われるよう、一時集結所の開設、避難者の避難誘導・受付や避難車両の調達を行うこと、避難対象地区以外の地区においては広域避難に備えた屋内退避と避難準備を行う。

現地災害対策本部は、避難行動要支援者³の一時集結所への避難誘導や、一時集結所における受付及び避難車両への乗車誘導を実施するとともに、市が実施する避難指示や安定ヨウ素剤服用指示等に関する住民広報の補完的役割を担う。

³ 【避難行動要支援者】要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。なお、本計画においては、避難行動要支援者が避難先において特に配慮が必要な者と位置づけ、バリアフリー設備や冷暖房設備等が整った広域福祉避難所へ入所することとしている。

市職員が本部運営を引き継いだ後、支所・地区災害対策本部の地区要員は、順次避難先に避難し、避難先において避難先市町現地対策本部の立ち上げ準備を行う。

また、住民避難が落ち着いた後には、支所・地区の現地災害対策本部機能を市災害対策本部へ統合することを検討する。

本市の現地災害対策本部の設置基準は、以下のいずれかに該当する場合、または市長が必要と判断したときに、特定の支所・地区災害対策本部に設置する。

【現地災害対策本部の設置基準】

- ① P A Zにおいては、支所・地区災害対策本部を設置後、できるだけ早期に現地災害対策本部へ移行する。
- ② U P Zにおいては、環境モニタリングの結果O I Lに基づく防護措置の実施が必要になった場合、又は「全面緊急事態」等が継続しP A Zの避難が概ね完了した場合などにおいてU P Zの予防的避難を行う場合。

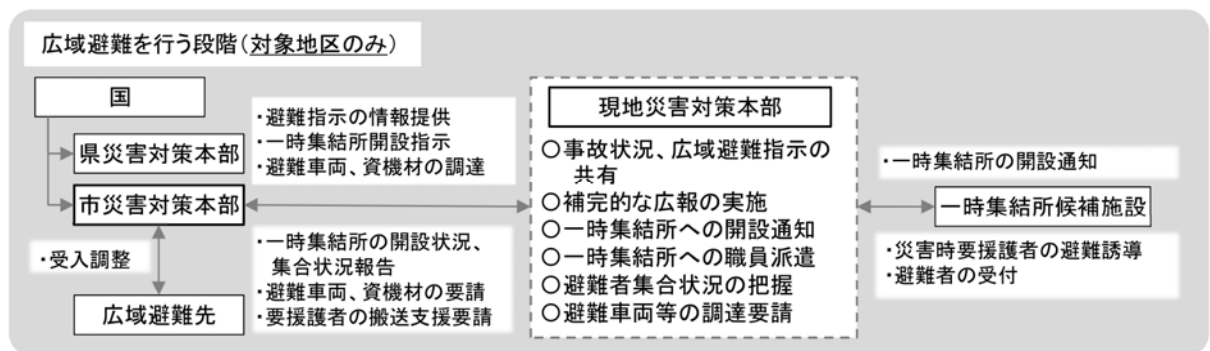


表 3-1 緊急事態区分等に応じた市の原子力災害体制

緊急事態区分 (設置基準)	市役所本庁舎	支所・地区（公民館）	
		PAZ (鹿島・島根・生馬・古江)	UPZ
事故発生 警戒事態 (EAL1)	原子力事故 対策会議	支所・地区 原子力事故対策会議	
施設敷地 緊急事態 (EAL2)	災害対策本部	支所・地区災害対策本部 (施設敷地緊急事態要避難者 避難のためできるだけ早期 に現地災害対策本部へ移行)	支所・地区 災害対策本部
全面緊急事態 (EAL3)		現地災害対策本部 (PAZ内住民の避難)	支所・地区 災害対策本部 (屋内退避の実施)
原子力災害 の発生 防護措置の実施を 判断する基準 (OIL)			避難指示対象地区は 現地災害対策本部に移行 (避難指示地区は避難)

2. 体制ごとの組織と業務

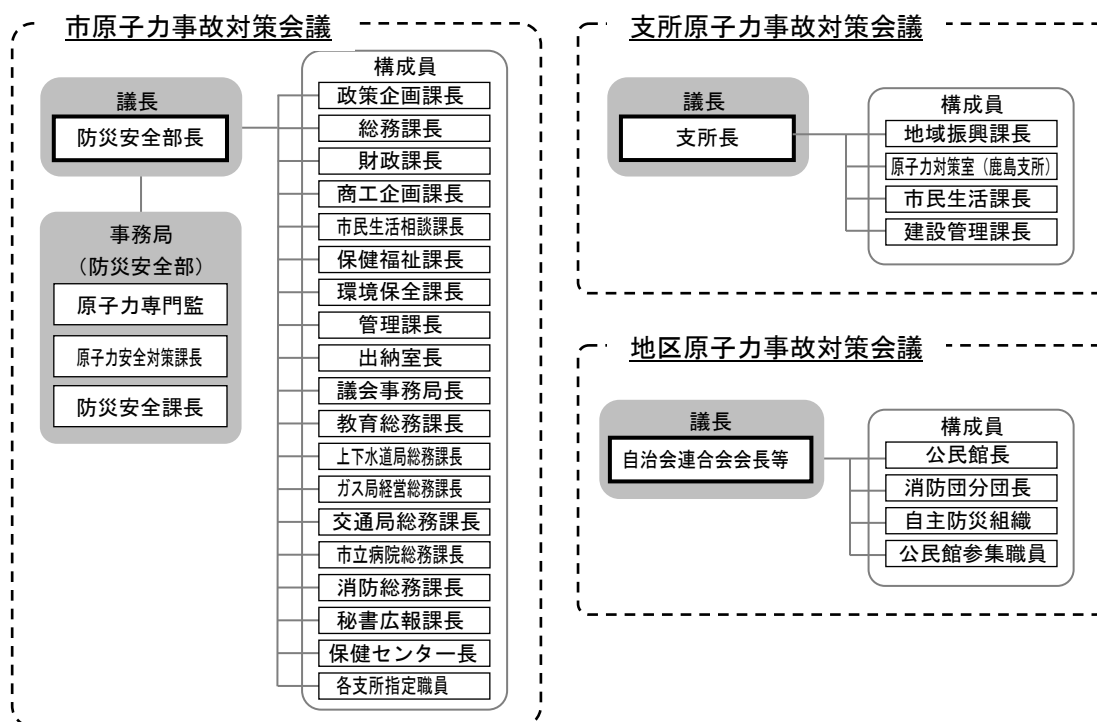
原子力発電所で事故が発生した際の広域避難に係る市の体制は、事故の進展及び原子力災害の状況を踏まえ拡充を行うこととしており、原子力事故対策会議、災害対策本部、現地災害対策本部の基本的な組織と業務について以下のように定める。なお、事故の状況や原子力災害の状況を踏まえ組織の規模等を変更するなど、柔軟な対応を行うことが必要である。

(1) 原子力事故対策会議の組織と業務

市原子力事故対策会議は、防災安全部長以下、各関係課で構成する。支所原子力事故対策会議（鹿島・島根支所）は支所長以下、支所各課で構成し、地区原子力事故対策会議（生馬・古江地区）は自治会連合会会長以下、関係機関で構成する。

市原子力事故対策会議は、原子力発電所の事故状況に係る情報を収集し、住民や関係機関への情報伝達を行うとともに、事故の進展に備えて災害対策本部の設置準備を行う。また、市原子力事故対策会議は支所・地区原子力事故対策会議と連携し、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備や、一時集結所の開設及び安定ヨウ素剤の配布準備を行う。

図 3-1. 市原子力事故対策会議の組織、支所・地区原子力事故対策会議の標準的な組織



(2) 市災害対策本部の組織と業務

市災害対策本部の事務局は、防災安全部（機能班を含む）及び消防本部で構成する。（市本部の組織機構は「図 3-2 市災害対策本部の組織機構」のとおり。）

原子力災害時には、原子力発電所の事故状況に係る情報を収集するとともに、国の災害対策本部や国の原子力災害現地対策本部（オフサイトセンター）において決定される防護対策を、的確かつ迅速に実施することが重要であり、市災害対策本部事務局が、国、県、事業者、支所・地区災害対策本部との連絡・調整を統括し、災害対策本部会議において決定した方針に基づき、地域防災計画に定める所定の部局が対応する。なお、特に広域避難については、支所・地区災害対策本部との連携が重要となる。

災害対策本部事務局（機能班）の組織及び主な業務については以下のとおりである。

※各部局の担当業務については、地域防災計画（原子力災害対策編）「表 4-3-2 災害対策本部の事務分掌」を参照すること。

① 本部の運営【総括班】

- ・市災害対策本部会議の運営、関係機関（広域避難先を含む）との連絡・調整等を行うため、総括班を設置する。
- ・総括班は、原子力発電所の事故状況の情報や、国の災害対策本部等における防護対策の決定等を踏まえて市災害対策本部会議を運営し、会議決定事項の周知・指示や関係機関との連絡・調整について、各機能班・各担当部局への指示を行う。また、広域避難の実施にあたっては、県が行う広域避難先との受入了解後の詳細な調整についても総括班において行う。
- ・総括班には、原則、原子力防災及び原子力施設の専門知識を持つ職員を配置する。

② 報道への対応【報道班】

- ・報道機関への情報提供や問い合わせへの対応を行うため、報道班を設置する。
- ・報道班は、原子力災害時の報道に対する情報提供は、国の現地対策本部で一元的に行われることを踏まえ、国・県から要請のあった広報内容と、市災害対策本部における決定事項について、情報班、住民広報班と調整のうえ、報道提供資料を作成し、定期的な報道発表の実施を行う。なお、報道窓口については、市災害対策本部設置場所とは別のスペースに設置する。

③ 災害情報の収集整理、問い合わせへの対応【情報班】

- ・ 災害情報の収集、住民や職員への情報伝達、住民からの通報対応のため、情報班を設置する。
- ・ 情報班は、市内の被害状況の収集・整理を行い総括班に報告するとともに、報道班、住民広報班と調整のうえ、広報文を作成し、各種情報通信手段（防災メール、ホームページ等）による情報伝達、庁内放送による職員への周知を行う。住民から被害情報の通報があった場合には受付し、災害対策本部の所定部局へ対応を指示する。

④ 情報の記録【記録班】

- ・ 災害対応の記録のため、記録班を設置する。
- ・ 記録班は、対応に関する時系列の作成や、災害対策本部会議資料、各班が作成した資料の整理等、災害対応に関する全ての情報を記録する。

⑤ 住民への広報【住民広報班】

- ・ 住民や自治会等への情報伝達、住民の相談窓口の設置のため、住民広報班を設置する。
- ・ 住民広報班は、報道班、情報班と調整のうえ、広報文を作成し、ファックス等による自治会への情報伝達、広報車等による住民への情報伝達を行う。また、必要に応じて支所・地区班を通じ、支所・地区災害対策本部に補完的な広報の実施を要請する。住民からの相談を受けるため、国・県と調整し、住民相談窓口の設置・運営を行う。

⑥ 一時集結所等の設置・運営【避難所班】

- ・ 一時集結所の開設や緊急退避所の開設・運営のため、避難所班を設置する。
- ・ 避難所班は、一時集結所、緊急退避所予定施設の使用可否（被害状況）の確認を災害対策本部各部局及び支所・地区災害対策本部に指示し、広域避難の実施に備える。
- ・ 広域避難の実施にあたっては、対象地域毎に開設可能な一時集結所を選考し、支所・地区災害対策本部に開設を指示する。
- ・ 一時集結所開設後は、支所・地区災害対策本部から避難者の集結状況を把握するとともに必要となる避難車両や物資を集約し、資機材班へ対応を依頼する。

⑦ 災害対応職員の動員【動員班】

- ・市災害対策本部、国の現地対策本部、支所・地区災害対策本部、広域避難先への災害対応職員の動員のため、動員班を設置する。
- ・動員班は、各本部が必要とする要員や、各機能班が実施する対策に必要な要員の確保・配置、災害対応職員の健康管理、災害対応職員の給食・給水手段の確保を行う。
- ・広域避難の実施にあたっては、特に支所・地区災害対策本部について、要員が不足することが無いよう、支所・地区班と連携して職員を派遣する。なお、各支所・地区災害対策本部の体制拡充・縮小の必要性を考慮し、他の支所・地区災害対策本部への二次的な派遣を行うなど、効率的な職員派遣に努める。

⑧ 支所・地区災害対策本部との調整【支所・地区班】

- ・支所・地区災害対策本部への情報伝達や調整のため、支所・地区班を設置する。
- ・支所・地区班は、市災害対策本部決定事項等の支所・地区災害対策本部への伝達・指示、支所・地区管内の被害状況の把握など、支所・地区災害対策本部との調整を行う。

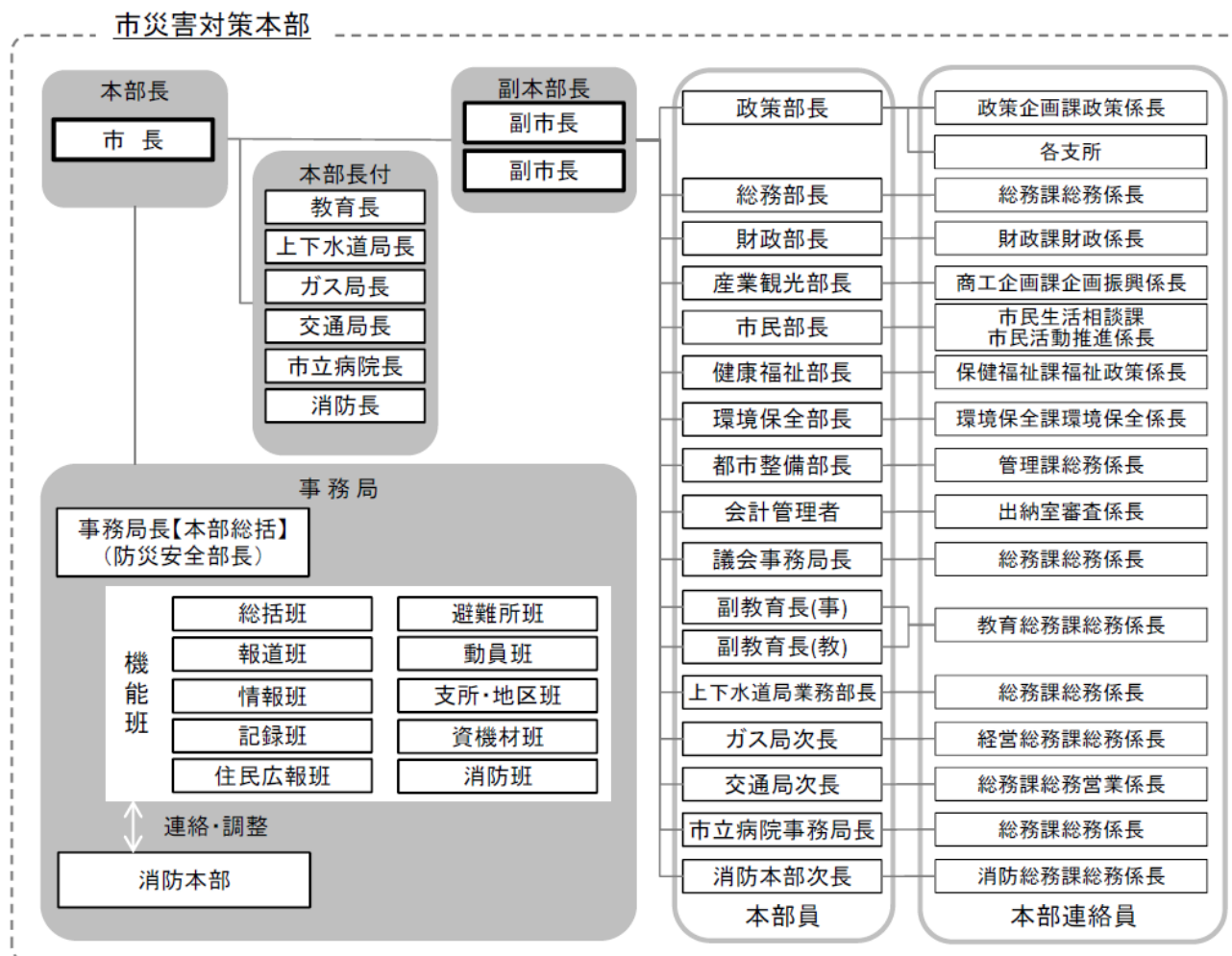
⑨ 資機材の調達【資機材班】

- ・避難車両や各種資機材の確保、輸送のため、資機材班を設置する。
- ・資機材班は、備蓄防災資機材の輸送指示、資機材の購入、輸送指示、応急資機材の確保に関する関係機関との連絡・調整指示を行う。なお、市が保有する資機材以外の手配や、広域的な輸送については、総括班を通じて県や国の現地対策本部、又は他の原発立地自治体や災害時応援協定締結先へ要請する。

⑩ 消防本部との連携【消防班】

- ・消防本部との連絡、調整のため、消防班を設置する。
- ・消防班は、消防本部、消防団の災害対応に関する連絡・調整を行う。特に広域避難を実施する支所・地区災害対策本部においては、避難誘導等の活動に消防団の支援が重要である。

図 3-2. 市災害対策本部の組織機構



(3) 支所・地区災害対策本部（現地災害対策本部）の組織と主な業務

支所災害対策本部は支所長以下、支所各課及び地区要員で構成し、地区災害対策本部は自治会連合会会長等以下、地区要員及び市職員で構成する。（本部の標準的な組織機構は「図 3-3 支所・地区災害対策本部の標準的な組織機構」のとおり。）

広域避難指示がなされた（またはその可能性が高い）支所・地区災害対策本部に対しては市災害対策本部の指示により現地災害対策本部へ体制を移行することとし（組織については災害対策本部と同様）、市職員を派遣して本部運営を引き継ぐこととしている。また、支所・地区災害対策本部要員のうち地区要員については、避難先における現地対策本部を立ち上げ避難者支援を行うため、市職員に役割を引き継いだ後、一般住民とともに広域避難を行う。

なお、支所・地区災害対策本部（現地災害対策本部）の体制は、原子力災害の状況や広域避難等の防護措置の実施状況を踏まえて拡充・縮小し、原子力災害の収束又は広域避難等の防護措置の完了をもって市災害対策本部の判断により解除（市災害対策本部へ業務統合）する。

支所・地区災害対策本部の標準的な組織及び主な業務については以下のとおり行う。

① 本部の運営【支所：総括班、教育班、情報班 地区：総括班】

- ・市災害対策本部との情報連絡や各班への情報共有や指示などの本部運営、本部活動に必要な周囲の放射線量率の把握、本部要員の被ばく管理を行うため、総括班を設置する。
- ・総括班は、市災害対策本部からの情報連絡を受け広域避難の要否を確認し、各班に広域避難の準備又は実施に係る指示を行う。広域避難の実施にあたっては、不足する避難車両や資機材等の調達を市災害対策本部に要請するとともに、避難の進捗について報告する。
- ・また、支所又は公民館に保管する放射線測定器を支所・地区災害対策本部を設置する施設付近に設置し、空間放射線量率を把握するとともに、屋外活動を行う各班の要員に対しては、代表者に個人線量計を貸与し、各グループの被ばく線量を管理する。
※要員の被ばく管理については「参考 3-2 原子力防災業務関係者の被ばく線量限度について」のとおり。

② 住民広報【支所：広報班 地区：住民広報班】

- ・市災害対策本部が行う住民広報の補完的な実施、管内の地域住民からの問い合わせ対応を行うため、住民広報班を設置する。
- ・住民広報班は、原子力災害時の住民広報について、市災害対策本部からの指示等に基づき、送付される住民広報文を地域内に広報する。広報媒体は屋外スピーカー、おしらせ君（島根町は知らせますケン）を基本に、必要に応じて広報車や地域での見回りなどにより実施する。また、住民からの問い合わせがあった場合は、市災害対策本部と連携してこれに対応する。

③ 一時集結所の運営【支所：避難所班、調査班 地区：一時集結所班】

- ・支所（地区）管内の被害状況の把握、一時集結所の開設可否の確認、一時集結所の開

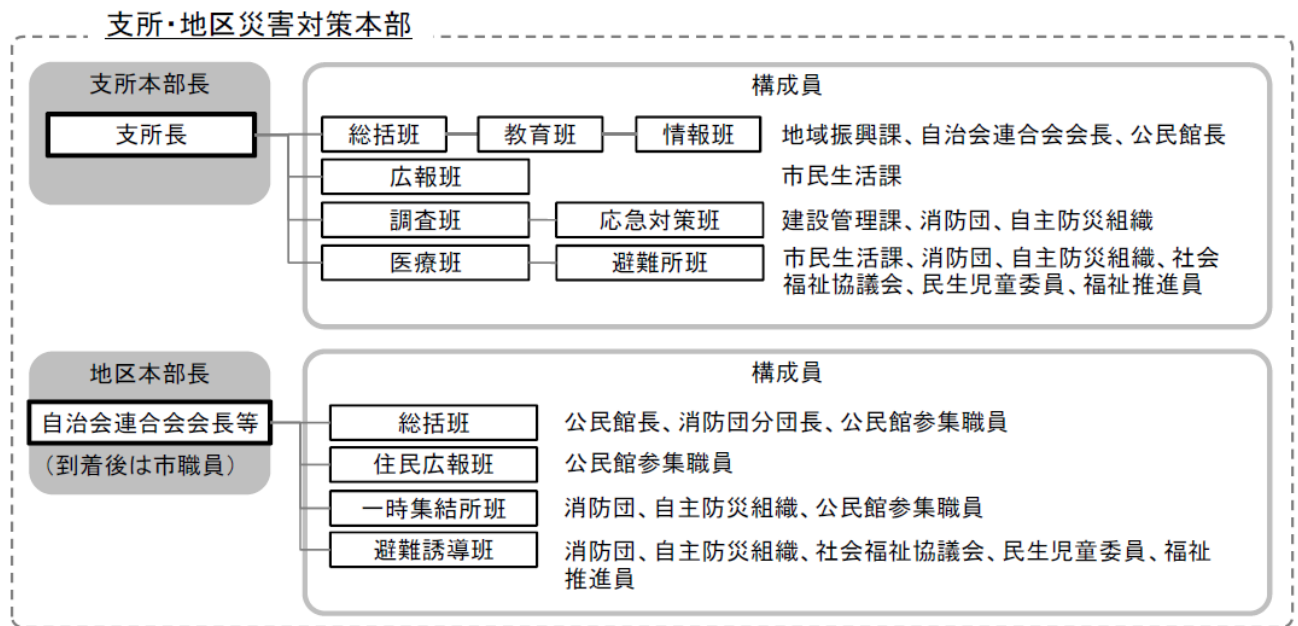
設、集結した避難者の受付及び健康状態の把握を行うため、一時集結所班を設置する。

- ・一時集結所班は、市本部からの指示に基づき、支所（地区）管内の被害状況や、一時集結所となる施設の使用可否を巡回等により確認し、開設指示があった場合は避難誘導班とともに施設を開設（開錠又は開錠が困難な場合は集合スペースの確保）し、総括班へ開設したことを連絡する。
- ・避難行動要支援者など広域避難指示に伴う一時集結所への参集が速やかにできない方のために、早めに一時集結所を開設して待機してもらうことも検討する。
- ・一時集結所においては、集結した避難者の名簿作成（人数把握）及び支所・地区災害対策本部への情報伝達（集結人数等）、集結した避難者の健康状態の把握を行う。
- ・一時集結所においては、安定ヨウ素剤を配布することとしており、名簿にヨウ素剤を受け取る対象となる方全ての氏名、年齢及び住所を記載してもらったうえで、安定ヨウ素剤を必要錠数配布する。配布の際は、指示が無ければ服用してはいけないことを口頭で伝え、安定ヨウ素剤服用に係る説明用紙を配布する。
- ・避難車両が到着した際は、避難行動要支援者などの要配慮者のうち、特に乳幼児、妊産婦などを優先的に乗車させる。また、避難を開始する際には、総括班に避難を開始する旨の連絡を行う。なお、避難先での避難者対応のため、原則1名は先発の先頭車両に同乗する。

④ 要配慮者の避難誘導【支所：医療班、応急対策班 地区：避難誘導班】

- ・管内の避難行動要支援者及び施設敷地緊急事態要避難者情報の把握及び避難誘導等を行うため、避難誘導班を設置する。
- ・避難誘導班は、支所・地区対策本部において、あらかじめ避難誘導が必要な避難行動要支援者を避難行動要支援者名簿等により把握し、広域避難実施時には一時集結所班とともに、一時集結所の避難者から情報も得ながら付近の避難行動要支援者の誘導を行う。この場合において、移動に健康リスクを伴う施設敷地緊急事態要避難者への避難については、総括班に市災害対策本部に対応を要請するよう連絡する。

図 3-3. 支所・地区災害対策本部の標準的な組織機構



3. 支所・地区災害対策本部への応援職員の派遣（現地災害対策本部への移行）

（1）支所災害対策本部

市災害対策本部は、支所災害対策本部設置段階や現地災害対策本部設置段階において、支所応援職員リストから支所が必要とする要員を派遣し、更に必要となる場合には機能班の動員班及び支所・地区班にて調整し、可能な限り当該地区に詳しい職員を派遣する。（派遣にあたっては職員の広域避難実施時を考慮し、可能であれば自家用車にて移動する）

なお、現地災害対策本部長は支所災害対策本部長が継続して任務にあたることとする。

（参考）支所応援職員リスト記載者数

鹿島	島根	美保関	八雲	玉湯	宍道	八束	東出雲
15 名	11 名	12 名	13 名	14 名	14 名	11 名	15 名
							計 105 名

（2）地区災害対策本部

地区災害対策本部への派遣要員は、地区災害対策本部等設置段階では公民館参集職員（各3名程度）及び現地災害対策本部長となる職員1名を派遣し、広域避難実施の可能性を踏まえ、現地災害対策本部設置段階では、機能班の動員班及び支所・地区班にて調整し、可能な限り当該地区に詳しい職員を派遣する。（派遣にあたっては職員の広域避難実施時を考慮し、可能であれば自家用車にて移動する）

なお、現地災害対策本部長は課長級以上の職員を基本とする。

※本部長となる課長級以上の職員は名簿管理し、それ以外の職員は、地域防災計画【資料編】「風水害対策動員計画表(H25.6.1)」の道路冠水動員（計208人）を準用し動員する。

【参考 3-1 現地災害対策本部（公民館区）の体制】

※人数は基本的に必要とする人数。

○市職員への業務移行後の体制（公民館参集職員含む）

本部長 1 名、4 班に各 2 名、一時集結所一カ所あたり 4 名を加えた人数を必要最低人数としている。

- ・ 現地災害対策本部長：1 人
- ・ 本部要員【総括班：2 人、住民広報班：2 人、一時集結所班：2 人、避難誘導班：2 人】
- ・ 一時集結所受付、安定ヨウ素剤配布要員【一時集結所数×3 人】
- ・ 避難誘導要員【一時集結所数×1 人】

※これに加え避難車両同乗者を一時集結所班に適宜追加

各地区現地災害対策本部の必要人数 ※注 1 参照のこと								
PAZ	生馬	古江						
	13 人	17 人						
小計	30 人							
UPZ	城西	法吉	城北	城東	朝日	白潟	大野	秋鹿
	13 人	9 人	17 人	13 人	13 人	17 人	17 人	17 人
	雑賀	乃木	朝酌	本庄	持田	川津	大庭	竹矢
	9 人	17 人	17 人	17 人	13 人	17 人	17 人	17 人
	古志原	津田	忌部					
	13 人	17 人	13 人					
小計	283 人							
合計	313 人							

注 1) 上記人数は、本部長 1 名、公民館参集職員 3 名、避難車両同乗者（適宜追加）を除いた人数。

注 2) PAZ（30 名）は同時に動員が必要だが、UPZ（283 名）は順次、立ち上げるため、広域避難が落ち着いた地区から他の地区への二次派遣が可能。

【参考 3-2 原子力防災資機材の備蓄について】

原子力災害時の広域避難には、自然災害発生時に用いる資機材のほかにも、要員の放射線防護資機材などが必要となる。また原子力災害対策指針においては、「直読式個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）、被ばくを低減するための防護マスク及びそのフィルタ並びに必要な保護衣を十分な数量を配付するとともに、必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させること」とされている。これを踏まえ、本市においては主な原子力防災資機材を備蓄しており、支所・地区災害対策本部となる施設を含めて、分散備蓄を図ることとする。

【参考 3-3 原子力防災業務関係者の被ばく線量限度について】

原子力災害対策指針においては、「防災業務関係者については、安全を確保し、ある程度の被ばくが予想されることを踏まえた防護措置が必要である。

(中略) また、防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である」とされている。

これを踏まえ、原子力防災業務関係者（市職員及び支所・地区災害対策本部の地区要員）の被ばく線量限度はそれぞれ以下を適用する。

なお、特に女性については、胎児防護の観点から、適切な配慮が必要である。

防災指針に定める区分	実効線量	市要員	地区要員
(a) 災害応急対策活動および災害復旧活動を実施する場合	50mSv	○	○
(b) ただし、原子力防災業務関係者のうち事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大防止および人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合	100mSv	○	— (適用せず)

※線量限度の上限が引き上げられた場合には市要員に限り適用する。

※女子は 5mSv/3 月（妊娠中である女子は 1mSv/使用者等が妊娠の事実を知ったときから出産までの間）を線量限度とする。

第2節 避難先自治体の避難者受け入れに係る体制と主な業務

原子力発電所で事故が発生し、原子力災害に至る可能性が生じた場合には、避難先自治体において避難者受け入れ体制を整えてもらうため、広域避難を実施する前に避難先自治体と密な連絡調整を行う必要がある。また、広域避難を開始した初期段階の避難者受け入れは避難先自治体の全面的な協力を得て実施する。松江市は、職員を住民の避難に同行させるなど、順次避難先自治体に職員を派遣し、市としての体制が構築できるまで避難先自治体の指揮下に入り避難者支援業務等を実施することとしており、円滑な避難者支援業務の引き継ぎを行うためにも、避難先自治体と各業務についての共通認識を持つておくことが必要である。

よって本節においては、避難先自治体との連絡体制や、避難経由所及び避難所における受け入れ体制についての基本的なルールについて示し、避難先自治体には本ルールを参考とし、避難先自治体の実情に応じた対応を行ってもらうこととする。

1. 情報連絡体制

原子力発電所の事故が発生し、原子力災害につながる恐れがあると島根県が判断した段階以降、県は、原子力発電所での事故、災害の状況、避難準備、広域避難措置に関する情報を、避難先の県内自治体及び広島県、岡山県に対して連絡する。市は、避難先自治体が避難者受け入れ体制を適切に構築できるよう、避難準備や避難実施状況について、避難先自治体（市、町）に逐次情報連絡を行う。避難先自治体からは、避難者受け入れ状況等について、市に対して情報連絡をしてもらう。

図 3-4 避難先自治体との情報連絡の流れ

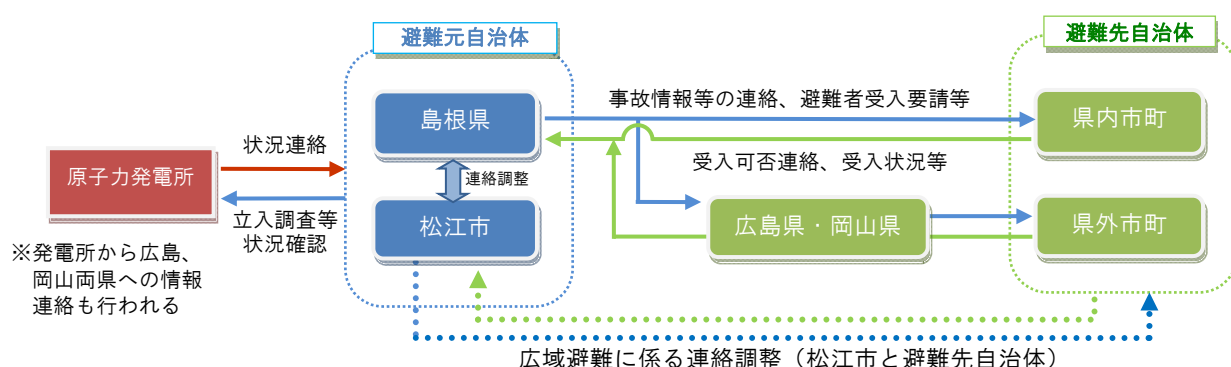


表 3-1 島根県から避難先自治体への主な連絡内容と段階
(島根県広域避難計画より抜粋)

主な情報連絡の段階	島根県が実施する避難先自治体への連絡内容
① 重大なトラブルと判断 (島根県対策会議設置時等)	・ 事故の状況、島根県の対応状況等
② 警戒事態 (E A L 1) 発生時	・ 警戒事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ P A Z 地域の避難に備えた体制、要配慮者等の援護体制の準備等
③ 施設敷地緊急事態 (E A L 2) 発生時	・ 施設敷地緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ 概ね 0 ～ 5 k m 圏 (P A Z 圏域) の避難準備連絡等及び施設敷地緊急事態要避難者等の避難指示
④ 全面緊急事態 (E A L 3) 発生時	・ 全面緊急事態となった旨の連絡、緊急事態宣言発出の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ 概ね 0 ～ 5 k m 圏 (P A Z 圏域) の避難指示 ・ 概ね 5 ～ 3 0 k m 圏 (U P Z 圏域) の避難準備連絡等
⑤ 住民避難等の指示	・ 事故・災害の状況、国・島根県の対応状況 ・ 避難対象地域の避難等指示 ・ 避難指示地域の外側圏域の避難準備連絡 ※ 国からの指示に基づく

※ 各事態の具体的な事象については、第1章第3節表1-2、1-3に記載

2. 避難先自治体への職員派遣

原則、避難決定後、市から避難先自治体との連絡要員として、連絡員（1名以上）を避難先自治体に派遣する。また、避難措置を実施するなかで避難先自治体に順次職員を派遣することとするが、市としての体制が整うまでは、避難先自治体の指揮下に入り、避難者対応にあたることとする。

3. 避難経路所の運営

避難経路所は広域避難の目的地として設定される。避難先自治体は避難経路所を開設し、避難経路所に到着した避難者を避難所に誘導する。

(1) 避難経路所の開設、避難者誘導準備

- ・ 避難先自治体と避難所との連絡要員の配置（うち1名責任者）
- ・ 解錠、施設確認、備品類等の搬入・設置

- ・ 駐車場誘導員の配置（前面道路、敷地内道路、駐車場所誘導員）
- ・ 避難所説明要員配置（位置図などを準備する）

（２）避難者誘導（駐車場誘導員による）

- ・ 進入口付近の交通整理、誘導。駐車場での誘導、整理

（３）避難所・広域福祉避難所への避難者誘導（避難所説明要員による）

- ・ 避難者収容状況によって順次新たな避難所が開設されるので、避難先自治体の災害対策本部等の指示に基づき、指定された避難所への誘導を実施する。
- ・ 一般の避難者は避難所へ、避難行動要支援者、施設敷地緊急事態要避難者など、避難所の設備面で特別な配慮が必要な要配慮者については広域福祉避難所に誘導。
※福祉施設入所者については、予め割り当てられた広域福祉避難所に避難する。
- ・ バスによって避難経由所に到着した避難者は、乗車しているバスによって避難所に移送するよう誘導する。
- ・ 自家用車によって避難経由所に到着した避難者は、徒歩、シャトルバス、自家用車による移動手段を組み合わせる避難所に誘導する。
- ・ 避難経由所の駐車スペースの残数を確認し、不足する場合は対応を検討。
- ・ 避難経由所に到着した避難者が体調不良を訴えた場合などについては対応する。（病院の紹介等）。

【避難所・広域福祉避難所への誘導イメージ】

①避難所が徒歩圏内の場合

避難所説明要員によって位置図等を渡すなど現在地と避難所を説明。経路が判りにくければ途中で誘導員を配置することが望ましい。避難者荷物の自家用車による運搬は可とするが、避難車両の出入りが落ち着いた後とする。

【避難所が近隣（徒歩圏内）の場合】



②避難所が徒歩圏外の場合（バス移動）

避難者一時滞在スペースもしくは車中にて待機させる。順番に最小限の荷物を持ってバスに乗車させる。避難者荷物の自家用車による運搬については①と同様。

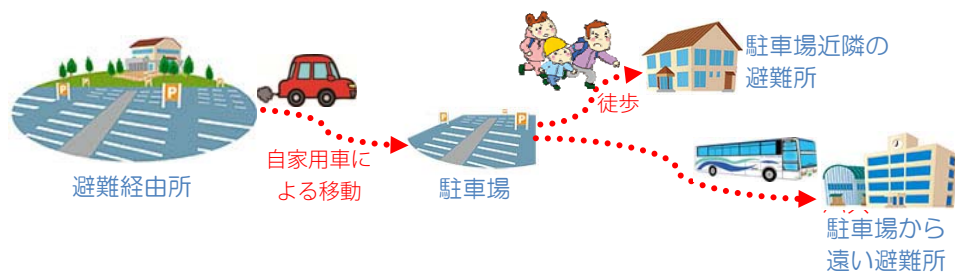
【避難所が徒歩圏外の場合（バス移動）】



③避難所が徒歩圏外の場合（自家用車移動）

避難経由所敷地内に誘導し、避難所説明要員により当該駐車スペースの場所を説明。当該駐車スペースの場所には、避難経由所と同様の誘導員を配置し、上記①、②と同様に、避難所へ誘導する。

【避難所が徒歩圏外の場合（バス移動）】



4. 避難所の運営

避難先自治体は避難者数に応じて避難所を順次開設し、運営を行う。

（１）避難所開設

- ・ 避難先自治体は、「第2章第6節 避難所への入所及び避難生活の確立」を参考に、初期段階から避難者の支援や運営を行う。
- ・ 避難所の運営については、可能な限り早期に避難者が「避難所運営委員会」を立ち上げ、避難者の自主的な運営に移行する。松江市は避難者に対する情報の提供や避難者の意見の集約等を行い、避難者の自主的な運営を支援する。一方、避難先自治体は、避難所施設の運営管理を行うとともに、松江市が初動段階で対応できない場合に代行して避難者の支援を行う。

（２）避難者登録（「被災地住民登録票」の配布等）

- ・ 避難所入所時には避難者登録のための名簿作成等を実施するとともに、将来の医療措置

や損害補償の参考資料となる「被災地住民登録票」を世帯人数分配布する。「被災地住民登録票」は避難者毎に必要な事項を記載し各自又は世帯の代表者が保管する。「被災地住民登録票」の配布時には聞き取りにより避難者名簿を作成する。

- ・ 避難先自治体は、随時、松江市に避難者名簿を送付する。

（３）避難所のルール設定

- ・ 避難者が入所した段階は、細かい運営の方法等を避難者が自主的に定めることができない時期であるが、非常に混乱することが想定される時期でもあるため、避難者の安心、安全の確保のために、「松江市避難所運営マニュアル」を参考に最低限必要な事項をルール化して定める。

【避難所開設初期に必要と考えられるルール（例）】

- 物資支給のルール
- 急病者発生時の連絡先、手順等
- 男女のプライバシーの確保に関する事項
(女性のみが利用できる部屋又は区画を設定するなど)
- 防犯に関する事項（犯罪発生時の緊急連絡先、相談窓口、巡回等）
- 防火に関する事項（火気の管理、喫煙所の限定等）
- ペットに関する事。 (居住区域、立入制限に関する事など)
- 施設管理者からの要請に基づく避難所施設の利用に関する事項

※これで十分と言うことではなく早期に拡充が必要

（４）食料及び生活必需品等の確保・供給

- ・ 避難先自治体は、島根県から要請等（広島・岡山県下自治体においては県経由）を受けた場合、食料、毛布等の物資、シャトルバス（「避難経由所」と「避難所」との間を運行するものとする。）等について、避難の状況に応じて必要数を確保する。
- ・ なお、避難先市町のみで対応できない場合は、当該避難先県に支援を要請し、必要な支援を受け、避難者に食料及び生活必需品等を供給する。
- ・ 当該避難先県の対応が困難と認められる場合にあっては、国や他県に対する支援要請について検討する。

（５）その他

- ・ 商店、病院、薬局、飲食店等の紹介 等

5. 広域福祉避難所の運営

避難先自治体は広域福祉避難所を開設し、運営を行う。

※基本は避難所の対応と同様とするが、以下に広域福祉避難所特有の業務を記載。

(1) 広域福祉避難所の開設及び支援

- ・ 広域福祉避難所の開設にあたっては、施設と受入人数等の調整を行う。
- ・ 受入準備にかかる支援、必要物資の把握、調達、支給等を行う。
(必要物資は、当該社会福祉施設から可能な限り持ち出すこととする。)

(2) 広域福祉避難所特有の業務等

- ・ 広域福祉避難所における基本業務（開設準備、避難者登録等）は一般の避難所と同様であるが、それに加え、ベッドの確保等、要配慮者への配慮が必要。

※中心的にケアを実施する者は、在宅要配慮者は家族、施設要配慮者は施設職員を想定。

(3) ヘリコプターで搬送された要配慮者の移送

- ・ ヘリコプターで搬送された施設敷地緊急事態要避難者の広域福祉避難所への移送については、関係者間の情報共有を図るとともに、避難者の受入・支援が行える体制により、速やかに対応する。

地区別避難先等一覧(詳細)

(松江市広域避難計画 添付資料)

鹿島地区	P2	大野地区	P12	八束地区	P20
島根地区	P3	秋鹿地区	P13	竹矢地区	P21
生馬地区	P4	雑賀地区	P14	東出雲地区	P22
古江地区	P5	乃木地区	P15	古志原地区	P24
城西地区	P6	朝酌地区	P16	津田地区	P25
法吉地区	P7	本庄地区	P17	宍道地区	P26
城北地区	P8	持田地区		忌部地区	P27
城東地区	P9	美保関地区		八雲地区	P28
朝日地区	P10	川津地区	P18	玉湯地区	P29
白湍地区	P11	大庭地区	P19		

地区別避難先等一覧(詳細): 鹿島地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
鹿 島 (恵曇・御津)	3,382	339	古浦	古浦集会所	避難経由所 は大田高等 学校	【片句・恵曇・手結・武代(一部)・佐陀本郷】 ①県道37号松江鹿島美保関線⇒県道264号講武古江線⇒国道431号(市道古志大野線)⇒ 国道9号 【古浦・武代(一部)・佐陀宮内】 ①県道264号講武古江線⇒国道431号(市道古志大野線)⇒国道9号 【北講武・名分】 ①県道264号講武古江線⇒県道37号松江鹿島美保関線⇒県道講武古江線⇒国道431号(市 道古志大野線)⇒国道9号 【御津・南講武・上講武】 ①県道175号御津東生馬線⇒県道264号講武古江線⇒県道21号松江島根線⇒松江だんだ ん道路⇒山陰道⇒国道9号 ②県道175号御津東生馬線⇒県道264号講武古江線⇒県道21号松江島根線⇒松江だんだ ん道路⇒国道9号	島根県 大田市	県立大田高等学校	大田市大田町大田イ568番地
			恵曇 武代	恵曇老人福祉セン ター(恵曇公民館)					
			手結	手結集会所					
			片句	片句集会所					
			御津	御津公民館					
鹿 島 (佐太)	1,825		佐陀宮内	鹿島武道館	避難経由所 は朝波小学 校	(大田市内避難ルート) 【県立大田高等学校】 国道9号⇒県道30号(大田市駅前交差点左折) ⇒大田高校	島根県 大田市	市立朝波小学校	大田市波根町15番地
			佐陀本郷 武代	鹿島保健センター (佐太公民館)					
鹿 島 (講武)	1,890		上講武	上講武公民館	避難経由所 は第一中学 校	【市立朝波小学校】 国道9号⇒県道285号(波根交差点右折)⇒朝波小 【市立第一中学校】 国道9号⇒国道375号(和江漁港入口交差点左折)⇒大田市民公園看板左折⇒直進:第一 中	島根県 大田市	市立第一中学校	大田市大田町大田口656番地
			名分	鹿島武道館					
			南講武 北講武	講武公民館					

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細): 島根地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
島根	3,747	183	野波 多古 野井	野波保育所・ 野波高齢者交流館	避難経由所 は三成公園	①県道37号松江鹿島美保間線⇒県道152号松江七瀬港線⇒国道431号⇒松江だんだん道路⇒山陰道⇒松江自動車道(木次三刀屋IC)⇒国道314号 ②県道37号松江鹿島美保間線⇒県道152号松江七瀬港線⇒国道431号⇒松江だんだん道路⇒国道9号⇒国道54号⇒国道314号 ③県道37号松江鹿島美保間線⇒県道152号松江七瀬港線⇒国道431号⇒松江だんだん道路⇒山陰道(国道9号)⇒県道24号松江木次線⇒県道25号玉湯吾妻山線⇒国道314号 ④県道37号松江鹿島美保間線⇒県道152号松江七瀬港線⇒国道431号⇒県道美保間八束松江線⇒江島大橋⇒県道47号米子境港線(または国道431号)⇒国道9号⇒県道45号安来木次線⇒国道432号⇒国道314号 (奥出雲町内避難ルート) 【三成公園】 国道314号⇒国道432号(庄原・高野・馬木・鬼の舌震方面道路標識有り)⇒約1.5km先左手に三成公園(看板有り)	島根県 奥出雲町	三成公園	奥出雲町三成188
			大芦	大芦老人福祉センター	避難経由所 は横田公園	①県道21号松江島根線⇒松江だんだん道路⇒山陰道⇒松江自動車道(三刀屋木次IC)⇒国道314号 ②県道21号松江島根線⇒松江だんだん道路⇒国道9号⇒国道54号⇒国道314号 ③県道21号松江島根線⇒松江だんだん道路⇒山陰道(国道9号)⇒県道24号松江木次線⇒県道25号玉湯吾妻山線⇒国道314号 (奥出雲町内避難ルート) 【横田公園】 国道314号⇒横田公園左折道路標識有り⇒横田公園	島根県 奥出雲町	横田公園	奥出雲町稲原2034-1
			加賀	島根中学校					

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):生馬地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要支 援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
生馬	3,922	103	浜佐田町 薦津町	松江海洋センター	避難経由所 は遼摩高等 学校	①国道431号⇒くにびき海岸道路⇒国道9号 ②県道264号講武古江線⇒国道431号(市道古志大野線)⇒くにびき海岸道路⇒国道9号 (大田市内避難ルート) 【県立遼摩高等学校】 国道9号⇒仁万漁港入口交差点(歩道橋有り)通過し次の信号を左折⇒県立遼摩高等学 校	島根県 大田市	県立遼摩高等学校	大田市仁摩町仁万907番地
			上佐陀町 下佐陀町 西生馬町	生馬小学校	避難経由所 は長久小学 校	【上佐陀・下佐陀・西生馬】 県道37号松江鹿島美保関線⇒県道264号講武古江線⇒国道431号(市道古志大野線)⇒国 道9号 【東生馬】 ①県道37号松江鹿島美保関線⇒古江生馬幹線農道⇒国道431号(市道古志大野線)⇒国道 9号 ②県道37号松江鹿島美保関線⇒県道264号講武古江線⇒国道431号(市道古志大野線)⇒ 国道9号 (大田市内避難ルート) 【市立長久小学校】 国道9号⇒長久小前交差点を左折(歩道橋有り)⇒市立長久小学校	島根県 大田市	市立長久小学校	大田市長久町長久イ782番地
			東生馬町	島根県立 松江清心養護学校					
			(予備)			(大田市内避難ルート) 【市立第三中学校】 国道9号⇒仁万交差点を左折⇒県道31号(石見銀山街道、途中T字路川本方面)⇒県道 186号接続交差点右折(左折美郷方面道路標識有り)⇒市立第三中学校	島根県 大田市	(予備) 市立第三中学校	大田市水上町福原601番地

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):古江地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
古江	4,815	45	古曽志町 荘成町	古江小学校	避難経由所 は長久小学 校	①県道264号講武古江線⇒国道431号(市道古志大野線)⇒くにびき海岸道路⇒国道9号 ②国道431号⇒くにびき海岸道路⇒国道9号	島根県 大田市	旧温泉津小学校	大田市温泉津町小浜イ280番地 1
			古志町	古江小学校	避難経由所 は旧湯里小 学校		島根県 大田市	旧湯里小学校	大田市温泉津町湯里1655番地
			西長江町 東長江町 打出町	湖北中学校	避難経由所 は温泉津中 学校	(大田市内避難ルート) 【旧温泉津小学校】 国道9号⇒温泉津交差点左折⇒道なりに右折⇒次の十字路を右折⇒9号高架下通過後左 折⇒旧温泉津小学校	島根県 大田市	市立温泉津中学校	大田市温泉津町福光イ310番地 1
			西谷町	古江小学校		【旧湯里小学校】 国道9号⇒湯里交差点左折⇒旧湯里小学校			
			西浜佐陀町	松江海洋センター		【市立温泉津中学校】 国道9号⇒温泉津町福光歩道橋通過後すぐに右折⇒市立温泉津中学校			

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):城西地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
城西	9,191	299	千鳥町 堂形町	松江市立第一中学校	避難経由所 は菰沢公園	①宍道湖大橋⇒国道9号 ②宍道湖大橋⇒国道9号⇒山陰道(松江西IC～出雲IC)⇒国道9号 ③国道431号⇒くにびき海岸道路⇒国道9号 (江津市内避難ルート) 【菰沢公園】 国道9号⇒道の駅サンピコごうつを通過し葉2km先交差点左折(井田方面看板有り)⇒県道302号⇒菰沢公園 【総合市民センター】 国道9号⇒江津駅前を通過し最初の歩道橋を通過後右折⇒総合市民センター(右手) 【江津中央公園(多目的広場)】 国道9号⇒県道330号左折(江津中央公園看板有り)⇒江津中央公園	島根県 江津市	菰沢公園	江津市浅利町242
			砂子町 内中原町 片原町 末次町 芋町 西茶町 東茶町	松江市立内中原小学校	避難経由所 は総合市民 センター		島根県 江津市	総合市民センター	江津市江津町1110-17
			南平台 国屋町 中原町	松江市立第一中学校	避難経由所 は中央公園		島根県 江津市	中央公園 (多目的広場)	江津市嘉久志町2052
			外中原町	松江市立第一中学校	避難経由所 は江津高等 学校		島根県 江津市	江津高等学校	江津市都野津町293

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
 避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):法吉地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
法吉	12,693	286	黒田町	松江北高校	避難経由所 は国府海水 浴場	①県道37号松江鹿島美保関線⇒城山西通り⇒国道431号⇒くにびき海岸道路⇒国道9号 ②国道431号(市道古志大野線)⇒くにびき海岸道路⇒国道9号 (浜田市内避難ルート) 【国府海水浴場】 国道9号⇒下府壺ヶ浦交差点を海岸方面へ⇒県道239号線⇒国府海水浴場 ※江津道路を通り浜田ICから降りた場合は、アクアス方面に向かう。	島根県 浜田市	国府海水浴場	浜田市久代町、国分町地内
			比津町 比津が丘 一丁目 ～ 五丁目	法吉小学校	避難経由所 は県立浜田 高校	①国道431号(市道古志大野線)⇒くにびき海岸道路⇒国道9号 ②県道37号松江鹿島美保関線⇒城山西通り⇒国道431号⇒くにびき海岸道路⇒国道9号 (浜田市内避難ルート) 【県立浜田高校】 国道9号⇒浜田バイパス東口交差点から西に3つ目の信号を右折(長沢交差点)⇒2つめの 信号を左折(左手に浜田市野球場)⇒つきあたりを左折⇒次の右折三叉路を右折⇒次の信 号を左折⇒県立浜田高校	島根県 浜田市	県立浜田高等学校	浜田市黒川町3749
			春日町 西法吉町 法吉町	城北小学校	避難経由所 は浜田市旭 公園	①県道37号松江鹿島美保関線⇒城山西通り⇒国道431号⇒くにびき海岸道路⇒国道9号⇒ 県道5号浜 田八重可部線(または⇒江津道路⇒浜田自動車道(旭IC)) ②国道431号(市道古志大野線)⇒くにびき海岸道路⇒国道9号⇒県道5号浜田八重可部線 (または⇒江津道路⇒浜田自動車道(旭IC)) (浜田市内避難ルート) 【浜田市旭公園】 ①浜田自動車道(旭IC)⇒県道52号⇒県道5号(北広島・川本方面)⇒旭運動公園、旭中学 校標識右折⇒300m先右折(旭運動公園、旭中学校看板有り) ②県道5号(北広島・川本方面)⇒旭運動公園、旭中学校標識右折⇒300m先右折(旭運動 公園、旭中学校看板有り)	島根県 浜田市	浜田市旭公園	浜田市旭町今市地内

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):城北地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
城北	7,630	441	法吉町 湊北台 うぐいす台	城北小学校	避難経由所 は県立浜田 水産高校又 は瀬戸ヶ島 埋立地	①城北通り⇒国道431号(市道古志大野線)⇒くにびき海岸道路⇒国道9号 ②新大橋⇒国道9号 ③新大橋⇒国道9号⇒山陰道(松江西～出雲IC)⇒国道9号 ④宍道湖大橋⇒国道9号 ⑤宍道湖大橋⇒国道9号⇒山陰道(松江西IC～出雲IC)⇒国道9号 (浜田市内避難ルート) 【県立浜田水産高校／瀬戸ヶ島埋立地】 国道9号⇒合同庁舎前交差点右折(右手にゆめタウン)⇒県道33号⇒県立浜田水産高校／ 瀬戸ヶ島埋立地	島根県 浜田市	県立浜田水産高校	浜田市瀬戸ヶ島町25-3
			大輪町 北堀町 奥谷町 東奥谷町	島根大学教育学部 附属小学校 松江北高等学校	避難経由所 は島根県立 大学	①新大橋⇒国道9号 ②新大橋⇒国道9号⇒山陰道(松江西～出雲IC)⇒国道9号 ③宍道湖大橋⇒国道9号 ④宍道湖大橋⇒国道9号⇒山陰道(松江西IC～出雲IC)⇒国道9号 ⑤城北通り⇒国道431号(市道古志大野線)⇒くにびき海岸道路⇒国道9号 (浜田市内避難ルート) 【島根県立大学】 国道9号⇒田町交差点右折⇒県道208号⇒JR高架下通ってすぐ右折⇒バイパス高架下通っ てT字路右折⇒島根県立大学	島根県 浜田市	島根県立大学	浜田市野原町2433番地2

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):城東地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
城東	8,073	407	殿町 母衣町 末次本町 一丁目 ～ 五丁目 向島町 米子町 南田町	島根県民会館	避難経由所 は浜田商業 高等学校	①新大橋⇒国道9号 ②新大橋⇒国道9号⇒山陰道(松江西IC～出雲IC)⇒国道9号 ③くにびき大橋⇒国道9号 ④くにびき大橋⇒国道9号⇒山陰道(松江西IC～出雲IC)⇒国道9号 <i>(浜田市内避難ルート)</i> <i>【浜田商業高等学校】</i> <i>国道9号⇒浜田商業高等学校(熱田交差点左折:浜田商業高等学校看板有り)</i>	島根県 浜田市	県立浜田商業高等学校	浜田市熱田町675
			北田町 学園一丁 目 西川津町 学園南 一丁目 学園南 二丁目	母衣小学校	避難経由所 は三隅港	①新大橋⇒国道9号 ②新大橋⇒国道9号⇒山陰道(松江西IC～出雲IC)⇒国道9号 ③くにびき大橋⇒国道9号 ④くにびき大橋⇒国道9号⇒山陰道(松江西IC～出雲IC)⇒国道9号 <i>(浜田市内避難ルート)</i> <i>【浜田商業高等学校】</i> <i>国道9号⇒三隅港(三隅港道路標識有り:右折)</i>	島根県 浜田市	三隅港 (浜田港湾管理所)	浜田市三隅町岡見地内

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):朝日地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
朝日	4,385	222	伊勢宮町 御手船場町 朝日町 大正町 新雑賀町 津田町 西津田七丁目	中央小学校	避難経由所 は金城総合 運動公園	①国道9号⇒国道186号 ②国道9号⇒山陰道(松江西IC～出雲IC)⇒国道9号⇒国道186号 (浜田市内避難ルート) 【浜田市金城総合運動公園】 国道9号⇒国道9号浜田バイパス(浜田バイパス東口左折)⇒三宮IC降りて左折(一つ目のトンネルを超えてすぐバイパス降りて左折)⇒国道186号⇒県道41号(桜江・旭方面看板有り) ⇒金城町運動公園看板左折⇒浜田市金城総合運動公園	島根県 浜田市	浜田市 金城総合運動公園	浜田市金城町七条イ982番地
			西川津町 東朝日町 西津田一丁目 西津田六丁目	第三中学校					

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):白潟地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
白潟	3,285	171	横浜町 幸町	県立美術館		①国道9号⇒国道261号⇒ <i>県道7号浜田作木線⇒中野グラウンド</i> ②国道9号⇒山陰道(松江西IC～出雲IC)⇒国道9号⇒国道261号⇒ <i>県道7号浜田作木線⇒中野グラウンド</i>	島根県 邑南町	中野グラウンド	邑南町中野991-1
			袖師町 嫁島町	協同組合松江卸セン ター会館	避難経由所 は中野グラ ウンド				
			白潟本町 八軒屋町 和多見町 寺町 天神町 魚町 灘町	松江市民活動セン ター (スティックビル)	避難経由所 は邑南町青 少年旅行村 ※避難行動 要支援者は 中野グラウ ンドへ	③国道9号⇒国道261号⇒ <i>県道6号吉田邑南線⇒邑南町青少年旅行村</i> ④国道9号⇒山陰道(松江西IC～出雲IC)⇒国道9号⇒国道261号⇒ <i>県道6号吉田邑南⇒邑南町青少年旅行村</i>	島根県 邑南町	邑南町青少年旅行村	邑南町山田443-2

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):大野地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
大野	1,431	63	大野町	松江市総合医療専門学校	避難経由所 は道の駅赤 来高原フロン ティアあか ぎ	①国道431号⇒県道23号斐川一畑大社線⇒国道9号⇒国道54号⇒道の駅赤来高原フロンティアあかぎ(案内標識有り) ②国道431号⇒県道23号斐川一畑大社線⇒国道9号⇒山陰道(央道IC)⇒松江自動車道(吉田掛合IC)⇒国道54号⇒道の駅赤来高原フロンティアあかぎ(案内標識有り)	島根県 飯南町	道の駅赤来高原 フロンティアあかぎ ※近隣の赤名山村広場に 駐車する	飯南町下赤名880-3
			上大野町	大野小学校					
			魚瀬町	魚瀬世代間交流会館					

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):秋鹿地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
秋鹿	1,196	63	秋鹿町	(南部) 秋鹿小学校	避難経由所 は悠邑ふる さと会館	①国道431号(市道古志大野線)⇒くにびき海岸道路⇒国道9号⇒国道375号⇒県道46号大田桜江線⇒県道31号仁摩邑南線 (川本町内避難ルート) 【悠邑ふるさと会館】 県道31号仁摩邑南線⇒川本郵便局三叉路左折⇒次の交差点を左折⇒次を右折⇒悠邑ふるさと会館	島根県 川本町	悠邑ふるさと会館	川本町大字川本332-15
				(北部) 旧松江市立中島小学校					
	847	51	大垣町	上寄公民館	避難経由所 は防災公園	①国道431号(市道古志大野線)⇒くにびき海岸道路⇒国道9号⇒国道375号 ②国道431号(市道古志大野線)⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒国道184号⇒県道40号川本波多線⇒国道375号線(美郷町役場右折標識有り) (美郷町内避難ルート) 【防災公園】 国道375号線⇒美郷町役場前交差点粕淵駅方面⇒約1km先右手に防災公園	島根県 美郷町	美郷町防災公園	美郷町久保22番地3
			岡本町	秋鹿小学校					

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):雑賀地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
雑賀	5,505	384	本郷町 堅町 新町 栄町 松尾町 西津田七 丁目 西津田八 丁目 上乃木一 丁目 上乃木二 丁目 上乃木五 丁目 雑賀町	雑賀小学校	避難経由所 は万葉公園	①国道9号 ②国道9号⇒山陰道(松江西IC～出雲IC)⇒国道9号 (益田市内避難ルート) 国道9号⇒山陰道⇒県道333号⇒山陰道⇒国道191(高津IC交差点右折:萩方面)⇒県 道255号(萩・石見空港交差点左折:万葉公園導看板有り)⇒県道256号(交差点左折:万葉 公園導看板有り)⇒万葉公園(正面口)	島根県 益田市	万葉公園	益田市高津町イ2402番地1

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):乃木地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
乃木 (乃白・田和山・ 西嫁島一～三丁 目・乃木福富町を 除く)	12,785	508	上乃木 一丁目 ～ 五丁目	松江西高校	避難経由所 は益田運動 公園	①国道9号 ②国道9号⇒山陰道(松江西IC～出雲IC)⇒国道9号 (<i>益田市内避難ルート</i>) 【 <i>益田運動公園</i> 】 国道9号⇒益田運動公園(益田運動公園道路標識有り)	島根県 益田市	益田運動公園 (駐車場、自由広場)	益田市乙吉町イ847番地
			上乃木 九丁目	松江商業高校					
			浜乃木 一丁目 ～ 二丁目	松江西高校					
			浜乃木 三丁目 ～ 六丁目	松江農林高校					
			浜乃木 七丁目 ～ 八丁目	松江商業高校					
乃木 (乃木福富町、田 和山町、西嫁島 一丁目～三丁目)	2,026	89	乃木福富 町 田和山町	松江農林高等学校	避難経由所 は道の駅シ ルクウェイに ちはら	①国道9号⇒山陰道(松江西IC～出雲IC)⇒国道9号 ②国道9号 ③国道9号⇒国道54号⇒中国自動車道(三次IC～六日市IC)⇒国道187号⇒国道9号 ④山陰道(松江西IC)⇒松江自動車道⇒中国自動車道(六日市IC)⇒国道187号⇒国道9号 (<i>津和野町内避難ルート</i>) 【道の駅シルクウェイにちはら】 国道9号(六日市IC方面からは枕瀬交差点右折)⇒道の駅シルクウェイにちはら(案内標識 あり) 【道の駅なごみの里】 国道9号(六日市IC方面からは枕瀬交差点左折)⇒県道13号⇒道の駅なごみの里	島根県 津和野町	道の駅 シルクウェイにちはら	津和野町池村1997-4
			西嫁島 一丁目 ～ 三丁目	松江農林高等学校	避難経由所 は道の駅な ごみの里		島根県 津和野町	道の駅なごみの里	津和野町驚原イ256
乃木 (乃白町)	1,392	83	乃白町	松江農林高等学校	避難経由所 は六日市中 学校	①山陰道(松江西IC～出雲IC)⇒国道9号⇒国道187号 ②国道9号⇒国道187号 ③山陰道(松江西IC)⇒松江自動車道⇒中国自動車道(六日市IC) ④国道9号⇒国道54号⇒中国自動車道(三次IC～六日市IC) (<i>吉賀町内避難ルート</i>) 【 <i>六日市中学校</i> 】 ①国道9号⇒国道187号⇒吉賀町役場標識に従い左折⇒六日市中学校 ②中国自動車道(六日市IC)⇒益田市・吉賀町案内標識に従い国道187号を右折⇒吉賀 町役場標識に従い右折⇒六日市中学校	島根県 吉賀町	六日市中学校	吉賀町六日市757

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):朝酌地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
朝酌	2,062	55	西尾町	朝酌小学校	避難経由所 はみやま公 園	①だんだん道路⇒国道9号⇒国道180号⇒国道30号	岡山県 玉野市	みやま公園 (予備) 玉原総合運動公園 ※みやま公園が満車になった場合 に誘導する	玉野市田井2丁目4490
			朝酌町			②だんだん道路⇒山陰道⇒米子自動車道⇒中国自動車道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道⇒備讃瀬戸自動車道(早島IC)⇒国道2号⇒国道30号			
			福富町			③八束町⇒江島大橋⇒県道47号米子境港線(または国道431号)⇒国道9号⇒国道180号⇒国道30号			
			大井町	大井公民館		④八束町⇒江島大橋⇒県道47号米子境港線(または国道431号)⇒米子自動車道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道⇒備讃瀬戸自動車道(早島IC)⇒国道2号⇒国道30号 (玉野市内避難ルート) 【みやま公園】 国道30号⇒みやま公園標識右折⇒みやま公園 【みやま公園から玉原総合運動公園へのルート】 みやま公園⇒右折⇒国道30号⇒国道430号⇒「玉野市民総合運動公園」右折の道路標識を右折⇒玉原総合運動公園(みやま公園)			玉野市玉原3丁目800-4
			大海崎町	大海崎公会堂					

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):本庄地区、持田地区、美保関地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
本庄	660	19	上本庄町	本庄公民館	避難経由所 はコンベッ ス岡山	①国道431号⇒だんだん道路⇒国道9号⇒国道180号⇒国道313号⇒県道34号笠岡井原線⇒ 国道2号 ②国道431号⇒だんだん道路⇒山陰道⇒米子自動車道⇒中国自動車道⇒岡山自動車道⇒山 陽自動車道⇒備讃瀬戸自動車道(早島IC)⇒国道2号 (早島市内避難ルート) 国道2号⇒早島中交差点左折⇒県道187号早島松島線⇒あとは誘導標識「CONVEX岡山(コン ベックス岡山)」に従う。(国道2号から約3.5km)	岡山県 早島町	コンベックス岡山	早島町矢尾770 岡山市北区大内田675
	1,962	97	上宇部尾町	上宇部尾公会堂	避難経由所 は水島緑地 福田公園	①国道431号⇒県道338号美保関八束松江線⇒江島大橋⇒県道47号米子境港線(または国道 431号)⇒国道9号⇒国道180号⇒国道313号⇒県道34号笠岡井原線⇒国道2号⇒国道429号 ⇒国道430号 ②国道431号⇒県道338号美保関八束松江線⇒江島大橋⇒県道47号米子境港線(または国道 431号)⇒米子自動車道⇒中国自動車道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道⇒備讃瀬戸自動車 道(水島IC) ③県道260号本庄福富松江線⇒県道338号美保関松江八束線⇒江島大橋⇒県道47号米子境 港線(または国道431号)⇒国道9号⇒国道180号⇒国道313号⇒県道34号笠岡井原線⇒国道2 号⇒国道429号⇒国道430号 ④県道260号本庄福富松江線⇒県道338号美保関松江八束線⇒江島大橋⇒県道47号米子境 港線(または国道431号)⇒米子自動車道⇒中国自動車道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道⇒ 備讃瀬戸自動車道(水島IC) (倉敷市内避難ルート) 【水島緑地福田公園】 ①国道429号⇒国道430号⇒県道428号左折(案内標識有り:倉敷市街方面)⇒福田公園歩道 橋(一つ目の歩道橋)手前を右折⇒水島緑地福田公園 ②備讃瀬戸自動車道(水島IC)降りて水島、玉島方面直進(県道21号、県道62号)⇒県道428 号右折(案内標識有り:倉敷市街方面)⇒福田公園歩道橋(一つ目の歩道橋)手前を右折⇒水 島緑地福田公園			
			新庄町	本庄小学校					
			本庄町						
			邑生町						
			枕木町						
			野原町	美保関体育館					
長海町									
手角町									
持田	4,016	153	西持田町	持田小学校	避難経由所 は水島緑地 福田公園	①だんだん道路⇒国道9号⇒国道180号⇒国道313号⇒県道34号⇒国道2号⇒国道429号⇒国 道430号 ②だんだん道路⇒山陰道⇒米子自動車道⇒中国自動車道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道 ⇒備讃瀬戸自動車道(水島IC) (倉敷市内避難ルート) 【水島緑地福田公園】 ①国道430号⇒県道428号左折(案内標識有り:倉敷市街方面)⇒福田公園歩道橋(一つ目の 歩道橋)手前を右折⇒水島緑地福田公園 ②備讃瀬戸自動車道(水島IC)降りて水島、玉島方面直進(県道21号、県道62号)⇒県道428 号右折(案内標識有り:倉敷市街方面)⇒福田公園歩道橋(一つ目の歩道橋)手前を右折⇒水 島緑地福田公園	岡山県 倉敷市	水島緑地福田公園	倉敷市福田町古新田866-23
			東持田町						
			北陵町	福原会館					
			川原町						
			坂本町						
			福原町						
上本庄町									
美保関	5,663	321	笠浦	美保関体育館	避難経由所 は水島緑地 福田公園	①(国道431号、国道485号、県道2号境美保関線⇒)境水道大橋⇒県道47号米子境港線(また は国道431号)⇒国道9号⇒国道180号⇒国道313号⇒県道34号笠岡井原線⇒国道2号⇒国道 429号⇒国道430号 ②(国道431号、国道485号、県道2号境美保関線⇒)境水道大橋⇒県道47号米子境港線(また は国道431号)⇒米子自動車道⇒中国自動車道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道⇒備讃瀬戸 自動車道(水島IC) ③県道338号美保関八束松江線⇒江島大橋⇒県道47号米子境港線(または国道431号)⇒国 道9号⇒国道180号⇒国道313号⇒県道34号笠岡井原線⇒国道2号⇒国道429号⇒国道430号 ④県道338号美保関八束松江線⇒江島大橋⇒県道47号米子境港線(または国道431号)⇒米 子自動車道⇒中国自動車道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道⇒備讃瀬戸自動車道(水島IC) (倉敷市内避難ルート) 【水島緑地福田公園】 ①国道429号⇒国道430号⇒県道428号左折(案内標識有り:倉敷市街方面)⇒福田公園歩道 橋(一つ目の歩道橋)手前を右折⇒水島緑地福田公園 ②備讃瀬戸自動車道(水島IC)降りて水島、玉島方面直進(県道21号、県道62号)⇒県道428 号右折(案内標識有り:倉敷市街方面)⇒福田公園歩道橋(一つ目の歩道橋)手前を右折⇒水 島緑地福田公園			
			千酌						
			北浦	美保関東保育所					
			菅浦						
			片江						
			下宇部尾						
			七類						
諸喰									
美保関									
雲津									
福浦									
森山									

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):川津地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難 経 由 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
川津	16,078	528	西川津町	国立大学法人島根大学 県立松江東高等学校 市立第二中学校 のいずれか	避難経由所は岡山市サウスヴィレッジ若しくは岡山市消防教育訓練センター (岡山市内避難ルート) 【岡山市サウスヴィレッジ】 ①国道180号⇒岡山西バイパス(国道180号)⇒国道2号(岡山バイパス:姫路・備前方面へ)⇒バイパス降りる(岡山市街・岡山市青江案内標識有り)⇒国道30号(青江交差点・玉野方面案内標識あり)⇒県道22号へ右折(倉敷方面・手前にサウスヴィレッジ案内標識あり)⇒約3km先右手に岡山市サウスヴィレッジ ②水島IC(岡山・玉野方面へ)⇒県道21号⇒県道22号へ右折(玉野方面案内標識あり)⇒約3km先左手に岡山市サウスヴィレッジ 【岡山市消防教育訓練センター】 ①早島IC(姫路・岡山方面へ)⇒国道2号バイパス⇒県道45案内標識でバイパス降りて右折(倉田交差点)⇒県道45号⇒岡山ふれあいセンター案内標識に従い左折⇒つきあたりを右折⇒直進岡山市消防教育訓練センター ②国道180号⇒岡山西バイパス(国道180号)⇒国道2号(岡山バイパス:姫路・備前方面へ)⇒県道45案内標識でバイパス降りて右折(倉田交差点)⇒県道45号⇒岡山ふれあいセンター案内標識に従い左折⇒つきあたりを右折⇒直進岡山市消防教育訓練センター	岡山県 岡山市	岡山市サウスヴィレッジ	岡山市南区片岡2468	
							岡山市消防教育訓練センター	岡山市中区桑野116-3	
						菅田町 学園二丁目	国立大学法人島根大学	避難経由所は御津スポーツパーク (岡山市内避難ルート) 【御津スポーツパーク】 ①岡山自動車道(賀陽IC)⇒国道484⇒国道429(岡山方面)⇒県道31号(御津スポーツパーク標識有り)⇒約2km先左手に御津スポーツパーク ②国道180号⇒高梁市街地にて国道484号へ左折(吉備中央方面)国道484⇒国道429(岡山方面)⇒県道31号(御津スポーツパーク標識有り)⇒約2km先左手に御津スポーツパーク	岡山県 岡山市
			下東川津町 上東川津町	県立松江東高等学校 市立第二中学校 のいずれか	避難経由所は岡山リサーチパーク (岡山市内避難ルート) 【岡山リサーチパーク】 ①山陽自動車道(岡山IC)⇒国道53号線(岡山北バイパス:津山・岡山空港方面へ)⇒1km先岡山リサーチパーク案内標識に従い左へ⇒県道72号⇒約3.5km先岡山リサーチパーク ②国道180号⇒国道53号(鳥取・津山方面)⇒岡山リサーチパーク案内標識に従い左へ⇒県道72号⇒約3.5km先岡山リサーチパーク	岡山県 岡山市	岡山リサーチパーク	岡山市北区芳賀、富吉地内	

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
 避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):大庭地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
大庭	9,311	573	矢田町 古志原 五丁目 ～ 七丁目	湖東中学校	避難経由所 は正儀シー サイドスポ ーツ広場	①県道247号八重垣神社竹矢線⇒山陰道(竹矢IC)⇒国道9号⇒国道180号 ②県道247号八重垣神社竹矢線⇒山陰道(竹矢IC)⇒米子自動車道⇒中国自動車道⇒岡山 自動車道⇒山陽自動車道(⇒瀬戸中央自動車道)⇒※ ③国道432号⇒県道53号大東東出雲線⇒国道9号⇒国道180号 ④国道432号⇒県道53号大東東出雲線⇒山陰道(東出雲IC)⇒米子自動車道⇒中国自動車 道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道(岡山IC) ⑤国道432号⇒県道53号大東東出雲線⇒出雲東部地区広域農道⇒県道102号米子広瀬線 ⇒県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道180号 ⑥国道432号⇒県道53号大東東出雲線⇒出雲東部地区広域農道⇒県道102号米子広瀬線 ⇒県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道180号⇒国道181号⇒米子自動車 道(江府IC)⇒中国自動車道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道(岡山IC)(⇒瀬戸中央自動車 道)⇒※ ※高速道利用の際は、正儀シーサイドスポーツ広場へは瀬戸中央自動車道早島IC、瀬戸町 総合運動公園と古都南方スポーツ広場へは山陽自動車道山陽IC、岡山県総合グラウンドへ は山陽自動車道岡山ICで降りる。	岡山県 岡山市	正儀シーサイド スポーツ広場	岡山市東区正儀5050
			山代町	湖東中学校	避難経由所 は瀬戸町総 合運動公園	(岡山市内避難ルート) 【正儀シーサイドスポーツ広場】 国道180若しくは瀬戸中央自動車道早島IC⇒国道2号バイパス⇒岡山ブルーライン案内標識に従っ て左方向へ⇒岡山ブルーライン⇒西大寺・神崎方面案内標識に従って下りる⇒県道28号を牛窓・神 崎方面へ左折⇒約1km先水門方面へ右折し県道232号⇒県道233号⇒正儀シーサイドスポーツ広 場看板で右折⇒正儀シーサイドスポーツ広場	岡山県 岡山市	瀬戸町総合運動公園	岡山市東区瀬戸町南方1311
			大草町	八雲立つ風土記の 丘	避難経由所 は古都南方 スポーツ広 場	【瀬戸総合運動公園】 ①山陽自動車道(山陽IC)⇒県道37号を瀬戸方面に右折⇒県道96号を赤穂・和気方面に左折⇒宗堂 交差点を右折⇒JR山陽本線を超えてすぐ左折⇒瀬戸町総合運動公園 ②国道180号⇒国道53号へ左折(鳥取・津山方面案内標識有り)⇒県道96号(国道53号から直進:こ どもの森方面)⇒大和町交差点を左折⇒県道27号(途中で山陽自動車道と並行)⇒新下市交差点を右 折⇒県道96号を赤穂・和気方面に左折⇒以下①と同じ	岡山県 岡山市	古都南方スポーツ広場	岡山市東区古都南方10
			佐草町	大庭小学校		【古都南方スポーツ広場】 ①山陽自動車道(山陽IC)⇒県道37号を瀬戸方面に右折⇒国道250号を岡山市街方面⇒「竹原4k m」案内標識先を左折し県道83号⇒約1km右折(誘導の必要あり)⇒突き当たり右折⇒古都南方ス ポーツ広場 ②国道180号(清心交差点から国道53号と重複)⇒県道402号へ直進(備前方面)⇒国道250号を左 折⇒「竹原4km」案内標識先を右折し県道83号⇒以下①と同じ			
			大庭町 平成町	大庭小学校	避難経由所 は岡山県総 合グラウンド	【岡山県総合グラウンド】 ①国道180号⇒国道53号方面へ左折(鳥取・津山方面)⇒約1km先左岡山総合グラウンド ②山陽自動車道(岡山IC)⇒国道53号線(岡江北バイパス:岡山市街方面へ)⇒岡山市街へ左折⇒ 国道53号⇒約1.5km先津島交差点を右折⇒左方面岡山総合グラウンド	岡山県 岡山市	岡山県総合グラウンド	岡山市北区いずみ町2-1

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):八束地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
八束	4,078	200	波入 入江 二子 寺津 亀尻 馬渡 遅江	八束中学校	避難経由所 は総社市ス ポーツセン ター	①江島大橋⇒県道47号米子境港線(または国道431号)⇒国道9号⇒国道180号 ②江島大橋⇒県道47号米子境港線(または国道431号)⇒米子自動車道⇒中国自動車道⇒ 岡山自動車道⇒岡山総社IC (総社市内避難ルート) 【総社市スポーツセンター】 ①国道180号⇒市役所入り口交差点右折後直進⇒総社市スポーツセンター ②岡山自動車道⇒岡山総社IC降りて右折⇒国道180号⇒市役所入り口交差点左折後直進 ⇒総社市スポーツセンター 【総社市スポーツセンターから岡山県立大学までの経路】 総社市スポーツセンター⇒国道180号を右折⇒総社・一宮バイパスとの交差点直進(「岡山県 立大学」直進の道路標識あり)⇒岡山県立大学	岡山県 総社市	総社市スポーツセンター	総社市三輪1300
			江島	江島保育所				(予備) 岡山県立大学 ※総社市スポーツセンターが満 車になった場合に誘導される	総社市窪木111

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
 避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):竹矢地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
竹矢	2,486	88	八幡町 富士見町 馬潟町	竹矢小学校	避難経由所 は笠岡総合 スポーツ公 園	①国道9号⇒国道180号⇒国道313号⇒県道34号笠岡井原線 ②山陰自動車道(東出雲IC)⇒米子自動車道⇒中国自動車道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道(笠岡IC)⇒県道34号笠岡井原線 (笠岡市内避難ルート) 【笠岡総合スポーツ公園】 県道34号笠岡井原線⇒国道2号⇒笠岡総合スポーツ公園標識の先を左折⇒金崎大橋渡る⇒笠岡総合スポーツ公園	岡山県 笠岡市	笠岡総合スポーツ公園	笠岡市平成町63-2
	1,441	59	矢田町	矢田体育館	避難経由所 は浅口市立 天草公園	①国道9号⇒国道180号⇒国道313号⇒県道34号笠岡井原線⇒国道2号⇒県道64号矢掛寄島線 ②山陰道(矢田IC)⇒米子自動車道⇒中国自動車道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道(鴨方IC)⇒県道64号矢掛寄島線 (浅口市内避難ルート) 【天草公園】 県道64号へ(「天草公園」、「浅口市役所」方面案内標識有り)⇒天草公園(入口に看板有り) 【天草公園から浅口市立金光スポーツ公園までの経路】 天草公園から国道2号線を右折(東方面)⇒金光駅方面交差点からトンネルを越え、2つめの交差点を左折、二つ目の橋を右折⇒浅口市立金光スポーツ公園 【天草公園からの浅口市立三ツ山スポーツ公園までの経路】 天草公園から国道2号線を左折(西方面)⇒県道64号へ左折(寄島方面)⇒その後ずっと直進(途中で寄島園地方面標識有り)⇒浅口市立三ツ山スポーツ公園	岡山県 浅口市	浅口市立天草公園 (予備) 浅口市立金光スポーツ公園 ※天草公園がが満車になった場合に誘導 (予備) 浅口市立三ツ山スポーツ公園 ※天草公園がが満車になった場合に誘導	浅口市鴨方町鴨方2244-2 浅口市金光町八重47 浅口市寄島16089-24
	1,748	20	竹矢町	竹矢公民館	避難経由所 は矢掛町B &G海洋セ ンター	①国道9号⇒国道180号⇒国道313号⇒国道486号へ左折 ②山陰道(竹矢IC)⇒米子自動車道⇒中国自動車道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道(鴨方IC)⇒県道64号矢掛寄島線⇒国道486号へ左折 (矢掛町内避難ルート) 【矢掛町B&G海洋センター】 国道486号⇒矢掛町江良交差点左折⇒矢掛海洋センター案内標識に従い曲がる⇒矢掛町B&G海洋センター 【矢掛町B&G海洋センターから矢掛高等学校への経路】 海洋センター南側道路東方面直進⇒最初の橋(北田橋)を左折し、渡橋後すぐに右折直進⇒矢掛高等学校 【矢掛町B&G海洋センターから矢掛中学校への経路】 海洋センター南側道路東方面直進⇒最初の橋(北田橋)を左折し、渡橋後すぐに右折直進⇒コンビニエンスストアの交差点を左折⇒パチンコ屋の交差点を過ぎて次の信号を右折⇒矢掛中学校	岡山県 矢掛町	矢掛町B&G海洋センター 矢掛高等学校 ※矢掛町B&G海洋センターが満車になった場合に誘導される 矢掛中学校 ※矢掛町B&G海洋センターが満車になった場合に誘導される	矢掛町西川面1307番地3 矢掛町矢掛1776番地2 矢掛町矢掛2957番地
	672	46	青葉台	矢田体育館	避難経由所 はつばきの 丘運動公園	①国道9号⇒国道180号⇒国道313号⇒県道34号笠岡井原線⇒国道2号(東方面へ) ②山陰道(竹矢IC)⇒米子自動車道⇒中国自動車道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道(鴨方IC)⇒県道64号矢掛寄島線⇒国道2号(西方面へ) (里庄町内避難ルート) 【つばきの丘運動公園】 国道2号(里庄町役場への案内標識に従い曲がる)⇒その後道なり直進、高台に運動公園有り	岡山県 里庄町	つばきの丘運動公園	里庄町里見2392

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細): 東出雲地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
東出雲 (出雲郷)	5,775	172	春日 今宮 内馬 須田 意宇南 一丁目 ～ 六丁目 意宇東 一丁目 ～ 三丁目	出雲郷小学校	避難経由所 は岡山県立 新見高等学 校	①国道9号⇒国道180号 ②山陰線(東出雲IC)⇒米子自動車道⇒中国自動車道(新見IC⇒国道180号左折) (<i>新見市内避難ルート</i>) 【岡山県立新見高等学校】 国道180号⇒新見高校入口交差点左折(手前に歩道橋、「新見高校」の看板あり) 【新見市立新見南中学校】 国道180号⇒新見市役所前(180号)から、約3.5km左手の踏切を横断、すぐに右折(左手に 芝生のグラウンドと校舎が見えてくる) 【新見市立新見第一中学校】 国道180号⇒新見I. C降り口から約700m、新見一中前交差点右折	岡山県 新見市	岡山県立新見高等学校	新見市新見1394番地
			出雲郷 錦浜	出雲郷小学校	避難経由所 は新見市立 新見南中学 校	【新見公立大学・新見公立短期大学】 (<i>新見第一中学からのルート</i>) 国道180号⇒新見I. C降り口交差点左折⇒県道378号(上市井村西方線)⇒コメリ新見店前 交差点右折	岡山県 新見市	新見市立新見南中学校	新見市石蟹135
			錦新町 一丁目 ～ 四丁目	出雲郷小学校	避難経由所 は新見市立 新見第一中 学校		岡山県 新見市	新見市立新見第一中学校	新見市高尾2364番地
			錦新町 五丁目 ～ 八丁目	出雲郷小学校	避難経由所 は新見公立 大学・新見公 立短期大学		岡山県 新見市	新見公立大学・ 新見公立短期大学	新見市西方1263番地2
東出雲 (揖屋)	6,127	182	揖屋 (藤谷、花 水木、星 風地区を 除く)	東出雲中学校	避難経由所 はききょう緑 地グラウンド	①国道9号⇒国道180号 ②山陰道(東出雲IC)⇒米子自動車道⇒中国自動車道⇒岡山自動車道(賀陽IC)⇒国道484 号⇒国道180号 ③国道9号⇒国道181号⇒国道313号⇒国道180号 ④山陰道(東出雲IC)⇒米子自動車道⇒中国自動車道⇒岡山自動車道(有漢IC)⇒県道49 号線⇒国道180号 (<i>高梁市内避難ルート</i>) 【ききょう緑地グラウンド】 (180号南下ルート)国道180号⇒高橋大橋交差点右折(手前に松原方面県道302号標識有 り)⇒橋を渡って左折⇒500m先グラウンドあり (180号北上ルート:賀陽ICより)国道180号⇒高橋大橋交差点左折(手前に松原方面県道 302号標識有り)⇒橋を渡って左折⇒500m先グラウンドあり 【ききょう緑地グラウンドから有漢総合グラウンドまでのルート】 国道180号を北上⇒国道313号(倉吉・真庭方面案内標識あり)⇒県道49号(美咲方面案内標 識あり)⇒有漢総合グラウンド(高梁市立有漢中学校横)	岡山県 高梁市	ききょう緑地グラウンド (予備) 有漢総合グラウンド ※ききょう緑地グラウンドが満車 になった場合やに誘導される	高梁市落合町近似93-1 高梁市有漢町有漢3349

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

東出雲 (上意東)	416	12	上意東	東出雲町介護予防 拠点施設 (東出雲おちらと村)	避難経由所 はかもがわ 総合スポー ツ公園体育 館	①国道9号⇒国道180号⇒吉備中央方面に左折し国道484号へ⇒津山・落合方面に左折し国 道429号⇒約8km先かもがわ総合スポーツ公園案内標識地点右折⇒かもがわ総合スポーツ 公園体育館 ②国道9号⇒米子自動車道⇒中国自動車道⇒岡山自動車道(有漢IC)⇒IC出て県道49号を 左折⇒約300m先、広域農道(奥吉備街道)を左折⇒東へ約20km先かもがわ総合スポーツ 公園案内標識地点右折⇒かもがわ総合スポーツ公園体育館	岡山県 吉備中央 町	かもがわ総合スポーツ公園 体育館	吉備中央町上田東 2360-3
東出雲 (意東)	2,894	86	下意東 揖屋の一 部 (藤谷、花 水木、星 風地区)	意東小学校	避難経由所 は井原運動 公園	①国道9号⇒国道180号⇒国道313号 ②国道9号⇒米子自動車道⇒中国自動車道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道(笠岡IC)⇒県 道34号笠岡井原線 (井原市内避難ルート) 【井原運動公園】 ①(南下ルート)国道313号⇒県道34号との交差点直進(笠岡方面)⇒運動公園口右折(手前 に井原運動公園0.6kmの標識有り) ②(笠岡からの北上ルート)県道34号⇒運動公園口左折(手前に井原運動公園0.6kmの 標識有り) 【井原運動公園から芳井体育館へのルート】 井原運動公園⇒運動公園口左折(県道34号線)⇒国道313号北上⇒芳井支所前交差点左折 (手前に直進神石高原、右折高梁、成羽方面標識あり)⇒芳井体育館 【井原運動公園から星の郷ふれあいセンターへのルート】 井原運動公園⇒運動公園口左折(県道34号線)⇒国道313号北上⇒県道77号線に右折⇒星 の郷ふれあいセンター(美星中学校南)	岡山県 井原市	井原運動公園 (予備) 芳井体育館 ※井原運動公園が満車になった 場合に誘導 (予備) 星の郷ふれあいセンター ※芳井体育館が満車になった場 合に誘導	井原市上出部町1671番地1 井原市芳井町吉井 1675 井原市美星町星田2-10

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):古志原地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
古志原	12,831	697	古志原 一丁目 ～ 四丁目	松江工業高等学校	避難経由所 は東尾道市民 スポーツ広 場	①国道432号⇒県道53号大東東出雲線⇒宍道湖南部広域農道⇒県道24号松江木次線⇒県道25号玉湯吾妻山線⇒国道432号⇒国道184号⇒国道2号 ②国道9号⇒国道54号⇒国道183号⇒国道184号⇒国道2号 ③山陰道(松江東IC)⇒松江自動車道(三次JCT/IC)⇒国道184号⇒国道2号 (尾道市内避難ルート) 【東尾道市民スポーツ広場】 国道184号⇒栗原インターから左折し国道2号バイパス⇒高須インター北降りて右折(尾道市街、東尾道方面案内標識あり)その後直進⇒東尾道市民スポーツ広場	広島県 尾道市	東尾道市民スポーツ広場	尾道市東尾道19番地3
			古志原七 丁目		避難経由所 は河内市民 スポーツ広 場 ※避難行動 要支援者は 東尾道市民 スポーツ広 場に向かう	①国道432号⇒県道53号大東東出雲線⇒宍道湖南部広域農道⇒県道24号松江木次線⇒県道25号玉湯吾妻山線⇒国道432号⇒国道184号 ②国道9号⇒国道54号⇒国道183号⇒国道184号 ③山陰道(松江東IC)⇒松江自動車道(三次JCT/IC)⇒国道184号 (尾道市内避難ルート) 【河内市民スポーツ広場】 国道184号⇒国道486号へ右折(三原、久井方面案内標識あり)⇒約3km直進(右手に河内市民スポーツ広場)	広島県 尾道市	河内市民スポーツ広場	尾道市御調町丸門田1484
			古志原 五丁目 六丁目 上乃木 五丁目 ～ 七丁目		避難経由所 は向島運動 公園 ※避難行動 要支援者は 東尾道市民 スポーツ広 場に向かう	①国道432号⇒県道53号大東東出雲線⇒宍道湖南部広域農道⇒県道24号松江木次線⇒県道25号玉湯吾妻山線⇒国道432号⇒国道184号 ②国道9号⇒国道54号⇒国道183号⇒国道184号 ③山陰道(松江東IC)⇒松江自動車道(三次JCT/IC)⇒国道184号 (尾道市内避難ルート) 【向島運動公園】 (尾道大橋ルート)国道184⇒国道2号⇒尾道大橋入口⇒尾道大橋⇒国道317号線⇒向島IC 手前を右折⇒向島運動公園 (しまなみ海道ルート)国道184⇒栗原インターから左折し国道2号バイパス⇒西瀬戸尾道IC⇒しまなみ海道⇒向島インター⇒国道317号線左折後、すぐに左折⇒向島運動公園	広島県 尾道市	向島運動公園	尾道市向島町11098-289
			八雲台 一丁目 二丁目 一の谷町	松江南高等学校	避難経由所 は因島アメ ニティ公園 ※避難行動 要支援者は 東尾道市民 スポーツ広 場に向かう	①国道432号⇒県道53号大東東出雲線⇒宍道湖南部広域農道⇒県道24号松江木次線⇒県道25号玉湯吾妻山線⇒国道432号⇒国道184号 ②国道9号⇒国道54号⇒国道183号⇒国道184号 ③山陰道(松江東IC)⇒松江自動車道(三次JCT/IC)⇒国道184号 (尾道市内避難ルート) 【因島アメニティ公園】 国道184号⇒栗原インターから左折し国道2号バイパス⇒西瀬戸尾道IC⇒しまなみ海道⇒因島北インター⇒県道367号線を右折(案内標識あり)⇒国道317号線(を左折)⇒因島アメニティ公園	広島県 尾道市	因島アメニティ公園	尾道市因島大浜町64
			上乃木 八丁目 ～ 十丁目		避難経由所 は因島運動 公園 ※避難行動 要支援者は 東尾道市民 スポーツ広 場に向かう	①国道432号⇒県道53号大東東出雲線⇒宍道湖南部広域農道⇒県道24号松江木次線⇒県道25号玉湯吾妻山線⇒国道432号⇒国道184号 ②国道9号⇒国道54号⇒国道183号⇒国道184号 ③山陰道(松江東IC)⇒松江自動車道(三次JCT/IC)⇒国道184号 (尾道市内避難ルート) 【因島運動公園】 国道184号⇒栗原インターから左折し国道2号バイパス⇒西瀬戸尾道IC⇒しまなみ海道⇒因島北インター⇒県道367号線⇒国道317号線⇒因島北インター(北)交差点左折⇒因島運動公園	広島県 尾道市	因島運動公園	尾道市因島重井町4749

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):津田地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
津田	13,501	605	東津田町	津田小学校 県立東部総合福祉 センター(いきいきブ ラザ島根)	避難経由所 は竹ヶ端運 動公園	①国道9号⇒国道54号⇒国道314号⇒国道182号 ②山陰道(松江東IC)⇒松江自動車道⇒中国自動車道(東城IC)⇒国道182号 ③山陰道(松江東IC～松江西IC)⇒県道24号松江木次線⇒県道25号玉湯吾妻山線⇒国道 314号⇒国道182号 (福山市内避難ルート) 【竹ヶ端運動公園】 国道182号⇒明神町交差点直進⇒県道380号⇒芦田川大橋西詰を左折(明神町交差点から 2つ目の大橋を渡ってすぐ左折)⇒竹ヶ端運動公園	広島県 福山市	竹ヶ端運動公園	福山市水呑町4748
			西津田 二丁目 ～ 六丁目 九丁目 十丁目	総合文化センター (ブラバホール) 津田小学校					
			古志原 二丁目	県立東部総合福祉 センター(いきいきブ ラザ島根)					

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細): 宍道地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
宍道	9,078	256	宍道 昭和 伊志見 昭和新田	宍道小学校		①国道9号(宍道湖南部広域農道)⇒国道54号⇒国道314号⇒国道182号 ②山陰道(宍道IC)⇒松江自動車道(木次三刀屋IC)⇒国道314号⇒国道182号 ③国道9号(宍道湖南部広域農道)⇒山陰道(宍道IC)⇒松江自動車道⇒中国自動車道(東城IC)⇒国道182号 (福山市内避難ルート) 【福山平成大学】 国道182号⇒十九軒屋(北)交差点右折(手前に「府中、新市」方面表示有り)⇒国道486号⇒県立ふくやま産業交流館前交差点右折(手前に県道391号、加茂方面標識あり、更に交差点に福山平成大学看板有り)⇒福山平成大学	広島県 福山市	福山平成大学	福山市御幸町上岩成117-1
			白石 佐々布	宍道小学校 坂口公民館					
			上来待 東来待 西来待	宍道健康センター					

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細): 忌部地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
忌部	2,204	85	東忌部町 西忌部町	千本公会所 忌部小学校	避難経由所 は神石コス モドーム駐 車場	①県道24号松江木次線⇒県道25号玉湯吾妻山線⇒国道314号⇒県道25号三原東城線⇒県 道452号帝釈未渡相渡線⇒右手に神石コスモドーム駐車場 ②県道24号松江木次線⇒県道25号玉湯吾妻山線⇒国道432号⇒県道23号庄原東城線⇒県 道26号新市七曲西城線⇒右折後、約100m先を左折⇒左手に神石コスモドーム駐車場	広島県 神石高原 町	帝釈峡スコラ高原 神石コスモドーム 駐車場	神石高原町相渡2188 ※施設管理会社は「相渡2167番 地」

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):八雲地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
八雲	6,933	251	日吉	八雲小学校	避難経由所 は庄原工業 団地	①宍道湖南部広域農道(又は県道53号)⇒県道24号松江木次線⇒県道25号玉湯吾妻山線 ⇒国道314号⇒国道432号 ②宍道湖南部広域農道(又は県道53号)⇒県道24号松江木次線⇒県道25号玉湯吾妻山線 ⇒国道314号⇒国道183号⇒国道432号 (庄原市内避難ルート) 【庄原工業団地】 国道432号⇒庄原インターチェンジから約1km南の是松交差点を右折⇒すぐ庄原工業団地 【庄原工業団地から比和総合運動公園までのルート】 国道432号を北上⇒県道53号⇒比和総合運動公園	広島県 庄原市	庄原工業団地	庄原市是松町字是清
			平原	松江市八雲平原地区多目的研修施設					
			熊野	八雲小学校 松江市八雲郷土文化保存伝習施設					
			西岩坂	八雲小学校 秋桑すこやか会館					
			東岩坂	八雲小学校 別所ほほえみ会館					
								(予備) 比和総合運動公園 ※庄原工業団地が満車になった 場合に誘導される	庄原市比和町三河内3256番地2

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
 避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

地区別避難先等一覧(詳細):玉湯地区

公民館区	人 口 ※避難行動要 支援者数含む	在 宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (バス避難の集合場所)	備 考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名 称	所 在 地
玉湯	6,537	162	湯町 林	玉湯中学校	避難経由所 は府中市 中須グラウンド	①国道9号⇒国道54号⇒国道314号⇒国道432号⇒県道24号府中上下線⇒国道486号 ②国道9号⇒松江自動車道(宍道IC)⇒中国自動車道(庄原IC)⇒国道432号⇒県道24号府中上下線⇒国道486号 (府中市内避難ルート) 【府中市中須グラウンド】 国道486号⇒中須町渡り上がり交差点(陸橋あり)右折後、約300m直進(途中テニスコートあり)⇒府中市中須グラウンド 【府中市中須グラウンドから府中市立総合体育館までの経路】 グラウンドから国道432号に戻り左折⇒剣先橋交差点左折⇒約1km先左折(府中市立総合体育館:愛称 ウッドアリーナ)	広島県 府中市	府中市中須グラウンド (予備) 府中市立総合体育館 ※府中市中須グラウンドが満車になった場合に誘導される	府中市中須町1462-1 府中市土生町416-4
			布志名	玉湯中学校	避難経由所 は府中市古 府の森ス ポーツグラ ウンド	●布志名 ①国道9号⇒国道54号⇒国道314号⇒国道432号⇒県道24号府中上下線⇒国道486号 ②国道9号⇒松江自動車道(宍道IC)⇒中国自動車道(庄原IC)⇒国道432号⇒県道24号府中上下線⇒国道486号 ●大谷 ①宍道湖南部広域農道⇒国道54号⇒国道314号⇒国道432号⇒県道24号府中上下線⇒国道486号 ②宍道湖南部広域農道⇒松江自動車道(宍道IC)⇒中国自動車道(庄原IC)⇒国道432号⇒県道24号府中上下線⇒国道486号 ③県道25号⇒国道314号⇒国道432号⇒県道24号府中上下線⇒国道486号 (府中市内避難ルート) 【府中市古府の森スポーツグラウンド】 国道486号⇒剣先橋交差点左折後、約1km北進⇒府中市古府の森スポーツグラウンド	広島県 府中市	府中市古府の森 スポーツグラウンド	府中市府中町400-1
			大谷	大谷小学校					
			玉造	玉作会館	避難経由所 は上下運動 公園	①国道9号(宍道湖南部広域農道)⇒国道54号⇒国道314号⇒国道432号 ②国道9号(宍道湖南部広域農道)⇒松江自動車道(宍道IC)⇒中国自動車道(庄原IC)⇒国道432号 (府中市内避難ルート) 【上下運動公園】 国道432号線と県道27号線との交差点(三次、吉舎と記載してある道路標識付近)から直進、約1km先の左手(小さな白い看板あり「上下運動公園」)	広島県 府中市	上下運動公園	府中市上下町上下2400-1

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

社会福祉施設（入所施設）における
「原子力災害にかかる避難計画」
作成ガイドライン

平成24年10月

島根県健康福祉部

目 次

I ガイドラインの目的

II 避難計画作成に当たって

III 避難計画の内容等

(避難計画の作成例及び留意事項)

I ガイドラインの目的

島根原子力発電所において、万一、原子力災害が発生し、避難指示等が発令された場合に、社会福祉施設入所者、勤務する職員及び入所者又は出入りする全ての者を安全に避難させるためには、社会福祉施設においてあらかじめ対応すべき必要な事項を定めた「避難計画」を各社会福祉施設で作成しておくことが重要である。

本ガイドラインは、福島第一原子力発電所における事故を踏まえ、島根原子力発電所から概ね 30km 圏内に所在する社会福祉施設(入所施設)の「避難計画」作成を支援し、速やかで円滑な原子力災害対応を行うことを目的とする。

各社会福祉施設においては、このガイドラインを参考とし、入所者の特性を踏まえるとともに各施設の実情に応じた避難計画を定めるものとする。

II 避難計画作成に当たって

1 原子力災害の特性

- ① 放射線は五感に感じられないことから、身体への影響の程度やどのように行動すればよいのかを自ら判断できない。このため、行政機関(国・県・市)の発表する情報を確実に入手するとともに正しく理解し、その指示等に従うことが大切。
- ② 原子力発電所には原子炉格納容器や原子炉建物などがあり、重大な事故発生時においても、住民の健康に影響を与えるほどの放射性物質の放出は、ある程度の時間を経た後となるので、計画的な避難を行うことが可能。

2 行政機関からの伝達情報

- 注意喚起 …………… 発電所で重大な事故が発生した場合に伝達(県)
- 避難準備情報 …………… 避難、屋内退避の可能性が高まった段階で発表(市)
- 避難指示 …………… 避難、屋内退避が必要になった段階で発令(市)
(※避難準備情報の発表と屋内退避指示の発令が同時の場合もある。)
- 事故等の情報 …………… マスコミ等を通じて適宜発表(国・県・市)

3 避難の基本的考え方

(1) 避難の時期等

福島県の事例を踏まえると、島根原子力発電所の事故の進展に応じて、発電所に近い地域から段階的に同心円状の地域に避難指示または屋内退避指示の発令が想定されることから、避難についてはこの指示に従い段階的に実施し、大量の放射性物質放出前の避難完了を目指す。

しかしながら高齢者・障がい者等の避難にあたっては、搬送に伴うリスクを避けることが重要であるため、屋内への退避を組み合わせながら、県が用意する搬送手段及び避難先自治体が設置する避難所の準備が十分整った段階で、避難を開始する。

避難指示等情報提供の流れ(基本形)

【重大な事故発生】→ ① 注意喚起の情報(県)→ ② 避難準備情報の提供(市)
→ ③ 屋内退避、避難指示(市)→ 【避難、屋内退避の実施】

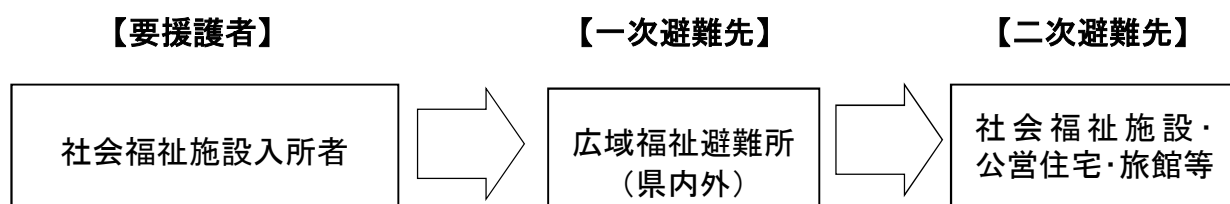
※国の防災対策の見直し検討状況から、発電所から概ね 5km 圏(PAZ)に最も早い段階で避難指示が出され、以降、事故の進展により、外側の同心円状の地域に段階的に避難指示や屋内退避指示が出されることになると想定される。

《参考》段階的避難；福島第一原子力発電所における避難指示等の例

- 東北地方太平洋沖地震発生(3月11日 14:46)
津波第一波到達(3月11日 15:27)
- ① 第1段階 3km圏 避難指示、3～10km圏 屋内退避指示(3月11日 21:23)
② 第2段階 10km圏 避難指示(3月12日 5:44)
1号機建屋上部で水素爆発(3月12日 15:36)
③ 第3段階 20km圏 避難指示(3月12日 18:25)
3号機建屋上部で水素爆発(3月14日 11:01)
4号機建屋上部で水素爆発(3月15日 6:00頃)
④ 第4段階 20～30km圏 屋内退避指示(3月15日 11:00)

(2) 避難の形態

社会福祉施設入所者については、島根原子力発電所から 30km 圏外に設置する広域福祉避難所に一次的に避難する。その後、原子力災害の状況により、避難の長期化が見込まれる場合は、一ヶ月以内に県内外の二次避難先である社会福祉施設や公営住宅等に再避難する。



Ⅲ 避難計画の内容等

多数の入所者等を混乱なく安全に避難させるとともに、最終的な避難先である社会福祉施設等に再避難するまでの間、身体及び生命の安全を確保するために、次に示す項目を参考に、各施設の実態に即した具体的な避難計画を作成するとともに、職員、入居者及びその家族等にこの計画を周知する。

- 避難計画の目的
- 関係者の役割（施設管理者、職員、入所者等）
- 災害時の組織体制と任務
- 災害情報等の受伝達
- 避難誘導等
- 広域福祉避難所での入所者のケア等
- 原子力防災研修及び訓練

なお、作成例及び留意事項については以下のとおり。

原子力災害にかかる避難計画

(法人名・施設名)

1. 目的

この計画は、島根原子力発電所において、万一、原子力災害が発生するなどし、避難指示等が発令された場合に対応すべき必要な事項を定め、(法人名・施設名)の入所者、勤務する職員及び出入りする全ての者(以下「利用者等」という。)を安全に避難させることを目的とする。

2. 施設管理者の役割

施設管理者は、地元自治体(県・市)との連携により事故情報や避難措置に関する情報を早期かつ正確に入手し、(法人名・施設名)における原子力災害による避難指示範囲外(30km圏外)への避難及び一時避難先である広域福祉避難所での入所者のケア等を実施する。

このため、施設管理者は、本計画に基づき施設職員を指揮し、次の業務を行うものとする。

(1) 平常時

①原子力災害にかかる避難計画の作成及び変更

②地元自治体(県・市)の「地域防災計画」の内容確認

- ・地域防災計画は、年1回程度改訂されるので、本編・資料編の関係箇所を確認し、必要に応じて避難計画の見直しを行う。
- ・県からガイドラインの改訂通知があったときは、適宜見直しを行う。

③広域福祉避難所及び避難ルートの確認

- ・予め地元自治体から示される広域福祉避難所の位置や避難ルートを、地元自治体(県・市)の地域防災計画及び避難計画、道路地図等により確認する。

④災害対応体制の整備

- ・災害に適切に対応するために必要な班等を組織し、その役割等を定める。
- ・職員の参集時期や範囲、関係施設への応援要請等の手順を予め定める。

⑤地元自治体との連絡体制及び情報収集体制の整備

- ・地元自治体からの連絡手段の確認及び地元自治体への連絡先を確認する。
- ・地元自治体の「防災メール」の受信登録及び職員への登録を指導する。
- ・情報収集手段(テレビ、ラジオ、地元自治体のホームページ、ケーブルテレビの告知端末等)の整備に努める。

⑥避難体制の整備

- ・避難の際に必要な搬送手段や資機材の種類及び数量、支援者の職種と人数を把握し、入所者の避難誘導、避難支援体制等を定める。
- ・避難の際に持ち出さなければならない介護記録等の書類、資機材、医薬品、備蓄物資等を定める。

⑦広域福祉避難所での介護体制等の確保

- ・広域福祉避難所において、可能な限り入所者に対して現状と同レベルのサービス提供ができるように努める。
- ・その際、必要となる最低限の物資、資機材、人員等を把握する。

《参考》

避難所におけるサービス提供についても介護報酬等の算定の対象となる
(H23.3.11 厚労省通知 他)

⑧設備等の点検及び不備欠陥設備等の改善

- ・年〇回は防災用設備や非常用発電設備等の点検を行い、異常がある場合や不備欠陥設備等については速やかに改善する。

⑨職員に対する原子力防災に関する研修及び訓練の実施

- ・職員に対しては採用時と年〇回（研修の頻度を記載）研修を実施する。
- ・毎年度（〇年に1回等訓練の頻度を記載）、訓練実施計画を作成し、避難誘導訓練等を実施する。また、地元自治体の訓練に参加するよう努める。

⑩防災対策委員会の開催

- ・毎年、防災対策委員会を開催し、避難計画の見直しや訓練、研修の実施等についての検討を行う。

（２）災害発生時

①災害対応組織の設置

- ・地元自治体（県）等から、島根原子力発電所において、重大な事故が発生したという情報を入手した場合は、本計画に基づき災害対応のための組織を設置するとともに、状況に応じて非番職員の参集を検討する。

②地元自治体（県・市）等からの非常災害・防災情報の把握

- ・地元自治体（県・市）の発表情報やテレビ、ラジオなどの災害情報を自ら入手するほか、情報収集・伝達班（〇〇班、職名等実情に応じて記載）に入手させ報告を求めるなど、最新の情報を把握する。

③避難に関する地元自治体（市）との連絡

- ・避難準備等の連絡があった場合は、地元市災害対策本部（〇〇担当課）に利用者等の人数、避難に必要な車両や資機材の調達及び支援者の派遣など避難に関する情報提供を行う。

④避難誘導等の指示

- ・ 本計画に基づいた避難誘導、避難支援等の災害対応全般を安全かつ円滑に実施できるよう各班（職員）に指示する。

⑤広域福祉避難所での入所者のケア及び避難所運営への参加

- ・ 避難所運営自治体職員と連携を取りながら、入所者のケアを実施する。
- ・ 避難所運営組織への参加など避難所運営が円滑に行われるよう、運営自治体に協力する。

⑥避難の長期化が見込まれる場合における広域福祉避難所からの二次避難の調整

- ・ 県災害対策本部（担当課）との連携のもと、入所者が再避難する入所施設等への二次避難について家族等と調整を行う。

3. 施設職員の役割

施設職員は、施設管理者の指揮のもと、利用者等の人命の確保のため、本計画に基づき、必要な措置を果たすものとする。

4. 利用者等の役割

利用者等は、原子力災害から身を守るため、施設管理者及び職員の避難誘導等の指示に従うものとする。

5. 各班の組織と任務

施設管理者は、地元自治体(県)等から島根原子力発電所で重大なトラブルが発生したという情報を入手した場合には、施設内に下記の班を設置し、各班はそれぞれの任務を行う。

以下、標準的な班編制と必要な任務を例示するので、各施設の規模等に合わせた修正が必要

(1) 施設滞在時

①指揮班

- 1) 施設管理者を補佐し、各班へ必要な事項を指示
- 2) 施設利用者の状況把握(入所者、家族、出入業者、ボランティア及び職員の数や健康状態等)
- 3) 関係事業所(併設通所事業所、訪問事業所、同一法人施設)への支援打診
- 4) 避難に関する地元市災害対策本部(〇〇担当課)との連絡(避難人数、必要となる車両、資機材、支援員等の連絡及び車両到着時刻等の調整)
- 5) 入所者以外の施設出入り者(家族、出入業者、ボランティアなど)へ退去等の指示(必要に応じて、入所者支援を依頼する場合もありうる)
- 6) 備蓄食糧及び資機材、非常持ち出し品の点検・確保等

【備蓄品及び非常持ち出し品(例示)】

備 蓄 品 目	備蓄場所	備 考
介護記録		
食糧備蓄品		
処方箋、処方薬、写真付き資料(本人確認用)		
携帯ラジオ、懐中電灯、拡声器、乾電池、発電機、無線機		
応急医薬品(消毒薬、鎮痛剤、下痢止め、応急セット、包帯、絆創膏、カットバン、ガーゼ、目薬、携帯用吸入器及び酸素ボンベ、AED等)、 オムツ(紙オムツ) Pトイレ ブルーシート 毛布、体交マクラ		

7) 広域福祉避難所立ち上げのための先発隊の派遣対応

8) 避難状況の確認

②情報収集・伝達班

- 1) 地元自治体(県・市)が発表する情報を迅速に入手し、指揮班に伝達
- 2) 非番職員への参集指示等の伝達
- 3) 入所者家族、関係機関等(必要に応じて具体的に記載)への避難情報等の伝達

③避難誘導班

- 1) 地元自治体(市)から避難指示または屋内退避指示が発令された場合の屋内への避難誘導及び防護措置(窓締め、換気扇の停止、ベッドの移動等)の実施
- 2) 施設所有及び地元自治体(県)が手配した避難車両等までの誘導及び乗車補助
- 3) 避難車両等への備蓄物資等の積み込み
- 4) 避難車両等でのケアの実施

(2) 広域福祉避難所滞在時

① 広域福祉避難所指揮班

- 1) 広域福祉避難所へ避難した入所者及び職員の状況把握
- 2) 避難所運営自治体職員との連絡調整（避難者情報の連絡、不足物資の調達、応援職員の派遣依頼等）
- 3) 避難所使用にかかる注意事項等の把握及び職員等への伝達
- 4) 職員ローテーションの編成
- 5) 二次避難先の入所に関する県災害対策本部（担当課）及び家族等との連絡調整
- 6) 二次避難先となる入所施設への入所者情報の提供及び移送調整
- 7) 入所者の容体急変時の対応
- 8) 入所者家族、関係機関等（必要に応じて具体的に記載）への連絡（広域福祉避難所への避難完了、二次避難先入所施設への移送など）

② 広域福祉避難所入所者ケア班

- 1) 入所者のケア
- 2) 広域福祉避難所の運営支援（清掃、洗濯等）

6. 防災・災害情報受伝達

情報収集・伝達班は、次により防災・災害情報の受伝達を実施する。

(1) 防災・災害情報の収集

地元自治体(県・市)ホームページやテレビ(ケーブルテレビ)、ラジオ、防災メール(県・市)、防災行政無線等から次の情報を収集し、指揮班に伝達する。

- ①災害情報(トラブル情報、事故の進展情報、緊急事態宣言情報、放射性物質の環境への影響の有無(モニタリング情報)など)
- ②国や地元自治体(県・市)の対応状況
- ③施設(住民等)のとるべき対応(避難準備、屋内待避、避難等)
- ④避難にあたっての具体的な情報(避難先(変更時)、避難車両等の到着時間等)
- ⑤避難ルートの道路情報や避難先の気象情報など必要な情報

(2) 非番職員への連絡

非番職員へ災害発生情報や参集(参集先)又は自宅待機の指示を連絡する。

(3) 入所者家族等への連絡

入所者の家族、関係機関等(必要に応じて具体的に記載)へ避難先、出発予定時間、到着予定時間等を連絡する。

(4) 緊急連絡先一覧

名 称	TEL	F A X	Eメール
市防災担当課			
市福祉担当課			
県福祉担当課			
関係事業所			
避難予定の 広域福祉避難所			
(職員) 一覧表を参照			
(利用者の家族等) 一覧表を参照			

※ 情報受伝達系統図及び緊急連絡先一覧を施設内に掲示すること。

※ 個人情報については「取扱注意」のこと。

7. 避難誘導等

避難誘導班は、施設管理者の指示に従い、安全かつ円滑に利用者等を広域福祉避難所に避難誘導する。

(1) 避難誘導の原則

屋内退避指示が発令された場合は、速やかに窓を閉めるとともに換気扇を停止させ、できるだけ窓から離れた位置に退避する。

避難指示が発令された場合は、地元自治体(県)が用意する避難車両等もしくは当施設の保有する車両が準備できた段階で、あらかじめ定めた避難方法・避難経路により利用者等を避難車両等まで誘導し、指示された広域福祉避難所へ避難誘導する。

(2) 避難の判断

地元自治体(市)からの指示に基づき行うこととし、避難手段、避難先の確保など避難準備が整った段階で避難を開始する。

なお、避難準備が整うまでは施設内に退避し、待機する。

(3) 施設内での避難の方法

避難誘導班は、入所者の健康状態等を確認のうえ、適切な手段により避難車両等まで避難誘導し、避難車両等への乗車を補助する。また、入所者の携行品や備蓄物資の避難車両等への積み込みも行う。

(4) 避難経路(施設内)の選定

施設内の避難経路は、〇〇のとおりする。

あらかじめ避難経路を記載し、誰もが確認できる場所に掲示する。

(5) 避難中のケア

避難誘導班は、避難車両に同乗して避難中の入所者のケアを行うほか、広域福祉避難所へ避難後も避難所でのケア体制が整うまでの間のケアを行う。

【避難予定場所】

(例)広域福祉避難所:〇〇市〇〇地区 〇〇市健康福祉センター(電話:)

災害の状況等により、他の広域避難所へ避難先が変更になることもあり得る。

【避難予定場所への避難経路】

地元自治体(県・市)の避難計画から転記する。

8. 広域福祉避難所における入所者のケア等

広域福祉避難所入所者ケア班は、広域福祉避難所へ避難した入所者のケアを実施する。

広域福祉避難所での入所者のケアについては、当該施設の施設設備の状況を踏まえて、可能な限り避難前と同レベルのサービス提供に努めるものとする。

広域福祉避難所は一時的な避難所であることから、県や家族、関係機関等と連携し、入所者がより環境の整った入所施設に再避難できるようにする。

(1) 先発隊の派遣

施設管理者は、避難指示が発令された時には、広域福祉避難所での受け入れ体制を整えるため、広域福祉避難所指揮班と広域福祉避難所入所者ケア班から成る先発隊の派遣を検討する。

先発隊は広域福祉避難所で使用する物資、資機材等を搬送するとともに、避難所施設管理者や避難先自治体職員等から施設使用の注意事項や地域の介護・医療情報等を聞き取り、広域福祉避難所指揮班に伝達する。

(2) 入所者等の健康状況等の把握等

広域福祉避難所入所者ケア班は、広域福祉避難所に入所者等が避難した時点及び毎日定時に、入所者等の健康状態を把握し、異常等があった場合は広域福祉避難所指揮班に伝達する。

その際、広域福祉避難所指揮班は、医療機関等と連絡を取り適切に対処する。

(3) 物資や人員の不足状況の把握及び避難所運営自治体職員等への伝達

広域福祉避難所指揮班は、入所者のケアに必要な物資や人員の不足状況を随時把握し、当該情報を広域福祉避難所運営自治体職員を通じて県災害対策本部に対し、物資や人員の確保を要請する。

(4) 特別食等の提供の依頼

広域福祉避難所指揮班は、避難した入所者に適切な食事の提供がなされるよう、入所者個々の健康状態や栄養管理情報に基づき、広域福祉避難所運営自治体の職員を通じて特別食や調理器具（設備）等の提供を県災害対策本部に要請する。

(5) 職員ローテーションの編成

広域福祉避難所指揮班は、応援職員やボランティアの派遣状況を踏まえて、広域福祉避難所入所者ケア班の職員ローテーションを行う。

(6) 二次避難先となる社会福祉施設に関する家族等との調整

広域福祉避難所指揮班は、県災害対策本部（担当課）から提供された二次避難先となる入所施設の受入情報をもとに、家族等と調整を行い、入所者の二次避難先希望施設を県災害対策本部（担当課）へ報告する。

(7) 二次避難先となる社会福祉施設への入所者情報の提供及び移送調整

広域福祉避難所指揮班は、二次避難先となる入所施設が決定した後、速やかに当該受入先入所施設に入所者情報を提供するとともに移送手段等について協議する。移送手段等の確保が困難な場合は、県災害対策本部（担当課）に移送手段等の確保を要請する。

(8) 入所者家族等への連絡

広域福祉避難所指揮班は、入所者の広域福祉避難所への避難完了時及び入所者の健康状態に変化があった場合は入所者家族、関係機関等（必要に応じて具体的に記載）へ連絡する。

(9) 広域福祉避難所の運営補助

広域福祉避難所入所者ケア班は、広域福祉避難所の運営に関して、施設の清掃、洗濯などについては、自主的に実施するものとする。

9. 原子力防災研修と訓練

(1) 研修

施設管理者は、原子力災害の特殊性や避難計画に関する事項を職員及び利用者等に研修し、避難計画の理解と周知を図る。

【研修内容】

- (i) 原子力災害の特殊性
- (ii) 情報受伝達体制と伝達先の確認（情報の受け方、発信方法）
- (iii) 避難誘導（誰が誰をどこへ避難するのか、要介護者の避難方法、階段避難方法等）
- (iv) 避難計画の周知

区 分		実施回数	実施要領
職員	新規採用	採用時○回	設備器具の取扱い、実技、原子力防災計画の内容、防災用設備等の点検
	継続雇用	年○回	
利用者家族	新規利用	入所時○回	避難経路、避難場所、家族等への連絡方法、原子力災害にかかる避難計画の説明 ・家族会等で説明する
	継続利用	1年○回	

(2) 訓練

施設管理者は、毎年度（○年に1回）、原子力災害を想定した訓練計画を定め、実施する他、地元自治体（県・市）等が行う訓練にも参加する。

原子力防災に関するチェックシート

区 分	チェック項目	結 果
1 避難計画の作成・変更	避難計画は作成（変更）しましたか。	
2 原子力防災指針の区域等	施設は、どの原子力防災指針に定めるとの区域に存在しますか。 また、島根原子力発電所からの距離はどの程度ですか。	
3 施設利用者状況の把握	車椅子やストレッチャー等による移送の要否や医療的ケアの実施状況を入所者ごとに把握していますか。	
	利用者に関する情報を一覧表等に整理していますか。	
4 役割分担の決定	避難時の役割分担を決めていますか。また、職員は理解していますか。	
5 連絡体制の整備	防災関係機関等緊急連絡先一覧を作成していますか。	
6 職員の招集・参集基準の決定	夜間や休日における職員の招集・参集基準を設けていますか。	
7 情報収集	原子力災害情報の入手方法をリストアップしていますか。	
8 避難所と避難ルート	広域避難所の場所や避難ルートを確認していますか。	
9 備蓄品及び非常持ち出し品の準備	災害時に必要な食糧などの備蓄品や非常持ち出し品のリストを作成していますか。	
10 設備等の定期的な点検	防災用設備の点検や不備欠陥設備等の改善は、行われていますか。	
	非常用電源設備はありますか。また、点検していますか。	
11 職員への防災教育・研修	職員への防災教育（研修）を実施していますか。（実施日時は）	
12 防災訓練の実施	定期的に防災訓練を実施していますか。（実施（予定）日）	

病 院 に お け る
「原子力災害にかかる避難計画」
作 成 ガ イ ド ラ イ ン

平成24年11月13日現在 Ver1

平成24年11月

島根県健康福祉部医療政策課

目 次

I ガイドラインの目的

II 避難計画作成に当たって

III 避難計画の内容等

(避難計画の作成例及び留意事項)

I ガイドラインの目的

島根原子力発電所において、万一、原子力災害が発生し、避難指示等が発令された場合に、病院入院患者、外来患者及び勤務する職員又は出入りする全ての者を安全に避難させるためには、病院においてあらかじめ対応すべき必要な事項を定めた「避難計画」を各病院で作成しておくことが重要である。

本ガイドラインは、福島第一原子力発電所における事故を踏まえ、島根原子力発電所から概ね 30km 圏内に所在する病院等(有床診療所を含む)の「避難計画」作成を支援し、速やかで円滑な原子力災害対応を行うことを目的とする。

各病院においては、このガイドラインを参考とし、病院機能や病床種別の特性を踏まえるとともに各病院の実情に応じた避難計画を定めるものとする。

II 避難計画作成に当たって

1 原子力災害の特性

- ① 放射線は五感に感じられないことから、身体への影響の程度やどのように行動すればよいのかを自ら判断できない。このため、行政機関(国・県・市)の発表する情報を確実に入手するとともに正しく理解し、その指示等に従うことが大切。
- ② 原子力発電所には原子炉格納容器や原子炉建物などがあり、重大な事故発生時においても、住民の健康に影響を与えるほどの放射性物質の放出は、ある程度の時間を経た後となるので、計画的な避難を行うことが可能。

2 行政機関からの伝達情報

- 注意喚起 …………… 発電所で重大な事故が発生した場合に伝達(県)
- 避難準備情報 …………… 避難、屋内退避の可能性が高まった段階で発表(市)
- 避難指示 …………… 避難、屋内退避が必要になった段階で発令(市)
(※避難準備情報の発表と屋内退避指示の発令が同時の場合もある。)
- 事故等の情報 …………… マスコミ等を通じて適宜発表(国・県・市)

3 避難の基本的考え方

(1) 避難の時期等

福島県の事例を踏まえると、島根原子力発電所の事故の進展に応じて、発電所に近い地域から段階的に避難指示または屋内退避指示の発令が想定されることから、避難についてはこの指示に従い段階的に実施し、大量の放射性物質放出前の避難完了を目指す。

しかしながら、病院等の避難にあたっては、搬送に伴うリスクを避けることが重要であるため、屋内への退避を組み合わせながら、県が用意する搬送手段及び避難先病院とのマッチングが済み、受け入れ体制が十分整った段階で、避難を開始する。

避難指示等情報提供の流れ(基本形)

【重大な事故発生】 ① 注意喚起の情報(災害発生情報)(県) → ② 避難準備情報の提供(市) → ③ 屋内退避、避難指示(市) → 【避難、屋内退避の実施】

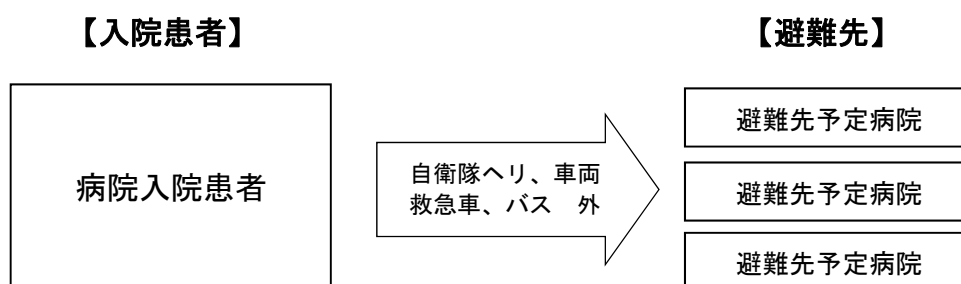
※国の防災対策の見直し検討状況から、発電所から概ね 5km 圏(PAZ)に最も早い段階で避難指示が出され、以降、事故の進展により、外側の地域に段階的に避難指示や屋内退避指示が出されることになると想定される。

《参考》段階的避難；福島第一原子力発電所における避難指示等の例

	東北地方太平洋沖地震発生(3月11日 14:46)
	津波第一波到達(3月11日 15:27)
① 第1段階	3km圏 避難指示、3～10km圏 屋内退避指示(3月11日 21:23)
② 第2段階	10km圏 避難指示(3月12日 5:44)
	1号機建屋上部で水素爆発(3月12日 15:36)
③ 第3段階	20km圏 避難指示(3月12日 18:25)
	3号機建屋上部で水素爆発(3月14日 11:01)
	4号機建屋上部で水素爆発(3月15日 6:00頃)
③ 第4段階	20～30km圏 屋内退避指示(3月15日 11:00)

(2) 避難の形態

病院入院患者については、病院の機能や病床の種別など様々であり、入院患者の状況も異なることから、スムーズに避難先が確保できるよう、予め、病院の機能や病床種別に応じた避難先病院（島根原子力発電所から 30km 圏外に設置する病院）を選定し、避難を行う。



Ⅲ 避難計画の内容等

多数の入院患者等を混乱なく安全に避難させるとともに、避難先である病院へ避難するまでの間、身体及び生命の安全を確保するために、次に示す項目を参考に、各病院の実態に即した具体的な避難計画を作成するとともに、職員、入院患者及びその家族等はこの計画を周知する。

- 避難計画の目的
- 関係者の役割（病院長、病院職員、入院患者等）
- 各班の組織と任務
- 防災・災害情報伝達
- 避難先病院との受け入れ調整
- 避難誘導等
- 避難の開始
- 避難先病院での医療支援
- 原子力防災研修等の実施
- 避難先予定病院の記載について

なお、避難計画作成例は以下のとおり。（各病院で、 内の手順を参考に避難計画を作成してください。）

(避難計画の作成例)

原子力災害に係る避難計画

(病 院 名)

1. 目的

この計画は、島根原子力発電所において、万一、原子力災害が発生するなどし、避難指示等が発令された場合に対応すべき必要な事項を定め、(病院名)の入院患者、勤務する職員及び出入りするすべての者(以下「入院患者等」という。)を安全に避難させることを目的とする。

2. 病院長の役割

病院長は、地元自治体(県・市)との連携により事故情報や避難措置に関する情報を早期かつ正確に入手し、個々の入院患者の症状や状態を考慮しつつ、原子力災害による避難指示範囲外(30km圏外)の避難先病院へ確実に避難させるものとする。

このため、病院長は、本計画に基づき病院職員を指揮し、次の業務を行なうものとする。

(1) 平常時

① 原子力災害に係る避難計画の作成及び変更

② 地元自治体(県・市)の「地域防災計画」の内容確認

- ・地域防災計画は、年1回程度改訂されるので、本編・資料編の関係箇所を確認し、必要に応じて避難計画の見直しを行う。
- ・県からガイドラインの改訂通知があったときは、適宜見直しを行う。

③ 避難先病院群及び避難ルートの確認

- ・予め予定されている避難先病院群の位置や避難ルートを、地元自治体(県・市)の地域防災計画及び各市が作成する避難計画、道路地図等により確認する。

④ 災害対応体制の整備

- ・災害に適切に対応するために必要な班等を組織し、その役割等を定める。
- ・職員の参集時期や範囲、関係施設への応援要請等の手順を予め定める。

⑤ 地元自治体との連絡体制及び情報収集体制の整備

- ・地元自治体からの連絡手段の確認及び地元自治体への連絡先を確認する。
- ・地元自治体の「防災メール」の受信登録及び職員への登録を指導する。
- ・情報収集手段(テレビ、ラジオ、地元自治体のホームページ、ケーブルテレビの告知端末等)の整備に努める。

⑥ 避難体制の整備

- ・避難の際に必要な搬送手段や資機材の種類及び数量、支援者の職種と人数を把握し、入院患者の避難誘導、避難支援体制等を定める。
- ・避難の際に持ち出さなければならない患者情報等の書類、資機材、医薬品、備蓄物資等を定める。

⑦ 入院患者の受入調整手順の確認

- ・予め選定されている避難先病院群と患者受入調整に係る手順を確認する。

⑧ 設備等の点検及び不備欠陥設備等の改善

- ・年〇回は防災用設備や非常用発電設備等の点検を行い、異常がある場合や不備欠陥設備等については速やかに改善する。

⑨ 職員に対する原子力防災に関する研修・教育の実施

- ・職員に対しては採用時と年〇回（研修の頻度を記載）研修を実施する。
- ・毎年度（〇年に1回等訓練の頻度を記載）、訓練実施計画を作成し、避難誘導訓練等を実施する。また、地元自治体の訓練に参加するよう努める。

⑩ 防災対策委員会の開催

- ・毎年、防災対策委員会を開催し、避難計画の見直しや訓練、研修の実施等についての検討を行う。

（２） 災害発生時

① 病院内の災害対策本部の設置

病院長は、地元自治体（県）等から災害発生情報を受けた後、院内災害対策本部を設置し、院内職員に対し、災害発生についての周知を行うとともに、各班に対し災害時体制準備に係る指示を行う。

また、避難指示のほか屋内退避指示等も想定し、地元自治体（市）からのその後の指示等に対応できるよう、院内の情報を集約するとともに、避難準備体制に入るものとする。

- ・地元自治体（県）等から、島根原子力発電所において、重大な事故が発生したという情報を入手した場合は、本計画に基づき災害対応のための災害対策本部を設置するとともに、今後の避難指示、屋内退避指示等も想定した避難準備体制を取る。

② 地元自治体（県・市）等からの非常災害・防災情報の収集及び報告

病院長は、総務情報収集・伝達班から院内患者情報（入院患者（症状別）、外来患者等）、ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）状況、備蓄品（食料、医薬品、診療材料、燃料等）状況、利用可能医療機器等の状況の報告を受ける。

次に、入院患者等の避難に必要な搬送手段と台数を地元自治体（県）に報告し、搬

送手段確保を要請する。

また、院内情報収集した結果、病院として病院外からの支援を必要とする事項があれば、地元自治体（県・市）に要請する。

病院の被災状況については、地元自治体（県・保健所）に対して、電話等での連絡をするほか、島根県広域災害医療情報システム（以下「EMIS」という。）に被災状況等を入力する。

- ・地元自治体（県・市）の発表情報やテレビ、ラジオなどの災害情報を入手するほか、総務情報収集・伝達班（〇〇班、職名等実情に応じて記載）に入手させ報告を求めるなど、最新の情報を把握する。

③ 避難に関する地元自治体との連絡

- ・避難準備情報の連絡があった場合は、地元自治体（県）に入院患者等の人数、避難に必要な車両や資機材の調達及び支援者の派遣など避難に関する情報提供を行う。

④ 避難先病院との受入調整

病院長は、避難準備情報を受けた後、直ちに地元自治体（県）と連携して、予め選定されていた避難先の病院と調整を行い、避難先病院を決定する。

なお、避難先病院群の中で、患者受入数が足りない場合は、地元自治体（県）を通じて、再度、入院患者受入調整を行う。

また、避難先病院と調整を行う際に、病院長は、入院患者のうち早期退院が可能な患者については、退院を勧奨する。

- ・入院患者情報と避難先病院の受入可能病床数に基づき、病院の入院患者等誘導班が中心になって避難先病院との受入調整を実施する。
なお、避難先病院が決定したら、速やかに家族に知らせるとともに、地元自治体（県）へも連絡をする。

⑤ 避難誘導等の指示

病院長は、地元自治体（県）から搬送手段の病院到着時間を確認の上、避難先と搬送手段が確保され、避難できる患者から避難誘導開始を指示する。

- ・本計画に基づいた避難誘導、避難支援等の災害対応全般を安全かつ円滑に実施できるように各班（職員）に指示する。

⑥ 避難の開始

- ・避難病院は、避難先病院が決定し、搬送手段が確保された段階で、患者情報等を避難先病院へ連絡をして、避難を開始する。
また、速やかに地元自治体（県）へ報告するとともに、家族にも連絡をする。

⑦ 避難先病院等での医療支援

- ・病院職員は、患者搬送時及び避難先病院等における医療活動に協力する

3. 病院職員の役割

病院職員は、病院長の指揮のもと、入院患者の人命確保のため、本計画に基づき、必要な措置を迅速に果たすものとする。

4. 入院患者等の対応

入院患者は、病院長及び職員の指示に基づき、原子力災害から身を守るため、避難誘導等の指示に従うものとする。

5. 各班の組織と任務

病院長は、地元自治体（県）等から島根原子力発電所で重大な事故が発生したという情報を入手した場合には、病院内に下記の班を設置し、各班はそれぞれの任務を行う。

以下、標準的な班編制と必要な任務を例示するので、各病院の規模等に合わせた修正が必要

（１）総務情報収集・伝達班【指揮、情報収集、伝達】

- ① 院内災害対策本部の設置及び運営（病院長補佐、各班への指示）
- ② 災害時情報の収集及び伝達（院内各班からの情報収集、各班への伝達）
- ③ 入院患者、病院被災情報の報告（入院患者数、必要車両台数、被災状況等報告）
- ④ 避難における要員確保（非番職員の招集、関係機関への支援員等確認）
- ⑤ 事前に選定されている避難先予定病院群内の病院との調整（県間調整後）
- ⑥ 避難実施に必要な患者情報（カルテ等）の準備（避難の際に携行）
- ⑦ 外来患者及び出入りする全ての者（家族、出入業者、ボランティアなど）への退去等の指示（必要に応じて、入院患者支援を依頼する場合もありうる）

（２）物資対策班【屋内退避対策】

- ① 病院ライフライン確保対策班と連携し、安全確保のため応急措置対策の統括
- ② 救援物資等の搬出入及び保管
- ③ 救援物資等の受け入れ
- ④ 院内災害対策本部員のための宿泊場所、寝具、食料等の準備

（３）病院ライフライン確保対策班【屋内退避対策】

- ① 施設安全の確保
- ② 物資対策班と連携し、ライフラインを確保（電気、ガス、水道、電話等）
- ③ 医薬品及び診療材料等の備蓄及び確保
- ④ 燃料の確保に向けた対策の実施

（４）入院患者等誘導班【患者誘導担当】

- ① 入院患者等の状況把握（入院患者等の人数及び容態）及び伝達（家族へ）
- ② 入院患者のうち早期退院が可能な患者への退院勧奨
- ③ 避難指示又は屋内退避指示が発令された場合の屋内への避難誘導及び防護措置（窓締め、換気扇停止、ベッドの移動等）の実施
- ④ 避難先病院との受け入れに関する調整（病院間の医療スタッフでの調整）

- ⑤ 避難先病院マッチング及び避難車両等の到着を受け、院内の避難誘導開始し、避難車両への乗車補助
※避難誘導においては、物資対策班、病院ライフライン確保対策班も連携
- ⑥ 避難車両等での医療スタッフの同乗

(5) 食糧確保班【屋内退避対策】

- ① 厨房にある食材・非常用物資の在庫・院内患者の必要な食数等の確認
 - ② 食材・配給品の調理、過熱等衛生面の配慮
 - ③ 食料等の備蓄の確認及び確保に向けた対策の実施
- ※不足物資等があれば、地元自治体(県・市)で対応

6. 防災・災害情報伝達

総務情報収集・伝達班は、次により防災・災害情報の受伝達を実施する。

- (1) 地元自治体（県・市）ホームページやテレビ（ケーブルテレビ）、ラジオ、防災メール（県・市）、防災行政無線等から入手する情報（気象情報、事故の状況、モニタリング状況、放射性物資の放出予測や放出状況及び環境への影響、国・県・市の対応状況、住民のとるべき対応、避難準備情報・避難指示）

地元自治体（県・市）からの情報伝達系統図を添付

- (2) 地元自治体（県）へ伝達する情報（入院患者等の状況、その他）

病院から地元自治体（県）への伝達系統図を添付

- (3) 緊急連絡先一覧

緊急連絡先を施設内に掲示

7. 避難先病院との受け入れ調整

総務情報収集・伝達班及び入院患者等誘導班は、避難準備情報を受けた後、直ちに地元自治体（県）と連携して、予め選定されていた避難先の病院と調整を行い、以下により避難先病院を決定する。

その際、入院患者等誘導班は、入院患者のうち早期退院が可能な患者については、退院を勧奨する。

- （１）病院は、現在の入院患者数（早期退院患者を除く）を地元自治体（県）へ報告
- （２）県からの提供される情報を基に、総務情報収集・伝達班と入院患者等誘導班は、避難先病院の受入可能病床数を確認の上、患者情報（症状、重症度等）により避難病院割り振り（案）を作成
- （３）入院患者等誘導班は、避難先病院に連絡し、割り振り（案）に基づき、患者受入に係る連絡調整を開始
- （４）入院患者等誘導班は、避難先病院群の病院と調整を行い、避難先病院を決定
- （５）搬送手段が確保された段階で、避難先病院へ避難情報（避難患者数、患者傷病状況、避難開始時刻、到着予定時刻等）を報告

8. 避難誘導等

入院患者等誘導班は、病院長の指示に従い、安全かつ円滑に入院患者等を院内玄関先等まで避難誘導する。

（１）避難誘導の原則

入院患者等誘導班は、搬送手段が確保され、搬送先が決定された患者から順番に病院玄関まで避難誘導を行うものとする。

（２）避難の判断

地元自治体（市）からの指示に基づき行うこととし、避難指示があった場合には、直ちに避難準備を整える。

なお、全ての避難準備が整うまでは病院内に退避し、待機する。

（３）玄関先までの誘導方法

入院患者等誘導班は、入院患者の病状等を確認の上、下記避難方法により玄関まで避難誘導し、避難車両や救急車への乗車を補助する。また、入院患者の患者情報・携行品や備蓄物資の避難車両や救急車への積み込みも行う。

（４）避難方法の確認

病院内の避難経路は、別図のとおりとする。

※避難方法毎（担架搬送、車いす搬送、背負い搬送、徒歩（歩行可能者））の避難経路を予め周知しておく

9. 避難の開始

避難に係る搬送手段については、原則、地元自治体（県）が確保することとし、地元自治体（県）から病院に対し、搬送手段確保の連絡が入った段階で避難を行う。

入院患者等誘導班は、搬送手段の確保を確認の上、避難先病院とのマッチングが完了した患者から玄関先等まで誘導した上で、順次、避難を開始する。

なお、患者搬送中に当たっては、必要に応じて医療スタッフが同乗支援を行うものとする。

10. 避難先病院での医療支援

病院職員は、避難先病院における医療活動に協力する。

11. 原子力防災研修等の実施

（1）研修

病院長は、原子力災害の特殊性や避難計画に関する事項を職員及び利用者等に研修し、避難計画の理解と周知を図る。

また、地元自治体（県・市）等が行う研修に職員を参加させる。

【研修内容】

- （i）原子力災害の特殊性
- （ii）情報受伝達体制と伝達先の確認（情報の受け方、発信方法）
- （iii）避難誘導（誰が誰をどこへ避難するのか、要介護者の避難方法、階段避難方法等）
- （iv）患者受入先病院との調整方法等
- （v）避難計画の周知

（2）訓練

病院長は、毎年度（〇年に1回）、原子力災害を想定した訓練計画を定め、実施する他、地元自治体（県・市）等が行う訓練に職員を参加させる。

12. 避難先予定病院の記載について

※避難先予定の地域・病院については、別途連絡